

文京区バリアフリー基本構想の中間評価(案)について

1 趣旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号）に基づき、公共交通機関や特定の建築物・道路等の事業者、管理者が連携しながらソフト面・ハード面の一体的・面的・継続的なまちのバリアフリーを推進していくため、平成28～29年度にバリアフリー基本構想重点整備地区別計画を策定した。

本計画における特定事業について、事業実施後の確認や文京区バリアフリー基本構想推進協議会等での意見を踏まえ、中間評価（案）を作成したため、報告する。

2 検討経緯

令和2年10月	令和2年度 第1回バリアフリー基本構想推進委員会
12月	令和2年度 第1回バリアフリー基本構想推進協議会（書面開催）
令和4年 6月	完了特定事業に対する推進協議会委員への意見照会
11月	令和4年度 第1回バリアフリー基本構想推進委員会
12月	令和4年度 第1回バリアフリー基本構想推進協議会

※バリアフリー基本構想推進委員会：庁内検討委員会

バリアフリー基本構想推進協議会：委員は31人

（学識経験者2人、区民団体9人、区民公募4人、関係行政機関等7人、
交通管理者・交通事業者8人、関係事業者1人）

3 文京区バリアフリー基本構想中間評価（案）

別紙1：文京区バリアフリー基本構想中間評価（案）のとおり

別紙2：文京区バリアフリー基本構想中間評価【参考資料】（案）のとおり

4 今後のスケジュール（予定）

令和5年 2月 議会報告

3月 文京区バリアフリー基本構想中間評価公表

文京区バリアフリー基本構想

中間評価

(案)



令和5年1月

文京区



目 次

第1章 はじめに	1
1.1 文京区バリアフリー基本構想の概要	1
1.2 中間評価の目的	2
1.3 中間評価の流れ	3
第2章 事業の進捗状況及び区民等からの意見	4
2.1 特定事業等の着手率の整理	4
2.2 完了した事業及び主な意見	9
2.3 未着手事業とその要因	22
2.4 心のバリアフリーワークショップ	25
第3章 中間評価のまとめ	28
3.1 社会情勢の変化	28
3.2 短期事業期間における特定事業等の評価	37
3.3 今後の事業推進にあたっての留意点	43
第4章 地区別計画の変更	59
第5章 基本構想・地区別計画の推進に向けて	69
5.1 目標年次に向けた事業推進・留意点の周知	69
5.2 バリアフリー基本構想の更なる推進とスパイラルアップ	69

第1章 はじめに

1.1 文京区バリアフリー基本構想の概要

本区では、平成27年度に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法）」に基づく「文京区バリアフリー基本構想（以下、基本構想）」を策定しました。

基本構想では、「点から面へ、みんなの心へ、バリアフリーの輪を広げよう」の目標のもと、おおむね10年後の令和7年度を目標年次として取組を推進することとしています。

基本構想の検討にあたり、区全体に共通するバリアフリー課題や地域特性を踏まえた構想とするため、文京区都市マスタープランに示す5地区（都心地域、下町隣接地域、山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部）それぞれをバリアフリー法に基づく重点整備地区（図1）に設定し、移動等円滑化に向けた配慮事項や、重点整備地区別の基本方針を設定しました。

その方針に基づき、バリアフリー化を具体化するため、バリアフリー化のために実施する事業（特定事業）を重点整備地区別にとりまとめた重点整備地区別計画（以下、「地区別計画」）を検討しました。平成28年度には「文京区バリアフリー基本構想重点整備地区別計画【都心地域・下町隣接地域】」を、平成29年度には「文京区バリアフリー基本構想重点整備地区別計画【山の手地域（東部・中央・西部）】」を策定しました。



図1 重点整備地区区分図と各地区の面積

表1 これまでの検討経緯

時期	内容
平成18年12月	バリアフリー法の施行
平成28年3月	文京区バリアフリー基本構想の策定
平成29年3月	文京区バリアフリー基本構想重点整備地区別計画【都心地域・下町隣接地域】の策定
平成30年3月	文京区バリアフリー基本構想重点整備地区別計画【山の手地域（東部・中央・西部）】の策定
平成30年度 ～令和4年度	毎年度、各施設設置管理者等に事業の進捗状況を確認し、進捗状況の概要を公表

1.2 中間評価の目的

基本構想では、段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を図るため、目標年次の中間年度である令和2年度に評価を行い、必要に応じて見直しを行うこととしています。

これに基づき、中間評価では、文京区バリアフリー基本構想推進協議会（以下、「推進協議会」）を中心に、特定事業等の進捗状況の整理や、完了した主な特定事業等の確認を行い、事業種ごとの評価や区全体のソフト施策等について評価しました。その結果を踏まえて、今後の基本構想の推進に関する留意点をとりまとめました。とりまとめた内容については、区民や関係事業者に共有し、今後の事業推進に活用することで、重点的かつ一体的なバリアフリー化の推進を図ります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和2年度・令和3年度のまち歩きワークショップや推進協議会等の実施が困難となったため、令和2～4年度の3か年で中間評価を行うこととし、令和3～4年度に事務局及び推進協議会委員により完了した主な特定事業等を確認（現地確認及び写真・動画での確認）し、令和4年度に推進協議会等を実施し中間評価をとりまとめました。

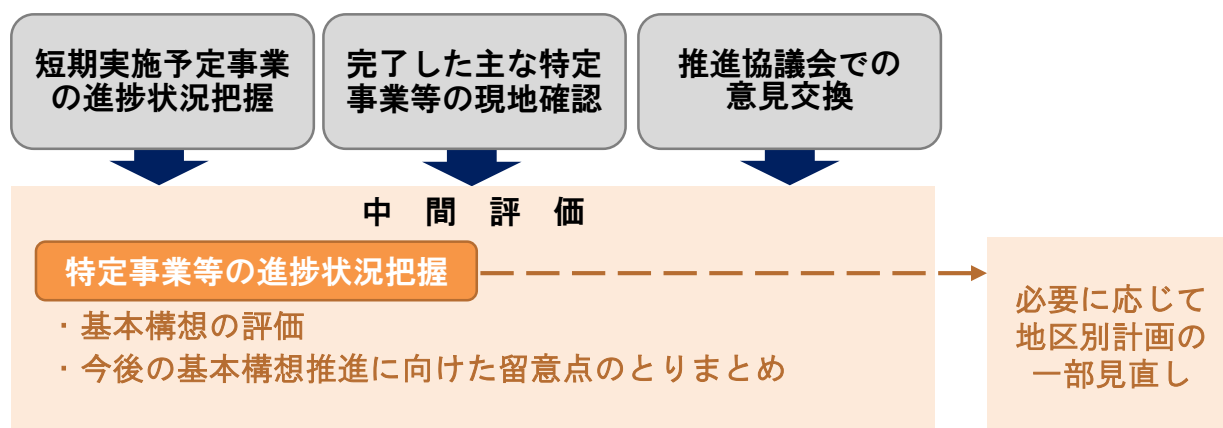


図2 中間評価とりまとめのイメージ

組織・活動	活動内容	参加者の構成
推進協議会	特定事業等の進捗状況等を踏まえ、基本構想の評価について協議しました。	学識経験者・高齢者・障害者・その他区民・施設管理者・事業者・行政関係者等
推進委員会	推進協議会検討内容に関する事前調整や、庁内で連携して取り組む施策について協議しました。	都市・観光・福祉・教育系の庁内担当所管
完了事業の確認	完了した主な特定事業等の確認を行い、さらなるバリアフリー化に向けた課題を把握しました。	学識経験者・高齢者・障害者・その他区民・視察施設の管理者（現地協力）

図3 組織ごとの活動内容と参加者の構成

1.3 中間評価の流れ

中間評価を検討するにあたり、学識経験者や区民、事業者等からなる推進協議会を中心に、特定事業等の進捗状況や区民意見を踏まえ、基本構想の評価について協議しました。また、事務局及び推進協議会委員による完了した主な特定事業等の確認（現地確認及び写真・動画での確認）を行いました。

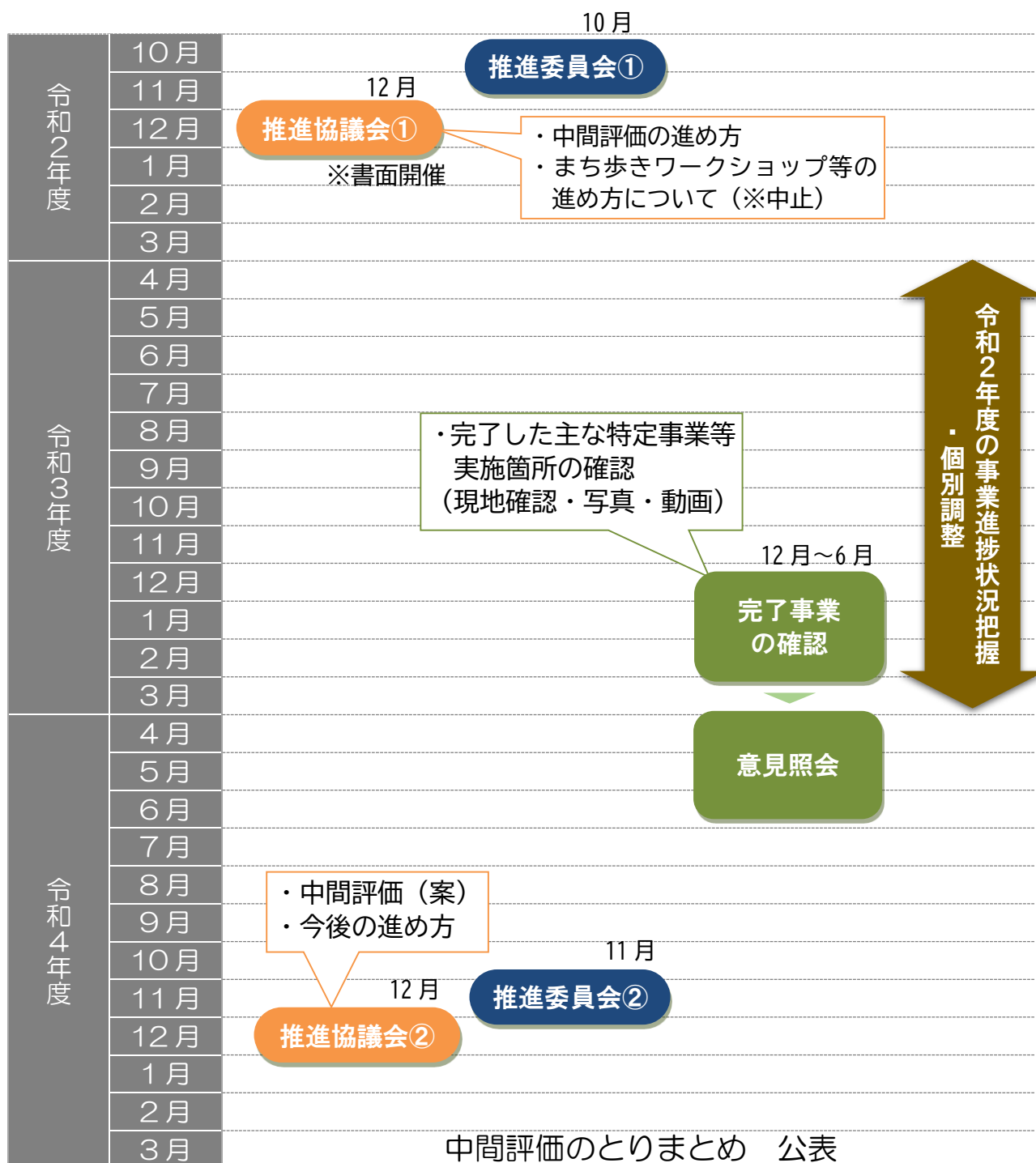


図4 中間評価検討の流れ

第2章 事業の進捗状況及び区民等からの意見

2.1 特定事業等の着手率の整理

各施設設置管理者等による特定事業等の進捗報告を基に、地区及び特定事業種、ハード・ソフト分類ごとに、「事業全体着手率」と「短期事業着手率」を整理しました。

「事業全体着手率」とは、地区別計画に位置づけた全事業のうち、事業状況が〔完了〕〔継続〕〔実施中〕の事業の割合を示したものです。一方で「短期事業着手率」とは、地区別計画で実施時期を【短期】【継続】に位置づけた事業のうち、事業状況が〔完了〕〔継続〕〔実施中〕の事業の割合を示したものです。

なお、特定事業等の実施に向けた検討の結果、実現が困難と判断され実施しないこととしたものや、施設の閉館等の理由により予定事業を中止したのものなどは事業状況を〔その他〕として集計しています。

※【短期】：平成28年度～令和2年度に実施する事業

2.1.1 全体着手率

区全域における事業全体着手率は74%となっており、短期事業着手率では94%となっています。

2.1.2 地区別着手率

地区別に見ると、事業全体着手率では、下町隣接地域が84%と最も事業が推進されており、次いで山の手地域西部（79%）、山の手地域東部（73%）となっています（共通を除く）。

短期事業着手率では、下町隣接地域が100%と全ての事業が着手されており、次いで山の手地域西部（93%）となっています（共通を除く）。

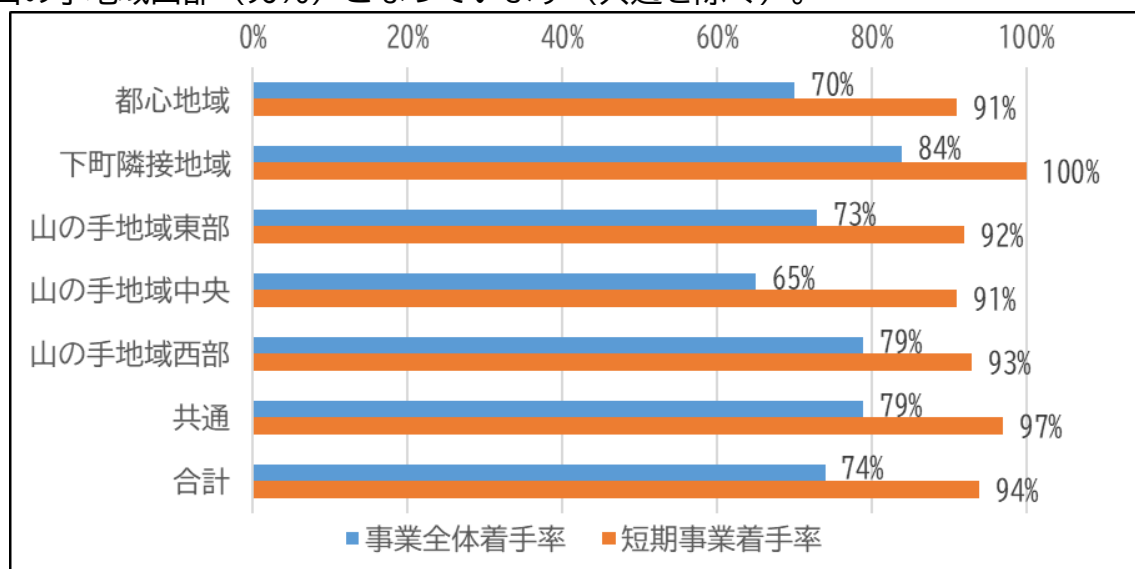


図5 地区別着手率

2.1.3 特定事業種別着手率

特定事業種別に見ると、事業全体着手率は、公共交通特定事業は63%、道路特定事業は73%、建築物特定事業は79%、都市公園特定事業は64%、交通安全特定事業は100%、その他の事業は67%となっています。

短期事業着手率では、公共交通特定事業は94%、道路特定事業は96%、建築物特定事業は94%、都市公園特定事業は94%、交通安全特定事業は100%、その他の事業は81%となっています。

交通安全特定事業は、事業全体着手率及び短期事業着手率ともに100%となっています。

公共交通特定事業、道路特定事業、建築物特定事業、都市公園特定事業の短期事業着手率は90%以上となっており、概ね計画的に事業が進捗しています。

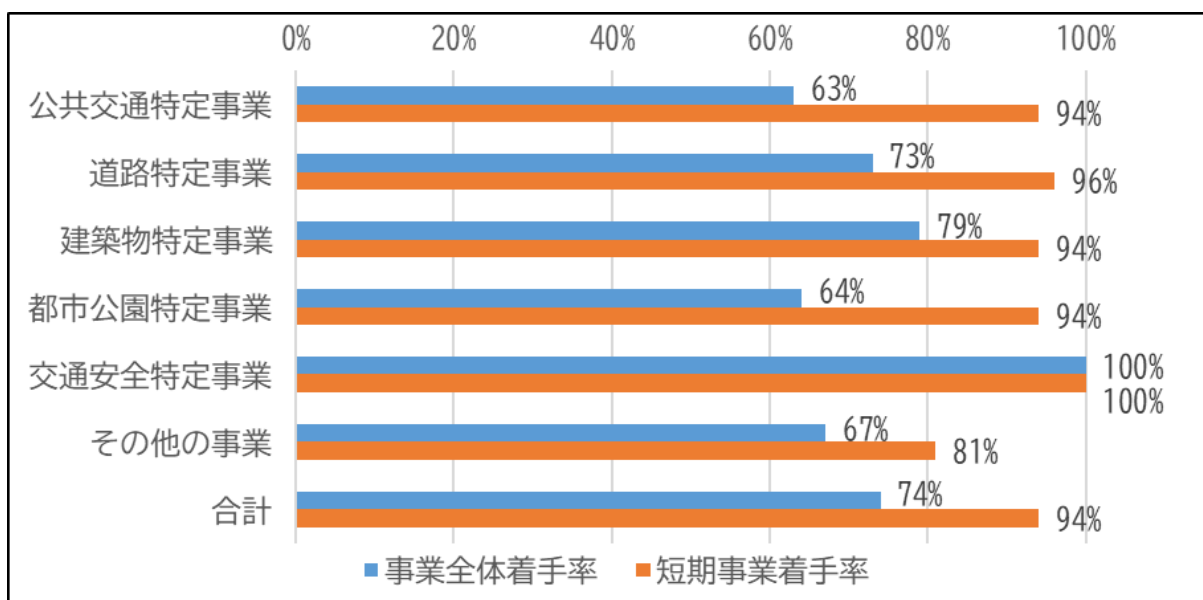


図6 特定事業種別着手率

2.1.4 ハード・ソフト分類別着手率

ハード・ソフト分類別に見ると、事業全体着手率では、ハード事業が60%、ソフト事業が91%となっており、ソフト事業は職員・従業員等の研修や意識の啓発、案内表示の設置などの比較的容易に実施しやすい事業であることから、ハード事業と比べて着手率が高くなっていると考えられます。

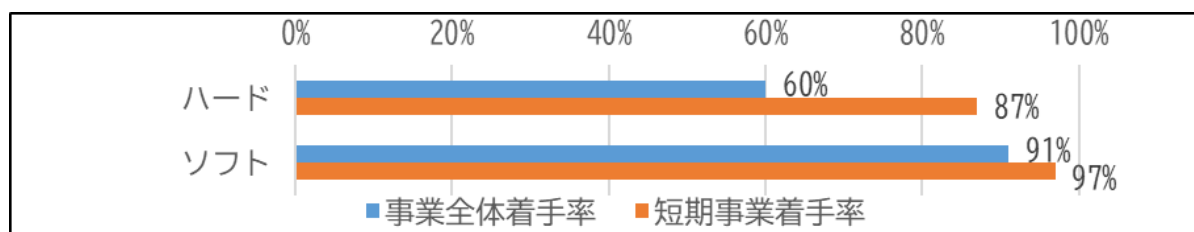


図7 ハード・ソフト分類別着手率

令和2年度末時点の特定事業等の進捗状況整理表を次ページ以降に示します。

表2 令和2年度末時点の特定事業等の進捗状況整理表(事業全体)

地区	事業状況	公共交通特定事業				道路特定事業						建築物特定事業				都市公園特定事業				交通安全特定事業			その他の事業			合計		実施状況別割合						
		鉄道		バス		国道		都道		区道		公共施設		民間施設		都立		区立		ハード	ソフト	ハード	ソフト	ハード	ソフト	ハード	ソフト							
		ハード	ソフト	ハード	ソフト	ハード	ソフト	ハード	ソフト	ハード	ソフト	ハード	ソフト	ハード	ソフト	ハード	ソフト	ハード	ソフト										ハード	ソフト				
都心地域	全事業数	24	9			33									6	9	39	16	70	6	4			10				13	3	16	88	41	129	
	完了	11	6			17									2	1	14	7	24	4	3			7				7	1	8	38	18	56	43%
	継続	0	2			2									1	7	1	7	16	0	0			0				0	0	0	2	16	18	14%
	実施中	5	1			6									0	0	1	0	1	1	0			1				1	0	1	8	1	9	7%
	未着手	8	0			8									3	1	13	1	18	1	1			2				5	2	7	30	5	35	27%
	その他	0	0			0									0	0	10	1	11	0	0			0				0	0	0	10	1	11	9%
	着手率	67%	100%			76%									50%	89%	55%	93%	69%	83%	75%			80%				62%	33%	56%	62%	88%	70%	
下町隣接地域	全事業数	4	2			6									10	30	12	5	57									4	1	5	30	38	68	
	完了	2	0			2									2	7	8	1	18									4	1	5	16	9	25	37%
	継続	0	2			2									0	22	0	3	25									0	0	0	0	27	27	40%
	実施中	0	0			0									0	0	3	1	4									0	0	0	3	1	4	6%
	未着手	2	0			2									7	1	1	0	9									0	0	0	10	1	11	16%
	その他	0	0			0									1	0	0	0	1									0	0	0	1	0	1	1%
	着手率	50%	100%			67%									22%	97%	92%	100%	84%									100%	100%	100%	66%	97%	84%	
山の手地域東部	全事業数	5	6			11									22	45	5	9	81	3	12	2	3	20							37	75	112	
	完了	0	2			2									9	9	2	3	23	0	3	2	1	6							13	18	31	28%
	継続	0	0			0									0	34	1	5	40	0	3	0	2	5							1	44	45	40%
	実施中	0	0			0									4	0	1	0	5	0	0	0	0	0							5	0	5	4%
	未着手	5	4			9									9	2	0	1	12	3	6	0	0	9							17	13	30	27%
	その他	0	0			0									0	0	1	0	1	0	0	0	0	0							1	0	1	1%
	着手率	0%	33%			18%									59%	96%	100%	89%	85%	0%	50%	100%	100%	55%						53%	83%	73%		
山の手地域中央	全事業数	27	9			36									17	45	18	22	102											71	79	150		
	完了	8	4			12									4	8	3	7	22												17	19	36	24%
	継続	0	5			5									2	35	2	10	49											5	51	56	37%	
	実施中	1	0			1									1	1	0	0	2											2	1	3	2%	
	未着手	17	0			17									10	1	10	5	26												43	8	51	34%
	その他	1	0			1									0	0	3	0	3												4	0	4	3%
	着手率	35%	100%			51%									41%	98%	33%	77%	74%											36%	90%	65%		
山の手地域西部	全事業数	13	5			18									9	15	12	5	41											44	32	76		
	完了	3	1			4									6	3	4	0	13											20	7	27	36%	
	継続	2	2			4									0	12	0	5	17										2	23	25	33%		
	実施中	0	0			0									2	0	4	0	6											7	0	7	9%	
	未着手	8	1			9									1	0	4	0	5											15	1	16	21%	
	その他	0	1			1									0	0	0	0	0											0	1	1	1%	
	着手率	38%	75%			47%									89%	100%	67%	100%	88%											66%	97%	79%		
共通	全事業数			8	12	20	19	5	36	7	40	9	116																	109	35	144		
	完了			0	0	0	0	0	6	0	9	6	21																	15	6	21	15%	
	継続			0	10	10	4	3	5	7	4	2	25																	13	24	37	26%	
	実施中			8	2	10	7	2	21	0	7	0	37																	49	4	53	37%	
	未着手			0	0	0	7	0	3	0	20	0	30																	30	0	30	21%	
	その他			0	0	0	1	0	1	0	0	1	3																	2	1	3	2%	
	着手率			100%	100%	100%	61%	100%	91%	100%	50%	100%	73%																	72%	100%	79%		
合計	全事業数	73	31	8	12	124	19	5	36	7	40	9	116	64	144	86	57	351	9	16	21	13	59	6	2	8	17	4	21	379	300	679		
	完了	24	13	0	0	37	0	0	6	0	9	6	21	23	28	31	18	100	4	6	11	4	25	0	0	0	11	2	13	119	77	196	29%	
	継続	2	11	0	10	23	4	3	5	7	4	2	25	3	110	4	30	147	0	3	1	7	11	0	2	2	0	0	0	23	185	208	31%	
	実施中	6	1	8	2	17	7	2	21	0	7	0	37	7	1	9	1	18	1	0	1	0	2	6	0	6	1	0	1	74	7	81	12%	
	未着手	40	5	0	0	45	7	0	3	0	20	0	30	30	5	28	7	70	4	7	8	2	21	0	0	0	5	2	7	145	28	173	25%	
	その他	1	1	0	0	2	1	0	1	0	0	1	3	1	0	14	1	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	3	21	3%
	着手率	44%	83%	100%	100%	63%	61%	100%	91%	100%	50%	100%	73%	52%	97%	61%	88%	79%	56%	56%	62%	85%	64%	100%	100%	100%	71%	50%	67%	60%	91%	74%		

※「実施状況別割合」は、小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

表3 令和2年度末時点の特定事業等の進捗状況整理表（事業実施時期が「短期」「継続」の事業）

地区	事業状況	公共交通特定事業				道路特定事業						建築物特定事業				都市公園特定事業				交通安全特定事業		その他の事業		合計		実施状況別割合							
		鉄道		バス		国道		都道		区道		公共施設		民間施設		都立		区立		ハード	ソフト	ハード	ソフト	ハード	ソフト		ハード	ソフト					
		ハード	ソフト	ハード	ソフト	ハード	ソフト	ハード	ソフト	ハード	ソフト	ハード	ソフト	ハード	ソフト	ハード	ソフト																
都心地域	全事業数	9	3			12								2	7	23	15	47	1	2					9	2	11	44	29	73			
	完了	7	1			8								1	0	13	7	21	0	2					7	1	8	28	11	39			
	継続	0	2			2								1	7	1	7	16	0	0					0	0	0	2	16	18			
	実施中	2	0			2								0	0	0	0	0	1	0					0	0	0	3	0	3			
	未着手	0	0			0								0	0	3	0	3	0	0					2	1	3	5	1	6			
	その他	0	0			0								0	0	6	1	7	0	0					0	0	0	6	1	7			
	短期着手率	100%	100%			100%								100%	100%	82%	100%	93%	100%	100%					100%	93%	78%	50%	73%	87%	96%	91%	
下町隣接地域	全事業数	2	2			4								1	28	9	4	42								4	1	5	16	35	51		
	完了	2	0			2								0	7	8	1	16								4	1	5	14	9	23		
	継続	0	2			2								0	21	0	3	24								0	0	0	0	26	26		
	実施中	0	0			0								0	0	1	0	1								0	0	0	1	0	1		
	未着手	0	0			0								0	0	0	0	0								0	0	0	0	0	0		
	その他	0	0			0								1	0	0	0	1								0	0	0	1	0	1		
	短期着手率	100%	100%			100%								-	100%	100%	100%	100%	100%							100%	100%	100%	100%	100%	100%		
山の手地域東部	全事業数	1				1								8	43	3	8	62		6	2	3	11							74			
	完了	0				0								5	9	2	2	18		2	2	1	5							23			
	継続	0				0								0	34	1	5	40		3	0	2	5							45			
	実施中	0				0								0	0	0	0	0		0	0	0	0							0			
	未着手	1				1								3	0	0	1	4		1	0	0	1							6			
	その他	0				0								0	0	0	0	0		0	0	0	0							0			
	短期着手率	0%				0%								63%	100%	100%	88%	94%		83%	100%	100%	91%							71%	97%	92%	
山の手地域中央	全事業数	8	9			17								3	43	12	19	77		3	1	4								98			
	完了	6	4			10								1	7	3	7	18		2	0	2								30			
	継続	0	5			5								2	34	2	10	48		1	1	2								55			
	実施中	0	0			0								0	1	0	0	1		0	0	0								1			
	未着手	1	0			1								0	1	4	2	7		0	0	0								8			
	その他	1	0			1								0	0	3	0	3		0	0	0								4			
	短期着手率	86%	100%			94%								100%	98%	56%	89%	91%		100%	100%	100%								77%	96%	91%	
山の手地域西部	全事業数	3	4			7								2	15	4	5	26		7	7	14								47			
	完了	1	1			2								1	3	2	0	6		5	3	8								16			
	継続	2	1			3								0	12	0	5	17		0	4	4								24			
	実施中	0	0			0								0	0	2	0	2		1	0	1								3			
	未着手	0	1			1								1	0	0	0	1		1	0	1								3			
	その他	0	1			1								0	0	0	0	0		0	0	0								1			
	短期着手率	100%	67%			83%								50%	100%	100%	100%	96%		86%	100%	93%								88%	97%	93%	
共通	全事業数			1	9	10	7	3	13	7	13	9	52												2	2					64		
	完了			0	0	0	0	0	2	0	8	6	16												0	0					16		
	継続			0	9	9	4	3	5	7	4	2	25												2	2					36		
	実施中			1	0	1	0	0	6	0	1	0	7												0	0					8		
	未着手			0	0	0	2	0	0	0	0	0	2												0	0					2		
	その他			0	0	0	1	0	0	0	0	1	2													0	0				2		
	短期着手率			100%	100%	100%	67%	100%	100%	100%	100%	100%	96%												100%	100%					94%	100%	97%
合計	全事業数	23	18	1	9	51	7	3	13	7	13	9	52	16	136	51	51	254	1	8	12	11	32		2	2	13	3	16	150	257	407	
	完了	16	6	0	0	22	0	0	2	0	8	6	16	8	26	28	17	79	0	4	9	4	17		0	0	11	2	13	82	65	147	
	継続	2	10	0	9	21	4	3	5	7	4	2	25	3	108	4	30	145	0	3	1	7	11		2	2	0	0	0	23	181	204	
	実施中	2	0	1	0	3	0	0	6	0	1	0	7	0	1	3	0	4		1	0	1	0	2		0	0	0	0	0	15	1	16
	未着手	2	1	0	0	3	2	0	0	0	0	0	2	4	1	7	3	15		0	1	1	0	2		0	0	2	1	3	18	7	25
	その他	1	1	0	0	2	1	0	0	0	0	1	2	1	0	9	1	11		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	12	3	15
	短期着手率	91%	94%	100%	100%	94%	67%	100%	100%	100%	100%	100%	96%	73%	99%	83%	94%	94%	100%	88%	92%	100%	94%		100%	100%	85%	67%	81%	87%	97%	94%	

※「実施状況別割合」は、小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

2.2 完了した事業及び主な意見

特定事業等のうち、令和2年度末時点で完了した事業について以下（表4）に整理しました。

また、完了した主な特定事業等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮して調査できる施設を事務局及び推進協議会委員にて確認（現地確認及び写真・動画での確認）し、評価しました。

確認した完了事業に対する主な意見を以下（表5 20ページ～）に示します。

表4 完了事業（令和2年度末時点：196事業）

事業種別	凡例	事業箇所	地域	項目	事業内容	事業系統
公共交通特定事業	①	都営地下鉄大江戸線 飯田橋駅	都心地域	トイレ	トイレの洋式化、ベビーチェアの増設	ハード
				案内設備	C2 出入口の音声案内設置	ハード
				案内設備	エスカレーターの設置状況のわかりやすい表示	ソフト
	②	東京メトロ有楽町線 川橋駅	山の手地域西部	上下移動	エレベーター内の鏡の改修	ハード
				トイレ	車いす使用者に配慮した多機能トイレの改修	ハード
				案内設備	出入口への音声案内又は触知案内板の設置	ハード
				案内設備	地上へのエレベーターのわかりやすい案内表示の設置	ソフト
	③	東京メトロ丸の内線 御茶ノ水駅	都心地域	ホーム	ホームドアへの点字表示方法の改善	ソフト
				ホーム	ベンチの増設	ハード
				トイレ	多機能トイレへの荷物台や低い位置への荷物掛けの設置	ハード
				案内設備	わかりやすい案内表示への改善（出入口・エレベーター・幅広改札）	ソフト
				案内設備	音声案内の設置	ハード
	④ ⑤	都営地下鉄三田線・大江戸線 春日駅	都心地域	上下移動	エレベーターの増設（三田線目黒方面ホーム～地上）	ハード
				トイレ（三田線）	出入口の段差解消（スロープ化）、トイレの洋式化、簡易型多機能便房の設置、ベビーチェアの増設など	ハード
				トイレ（大江戸線）	トイレの洋式化、ベビーチェアの増設	ハード
				案内設備	バリアフリールートや乗換経路等のわかりやすい案内表示	ソフト

事業種別	凡例	事業箇所	地域	項目	事業内容	事業系統
公共交通特定事業	6	東京メトロ丸ノ内線・南北線 後樂園駅	都心地域	案内設備	わかりやすい案内表示への改善（バリアフリー経路・設備・トイレ等）	ソフト
				案内設備	乗換のバリアフリー経路に関する案内表示の設置	ソフト
				人的対応	無人改札口の間合せ対応強化（触知案内図整備等）	ハード
	7	東京メトロ有楽町線 護国寺駅	山の手地域中央	上下移動	エレベーターの増設	ハード
				上下移動	エスカレーターの設置（1番出入口～改札階）	ハード
				トイレ	多機能トイレの案内表示の改善	ソフト
				案内設備	触知案内図の更新	ハード
	案内設備			1番出口外についているエレベーター出入口案内の内容の改善	ソフト	
		8	東京メトロ丸ノ内線 新大塚駅	山の手地域中央	案内設備	案内表示の改修
	10	都営地下鉄三田線 千石駅	山の手地域東部	券売機等	点字運賃表の位置の改善の検討	ソフト
	11	東京メトロ千代田線 千駄木駅	下町隣接地域	ホーム	ホームドアの設置	ハード
	13	東京メトロ千代田線 根津駅	下町隣接地域	ホーム	ホームドアの設置	ハード
	14	都営地下鉄三田線 白山駅	山の手地域東部	上下移動	エレベーター横の点字案内の位置の改善の検討	ソフト
	16	都営地下鉄大江戸線 本郷三丁目駅	都心地域	トイレ	トイレの洋式化、ベビーチェアの増設	ハード
18	東京メトロ丸ノ内線 茗荷谷駅	山の手地域中央	上下移動	階段への通行区分サインの設置	ハード	
			ホーム	緊急停止ボタンの増設の検討	ハード	
			トイレ	トイレの洋式化	ハード	
			案内設備	自動旅客案内装置の増設	ハード	
			案内設備	内容がよりわかりやすい電光掲示板への改修	ハード	
案内設備	エレベーターへのわかりやすい案内表示の設置	ソフト				

事業種別	凡例	事業箇所	地域	項目	事業内容	事業系統
公共交通 特定事業		東京メトロ千代田線 湯島駅	都心地域	ホーム	ホームドアの設置	ハード
道路特定事業	-	都道 8 号 (目白通り)	山の手西・中地域共通	整備	視覚障害者誘導用ブロックの設置	ハード
				整備	歩道の勾配の緩和	ハード
				整備	歩道橋設置箇所における歩道の幅員確保	ハード
				整備	歩車道境界部における適切な段差への改善	ハード
	-	都道 437 号 (不忍通り)	山の手地域共通	整備	第三護国寺前歩道橋への両側手すりの設置の検討	ハード
	-	都道 452 号 (大観音通り)	山の手地域東部	整備	無電柱化事業にあわせたバリアフリー化 (向丘 1 丁目)	ハード
	-	区道 870 号	下町隣接地域	案内設備	多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内表示の設置	ソフト
	-	区道 889 号	都心地域	案内設備	多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内表示の設置	ソフト
	-	区道 890 号	都心地域	整備	連続的な視覚障害者誘導用ブロックの設置	ハード
	-	区道 892 号	都心地域	案内設備	多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内表示の設置	ソフト
	-	区道 900 号 (蔵前橋通り)	都心地域	整備	連続的な視覚障害者誘導用ブロックの設置	ハード
	-	区道 982 号	下町隣接地域	整備	道路整備事業等にあわせた歩道のバリアフリー化 (段差や勾配の改善、幅員構成の見直し、視覚障害者誘導用ブロックの設置) の推進	ハード
				案内設備	多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内表示の設置	ソフト
	-	区道 808 号	都心地域	整備	自転車走行空間の整備	ハード
	-	区道文台 3 号	下町隣接地域	整備	道路整備事業にあわせた幅員構成の見直し	ハード
	-	区道 889 号	山の手西・中地域共通	案内設備	多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内表示の設置	ソフト
-	区道 892 号	山の手地域東部	案内設備	多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内表示の設置	ソフト	

事業種別	凡例	事業箇所	地域	項目	事業内容	事業系統
道路特定事業	—	区道 893 号	山の手地域中央	整備	連続的な視覚障害者誘導用ブロックの設置及び JIS 規格に適合したブロックへの更新	ハード
	—	区道 844 号	山の手地域中央	整備	道路整備事業等にあわせた歩道のバリアフリー化（段差や勾配の改善、幅員構成の見直し）の推進	ハード
	—	区道 901 号	山の手地域中央	整備	道路整備事業にあわせた歩道のバリアフリー化（段差や勾配の改善、幅員構成の見直し、視覚障害者誘導用ブロックの設置）の推進	ハード
	—	区道 894 号	山の手地域東部	整備	道路整備事業等にあわせたコミュニティ道路の整備（歩道の設置等）	ハード
建築物特定事業	①	文京シビックセンター・シビックホール	都心地域	その他設備	(シビックホール) シビックチケットへの荷物置場等の設置	ハード
	③	大原地域活動センター	山の手地域東部	人的対応心のバリアフリー	筆談用具、拡大鏡、杖ホルダーの設置	ソフト
	⑤	音羽地域活動センター	山の手地域中央	人的対応心のバリアフリー	(音羽地域活動センター) 筆談用具、拡大鏡、杖ホルダーの設置	ソフト
	⑥	湯島地域活動センター・総合体育館	下町隣接地域	案内設備	大きくわかりやすい案内表示やサインの適切な位置への設置	ソフト
				総合体育館出入口	インターホンが押しやすい椅子等の配置の工夫	ソフト
	⑦	向丘地域活動センター・アカデミー向丘	山の手地域東部	出入口・敷地内通路	敷地境界へのミラーの設置	ハード
				人的対応心のバリアフリー	筆談用具、拡大鏡、杖ホルダーの設置	ソフト
	⑧	不忍通りふれあい館(根津地域活動センター・根津図書室)	下町隣接地域	トイレ	トイレ外部への段差注意喚起の表示	ソフト
案内設備				受付への筆談具の配置	ソフト	
⑫	千駄木交流館	下町隣接地域	トイレ	一般トイレの洋式トイレへの改修	ハード	

事業種別	凡例	事業箇所	地域	項目	事業内容	事業系統
建築物特定事業	13	目白台総合センター(目白台交流館・目白台第二児童館)	山の手地域西部	トイレ	(目白台第二児童館) トイレの洋式化	ハード
	14	根津総合センター(根津交流館・根津児童館)	下町隣接地域	トイレ	(根津交流館) 一般トイレの洋式トイレへの改修	ハード
	17	湯島総合センター(湯島第二会館・文京福祉センター湯島・湯島児童館・湯島図書館)	都心地域	建物内通路	職員による案内の実施	ソフト
				トイレ	多機能トイレ・一般トイレ設備のバリアフリー化	ハード
	18	駕籠町会館	山の手地域東部	全体	大規模改修工事におけるバリアフリー化	ハード
	19	男女平等センター	山の手地域東部	トイレ	一般トイレの洋式化	ハード
				人的対応心のバリアフリー	筆談用具の設置	ソフト
	20	区民センター	山の手地域東部	建物内通路	段差解消のためのスロープ設置(保育園側出入口付近)	ハード
				人的対応心のバリアフリー	筆談用具、拡大鏡、杖ホルダーの設置	ソフト
	21	大塚公園集会所・大塚公園みどりの図書室	山の手地域中央	人的対応心のバリアフリー	(大塚公園みどりの図書室) 筆談用具、拡大鏡、杖ホルダーの設置	ソフト
22	勤労福祉会館(本郷福祉センター(若駒の里)・本駒込図書館)	下町隣接地域	案内設備	バリアフリー設備や非常時の経路等情報がわかる案内図などの設置	ソフト	
23	小石川郵便局	山の手地域中央	建物内通路	チラシ置き場の転倒防止及び移設等による通路の安全性の確保	ソフト	
			案内設備	各窓口の対応業務などがわかる案内板の設置	ソフト	
			案内設備	駐輪場へ誘導する案内表示の設置	ソフト	
			人的対応心のバリアフリー	筆談用具及び耳マークの設置	ソフト	

事業種別	凡例	事業箇所	地域	項目	事業内容	事業系統
建築物特定事業	①	文京総合福祉センター（障害者支援施設・障害者基幹相談支援センター・文京福祉センター江戸川橋・子育てひろば江戸川橋など）	山の手地域中央	出入口・敷地内通路	視覚障害者誘導用ブロックを避けた位置への足ふきマットの設置	ソフト
				案内設備	案内表示の設置	ソフト
	⑥	文京白山高齢者在宅サービスセンター・高齢者あんしん相談センター富坂・文京白山の郷	山の手地域東部	人的対応心のバリアフリー	コミュニケーション支援ボードや筆談用具を設け、設置を示す案内を表示	ソフト
	⑦	文京向丘高齢者在宅サービスセンター	下町隣接地域	人的対応心のバリアフリー	コミュニケーション支援ボードや筆談用具を設け、設置を示す案内を表示	ソフト
	⑧	文京本郷高齢者在宅サービスセンター	山の手地域東部	人的対応心のバリアフリー	コミュニケーション支援ボードや筆談用具を設け、設置を示す案内を表示	ソフト
	⑳	小日向台町児童館	山の手地域中央	トイレ	トイレの洋式化	ハード
	㉓	子育てひろば西片	山の手地域東部	出入口・敷地内通路	施設玄関の電子錠化による施設利用時間内の門扉の解放（門扉開閉の負担軽減）	ハード
	③	東京健生病院	山の手地域中央	建物内通路	高齢者、障害者等に配慮した適切な照度の確保（照明のLED化）	ハード
				案内設備	案内表示の設置（多機能トイレ、エレベーター）	ソフト
	⑤	日本医科大学付属病院	下町隣接地域	出入口・敷地内通路	歩道上から案内施設までのスロープの設置、及び視覚障害者誘導用ブロックの設置	ハード
				建物内通路	段差へのスロープの設置	ハード
				上下移動	車いす使用者に配慮したエレベーターの設置	ハード
				上下移動	階段の両側への手すりの設置、及び段鼻の色の強調	ハード
トイレ				多様な利用者に配慮した多機能トイレの設置	ハード	
トイレ	一般トイレの広めの個室ブースの設置	ハード				

事業種別	凡例	事業箇所	地域	項目	事業内容	事業システム
建築物特定事業	5	日本医科大学付属病院	下町隣接地域	案内設備	建物入口にバリアフリー施設の位置がわかる視覚障害者用案内板の設置	ソフト
				その他設備	授乳室の設置	ハード
				その他設備	ベンチの設置	ハード
	9	順天堂大学医学部附属順天堂医院	都心地域	出入口・敷地内通路	歩道上空地（一部は公開空地）による敷地周辺歩道の拡幅	ハード
				出入口・敷地内通路	外堀通り沿いに緑地帯を整備	ハード
				上下移動	1号館エスカレーターに注意喚起のためのベルトサイン（英語表記含む）の取付け	ハード
				その他設備	利用者の安全確保のための監視カメラと緊急呼出設備の設置（屋上庭園）	ハード
	1	文京区教育センター	下町隣接地域	案内設備	色や形に配慮した施設名表示の工夫	ソフト
	4	拓殖大学（文京キャンパス）	山の手地域中央	建物内通路	視覚障害者誘導用ブロックを避けた位置への足ふきマットの設置位置の改善	ソフト
	8	東洋学園大学（本郷キャンパス）	都心地域	上下移動	エレベーターの車いす対応への改修（4号館）	ハード
				上下移動	エレベーターに障害者が優先的に利用できるよう案内を表示（4号館）	ソフト
				トイレ	一般トイレの改修（和式→洋式）（4号館）	ハード
				その他設備	貸出用車いすの設置	ソフト
				出入口・敷地内通路	出入口のスロープの改修（4号館）	ハード
	9	日本女子大学（目白キャンパス）	山の手地域西部	建物内通路	基準適合したスロープへの改修（香雪館）	ハード
				建物内通路	既存スロープの勾配の改善（七十年館）	ハード
上下移動				エレベーターの設置（香雪館）	ハード	
トイレ				車いす対応トイレの増設（百年館）	ハード	

事業種別	凡例	事業箇所	地域	項目	事業内容	事業系統
建築物特定事業	10	文京学院大学 (本郷キャンパス)	山の手 地域東部	上下移動	階段への連続した手すりの設置・更新	ハード
				案内設備	バリアフリールートของわかりやすい案内表示の設置	ソフト
				案内設備	キャンパスガイドへのバリアフリー情報の表記	ソフト
				案内設備	利用者にわかりやすい案内表示の総合的な検討	ソフト
	14	貞静学園短期大学	山の手 地域中央	トイレ	車いすトイレの非常ボタンへの点字表示	ソフト
				トイレ	温水洗浄便座の設置の検討	ハード
				案内設備	非常口への誘導灯や標識の適切な設置方法の検討	ハード
	19	アカデミー音羽	山の手 地域中央	トイレ	洋式化など、トイレのバリアフリー化の推進	ハード
				案内設備	わかりやすく、利用しやすい案内表示への改修	ソフト
	20	アカデミー千石・千石図書館	山の手 地域東部	出入口・敷地内通路	視覚障害者誘導用ブロックの連続設置(歩道から門まで)	ハード
				出入口・敷地内通路	敷地内通路の舗装の改善	ハード
				上下移動	階段の上下端への視覚障害者誘導用ブロックの設置	ハード
				案内設備	手すりへの点字表示	ソフト
				人的対応心のバリアフリー	筆談用具、拡大鏡、杖ホルダーの設置	ソフト
	22	真砂中央図書館	山の手 地域東部	人的対応心のバリアフリー	筆談用具、拡大鏡、杖ホルダーの設置	ソフト
	23	小石川図書館	山の手 地域中央	トイレ	トイレの洋式化	ハード
				案内設備	全体案内図の改修	ソフト
				人的対応心のバリアフリー	筆談用具、拡大鏡、杖ホルダーの設置	ソフト
	24	水道端図書館	山の手 地域西部	トイレ	トイレの洋式化	ハード
				人的対応心のバリアフリー	筆談用具、拡大鏡、杖ホルダーの設置	ソフト
25	目白台図書館	山の手 地域西部	建物内通路	JIS規格に適合した視覚障害者誘導用ブロックの設置	ハード	
			上下移動	視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法の改善	ハード	




事業種別	凡例	事業箇所	地域	項目	事業内容	事業システム
建築物特定事業	25	目白台図書館	山の手地域西部	トイレ	トイレの洋式化	ハード
				案内設備	書架サインの改修	ソフト
				その他設備	カウンターの改修	ハード
				人的対応心のバリアフリー	筆談用具、拡大鏡、杖ホルダーの設置	ソフト
	29	史跡湯島聖堂財団法人斯文会	都心地域	出入口	西門から大成殿前の段差解消（文化財のため改修は行わず、仮設スロープの設置で対応）	ハード
				敷地内通路	会館内通路上の物品の除去による十分な幅員の確保（120cm）	ソフト
				案内設備	コミュニケーションボードや筆談具の設置	ソフト
	38	東京ドーム（野球殿堂博物館含む）	都心地域	上下移動	階段の段鼻の強調（屋外部）	ハード
				上下移動	後楽園駅前歩道橋階段部への視覚障害者誘導用ブロック（点状）の設置（人工地盤への階段）	ハード
				案内設備	屋外案内サインの整備（外国語対応・ピクトグラム）	ソフト
				その他設備	車いす用観客席からの観覧しやすさの向上	ハード
				その他設備	車いす用観客席の増設	ハード
	40	文京スポーツセンター	山の手地域中央	全体	大規模改修工事におけるバリアフリー化	ハード
	42	江戸川橋体育館	山の手地域中央	案内設備	オストメイト対応の案内表示の設置	ソフト
	2	文京グリーンコート	山の手地域東部	敷地内通路	舗装の補修	ハード
	3	ラクーア	都心地域	建物内通路	敷地入口からバリアフリーエレベーターまでの視覚障害者誘導用ブロックの設置	ハード
				上下移動	エレベーターへの点字表示（後楽園側バリアフリーエレベーターカゴ内）	ソフト
トイレ				一般トイレ個室ブース内への低い位置の荷物かけの設置	ハード	
案内設備				案内サインの整備（外国語対応、ピクトグラム等）	ソフト	
9	ホテル機山館	山の手地域東部	上下移動	エレベーターのバリアフリー化（点字表示）	ハード	

事業種別	凡例	事業箇所	地域	項目	事業内容	事業システム
都市公園特定事業	①	六義園	山の手地域東部	案内設備	案内パンフレットの表示方法の見直し	ソフト
				案内設備	悪路対応車いすの貸出に関する案内表示の設置	ソフト
				人的対応心のバリアフリー	コミュニケーション支援ボードや筆談用具の設置及び耳マークの表示	ソフト
	③	肥後細川庭園	山の手地域西部	園路	主要な園路の傾きや段差の解消	ハード
	④	目白台運動公園	山の手地域西部	管理棟	階段の手すりの取替	ハード
				管理棟	階段蹴上げ部分の安全対策（つまずき防止）の実施	ハード
				管理棟	案内板の改修（凡例の明記、点字シールの貼付）	ソフト
				管理棟	筆談用具及び耳マークの設置	ソフト
				トイレ	多機能トイレの扉の改修	ハード
				トイレ	ごみ入れの移動	ソフト
	⑤	江戸川公園	山の手地域西部	出入口	車止めの再配置（西側出入口）	ハード
				園路	主要な園路の傾きや段差の解消（東側出入口付近、西側出入口～トイレは短期的に対応）	ハード
				トイレ	だれでもトイレの設置	ハード
	⑥	小石川後楽園	都心地域	園路	工事等の仮園路におけるバリアフリーへの配慮	ハード
				トイレ	涵徳亭内トイレの改修	ハード
				案内設備	トイレへの音声案内設置	ハード
				案内設備	耳マークの表示	ソフト
				人的対応心のバリアフリー	高齢者・障害者等に配慮した案内（ソフト対策）の充実（パンフレットやWEBページ等）	ソフト
				人的対応心のバリアフリー	砂利道用車いす（バギータイプ）の増設検討	ソフト
				その他設備	涵徳亭入口スロープへの柵の設置（建物内部）	ハード
⑧	教育の森公園・占春園	山の手地域中央	園路	（教育の森公園）主要な園路のバリアフリー化	ハード	
			トイレ	（教育の森公園）だれでもトイレの設置	ハード	

事業種別	凡例	事業箇所	地域	項目	事業内容	事業系統
都市公園 特定事業	9	六義公園・ 六義公園運動場	山の手 地域東部	出入口 /園路	(六義公園) 視覚障害者誘 導用ブロックの設置	ハード
				トイレ	(六義公園) トイレの建替 にあわせただれでもトイレ の整備	ハード
				案内 設備	(六義公園) よりわかりや すい案内表示の設置	ソフト
その他の事業	-	後楽公園	都心地域	園路	小石川後楽園方面への車いす 使用者に配慮した園路の舗装 や案内表示	ハード
				トイレ	多機能トイレへの子ども用 便座の設置	ハード
				案内 設備	出入口付近に小石川後楽園 への案内の設置	ソフト
	-	礪川公園	都心地域	上下 移動	階段の始末端部への視覚障 害者誘導用ブロックの設置	ハード
				園路	トイレ前の勾配の改善	ハード
	-	須藤公園	下町隣接 地域	出入口	出入口の改修(段差や勾配 の解消、幅員の確保、視覚 障害者誘導用ブロックの設 置)	ハード
				園路	十分な幅員の確保	ハード
				トイレ	トイレの洋式化及びだれで もトイレの設置	ハード
				休憩施設	ベンチ等の設置	ハード
	-	御茶の水橋際公衆 便所	都心地域	案内 設備	大きくわかりやすい案内表 示の設置	ソフト
				トイレ	開閉しやすい扉への改善	ハード
				トイレ	トイレの洋式化及びだれで もトイレの設置	ハード
				トイレ	トイレの洋式化及びだれで もトイレの設置	ハード
トイレ				トイレの洋式化及びだれで もトイレの設置	ハード	

表5 完了事業確認の主な意見

種類	意見内容	写真
<p>鉄道駅</p>	<p>○出入口の階段の手すりに設置された触知案内は、文字もわかりやすく充実していると思う。(東京メトロ有楽町線江戸川橋駅) (写真1)</p> <p>○随所に案内板が設置されたことは評価でき、視覚障害者にとって人的対応はとても心強い。(東京メトロ丸ノ内線・南北線後楽園駅)</p> <p>○男女トイレの場所がそれぞれ分かるように音声案内が行われていた。(東京メトロ丸ノ内線・南北線後楽園駅)</p> <p>○1番出入口にエレベーターができたので、護国寺正門前に出られるようになり大変便利になった。(東京メトロ有楽町線護国寺駅) (写真2)</p> <p>○茗荷谷駅のホームの端部が狭いため、緊急停止ボタンを増設したことは大賛成である。駅構内はとても充実しており、電光掲示板等を有効に活用してほしい。(東京メトロ丸ノ内線茗荷谷駅)</p>	 <p>写真1 手すりの触知案内</p>  <p>写真2 護国寺駅1番出入口</p>
<p>建築物</p>	<p>○月に1回は通院治療で訪れており、改善が進んでいて安心している。(日本医科大学付属病院)</p> <p>○エレベーター内外に車いす利用者等への配慮や優先に関する案内がされていて、利用者が安心して利用できると思う。また、足元まで見える鏡も整備されていて良かった。(東洋学園大学(本郷キャンパス)) (写真3・4)</p> <p>○トイレが洋式できれいになったことは利用者にとってうれしい。(水道端図書館)</p>	 <p>写真3 足元まで見える鏡</p>  <p>写真4 優先利用等の案内</p>

種類	意見内容	写真
建築物	<p>○車いすの方が観覧しやすく整備されたのは大成功である。(東京ドーム)(写真5)</p>	 <p>写真5 車いす用観覧席</p>
都市公園	<p>○車止めが再配置されたり、トイレが整備されたことで感じが良くなった。車いすでの散歩が増えているように思う。(江戸川公園)(写真6・7)</p> <p>○大規模・大幅な改築で利用が便利になった。(六義公園・六義公園運動場)</p>	 <p>写真6 車止めの再配置</p>  <p>写真7 車いす使用者用トイレ</p>
その他	<p>○全体的に以前と比べたら本当にきれいになった。多くの場所でエレベーターの設置や、車道と歩道の段差解消などが整備されて動きやすくなった。</p> <p>○コロナの中でもしっかり計画を決め、アクションを起こしていると思う。新たな課題についても今後見つけていってほしいと思う。</p> <p>○事業が構想通りに進んでいる様子が確認できた。あとは、本当に必要とする方のために、マナーを呼びかけるポスター等を増やしても良いと思う。</p> <p>○視覚障害者誘導用ブロックが繋がらない場所があると耳にすることがあるのでその点が心配である。</p> <p>○案内がなく、地上から駅構内へ行くのにエレベーターの利用が困難である。</p> <p>○係員呼び出しインターホンや触知案内図が設置されていることが分かるような整備を加えられたら良いと考える。</p>	-

2.3 未着手事業とその要因

地区別計画にて実施時期を【短期】【継続】とした特定事業等のうち、令和2年度末時点で未着手であった事業と主な要因を以下に示します。

表6 未着手事業（令和2年度末時点：25事業）

事業種別	凡例	事業箇所	地域	項目	事業内容	事業システム
公共交通特定事業		東京メトロ有楽町線 江戸川橋駅	山の手地域西部	案内設備	エレベーターの地上出入口への案内表示の設置の検討（道路管理者との協議）	ソフト
		東京メトロ丸ノ内線 新大塚駅	山の手地域中央	ホーム	構内の十分な照度の確保	ハード
		都営地下鉄三田線 千石駅	山の手地域東部	通路	出入口の段差の解消	ハード
道路特定事業	—	国道17号（本郷通り）	都心・下町共通	整備	中央分離帯への視覚障害者誘導用ブロックの敷設	ハード
	—	国道254号（春日通り）	都心地域	整備	中央分離帯への視覚障害者誘導用ブロックの敷設	ハード
建築物特定事業		大塚地域活動センター	山の手地域中央	人的対応心のバリアフリー	筆談用具、拡大鏡、杖ホルダーの設置	ソフト
		小石川郵便局	山の手地域中央	建物内通路	施設内の主要な窓口まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置	ハード
				その他設備	ATM前への整列案内の表示	ソフト
				その他設備	高齢者に配慮した高さのいすの設置	ソフト
		東京健生病院	山の手地域中央	出入口・敷地内通路	出入口の勾配の改善	ハード
				出入口・敷地内通路	出入口の階段・スロープへの手すりの設置	ハード
		東都文京病院	都心地域	上下移動	車いすの方に配慮したエレベーターホールの鏡の設置	ハード
				トイレ	多目的トイレの設置	ハード
		拓殖大学（文京キャンパス）	山の手地域中央	トイレ	多機能トイレへの荷物台・荷物掛けの設置	ハード

事業種別	凡例	事業箇所	地域	項目	事業内容	事業系統
建築物特定事業	10	文京学院大学 (本郷キャンパス)	山の手 地域東部	出入口 ・敷地内 通路	生涯学習センター出入口 の段差への注意喚起の表示	ソフト
	20	アカデミー千石・ 千石図書館	山の手 地域東部	建物内 通路	手すり端部の安全対策(2 階通路)	ハード
				トイレ	多機能トイレへの荷物台・ 荷物掛けの設置	ハード
				トイレ	多機能トイレのL字型手 すりの設置位置の改善	ハード
	25	目白台図書館	山の手 地域西部	トイレ	多機能トイレの手すりの 改善	ハード
3	ラクーア	都心地域	建物内 通路	目の細かいグレーチング への更新(後楽園駅側バリア フリーエレベーター誘 導路)	ハード	
都市公園 特定事業	1	六義園	山の手 地域東部	案内 設備	トイレの音声案内の内容 の見直しの検討	ソフト
	4	目白台運動公園	山の手 地域西部	出入口	歩道上から出入口まで視 覚障害者誘導用ブロック の設置(道路管理者と連 携)	ハード
その他の事業	—	後楽公園	都心地域	出入口	歩道から出入口、主要な施 設まで連続した視覚障害 者誘導用ブロックの敷設	ハード
	—	礫川公園	都心地域	園路	視覚障害者の動線を踏ま えた連続的な視覚障害者 誘導用ブロックの設置	ハード
			都心地域	案内 設備	大きくわかりやすい案内 表示の設置	ソフト

【未着手の主な要因】

<事業実施方法の検討>

- ・窓口スペースが狭く、お客様の利用も高齢者が多いため、視覚障害者誘導用ブロックにつまずくことも考慮して、設置について検討中。（建築物）
- ・店舗の形状の都合及びソーシャルディスタンスの関係でスペースが取れない状況であり検討中。（建築物）
- ・具体的な実施方法について検討中。（建築物） など

<事業実施時期の変更>

- ・経営的な問題と、コロナの影響があり手が付けられていない。令和3年度以降に着手していく。（建築物）
- ・令和3年度以降に実施予定で検討中。（建築物） など

<関連事業等の影響>

- ・令和5年度からの移転の際に実施する方向で検討中。（建築物）
- ・周辺の工事との取り合いを見ながら引き続き検討していく。（建築物） など

2.4 心のバリアフリーワークショップ

基本構想の検討を始めて以降、区のバリアフリーに関する取組の周知及び心のバリアフリーの啓発を目的に、文京総合福祉センター祭りにおいて、心のバリアフリーワークショップを実施しています。

心のバリアフリーワークショップでは、障害の疑似体験や当事者との対話等を通じて心のバリアフリーに関する理解促進を図るとともに、基本構想に関する展示や、啓発用パンフレットの配布を行い、参加者からの意見や感想を収集しています。

表7 これまでの心のバリアフリーワークショップの実施概要

日	実施内容
平成 27 年 11 月 15 日	①ハザードマッピング ・地域懇談会の実施結果を掲示 ・参加者が各地域のバリアフリー状況についての意見を付箋により追記 ②心のバリアフリーの木 ・経験した心のバリアフリー、心がけている心のバリアフリー、あるといい心のバリアフリーを付箋に記入・掲示 ・障害・高齢者疑似体験の感想を付箋に記入・掲示
平成 28 年 11 月 13 日	①障害体験スタンプラリー ・高齢者や障害者（視覚障害、聴覚障害、車いす、統合失調症、AD/HD）の疑似体験 ②心のバリアフリーシンポジウム ・バリアフリー基本構想の取組や、身近なバリアフリーの工夫を紹介 ③心のバリアフリーの木 ・バリアフリー基本構想の展示についての意見や障害体験をして気づいたこと、心のバリアフリーについて感じたことを付箋に記入・掲示
平成 29 年 11 月 12 日	①障害体験スタンプラリー ・高齢者や障害者（視覚障害、聴覚障害、車いす、統合失調症、AD/HD）の疑似体験 ②心のバリアフリーの木 ・バリアフリー基本構想の展示についての意見や障害体験をして気づいたこと、心のバリアフリーについて感じたことを付箋に記入・掲示
平成 30 年 11 月 11 日	①障害体験スタンプラリー ・高齢者や障害者（難聴、認知症啓発講座、福祉用具体験、幻覚・AD/HD）の疑似体験 ②心のバリアフリーの木 ・バリアフリー基本構想の展示についての意見や障害体験をして気づいたこと、心のバリアフリーについて感じたことを付箋に記入・掲示

日	実施内容
令和元年 11月3日	①サイコロトーク<障害のある人と話してみよう☆> ・さまざまな障害当事者との対話（精神障害・知的障害・身体障害・発達障害・内部障害・視覚障害・聴覚障害） ②心のバリアフリーの木 ・バリアフリー基本構想の展示についての意見や障害体験をして気づいたこと、心のバリアフリーについて感じたことを付箋に記入・掲示

※毎回共通して、バリアフリー基本構想の取組や心のバリアフリーに関するポスター展示、パンフレットの配布を実施した。

※令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響から文京総合福祉センター祭りが中止となったため、心のバリアフリーワークショップも実施していない。

表8 心のバリアフリーワークショップの主な意見

項目	意見内容
障害体験・ 障害者との対話 全体	<ul style="list-style-type: none"> ・障害に対する理解が深まった。身近になった。 ・子どもに有意義な体験をさせることができた。 ・障害当事者と話す機会ができてよかった。嬉しかった。 ・障害の有無に関係なくコミュニケーションができた。 ・見た目では分からなくても助けが必要な人がいると気づいた。 ・ヘルプマークの意味がわかった。 ・体験が楽しかった（面白かった）。
高齢者体験	<ul style="list-style-type: none"> ・視界が狭かったり見えづらいのに体が重かったりと色々な動作に時間が掛かると思った。 ・高齢者の大変さが分かり、席を譲ろうと思った。
視覚障害体験、 視覚障害者との 対話	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者誘導用ブロックはとてもよくできていると思った。 ・視覚障害者誘導用ブロック上に物があると困ることがわかった。 ・一人だと不安なので、誰かが寄り添う、付き添うことが大切だと感じた。 ・街中の視覚障害の方は気になっていたが、もっと気軽に声を掛けていいという気付きになった。 ・盲導犬との過ごし方を知ることができた。
難聴体験、 聴覚障害者との 対話	<ul style="list-style-type: none"> ・口話が難しかった。口の動きだけでは紛らわしい単語等があることがわかった。 ・手話を体験できてよかった。 ・手話や指文字を覚えたいと思った。
車いす体験	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすの操作は体力も必要で、思う方向にいけなく大変だった。
認知症啓発講座	<ul style="list-style-type: none"> ・将来のことを考えるきっかけになった。 ・認知症の方への声の掛け方が簡単なようで難しいと感じた。 ・小学校などでも実施してほしい。
統合失調症・ AD/HD体験	<ul style="list-style-type: none"> ・ビデオを見て大変さがわかった。

項目	意見内容
福祉用具体験	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の電動車いすはすごい・かっこいいと思った。 ・お年寄りにとって便利な福祉用具がたくさんあると知れてよかった。 ・点字に直に触れたのは初めてで面白かった。
まちのバリア	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道が狭かったり、斜めになっているところがある。 ・バイクや自転車の逆走を取り締まってほしい。 ・店舗の品物が路上に出ていると困る。 ・信号の青時間が短いところがある。

心のバリアフリーワークショップでは、毎年度少しずつ方法を変えながら、障害体験や障害当事者とのかかわりを持つ機会を作っており、参加者の感想から、障害への理解が深まっていることが伺えます。

特に、当事者との対話からは、話ができたとの感謝の意見が多く、共生社会の実現という観点から、直接関わる機会を継続的に設けることの意義は大きいと考えられます。

また、車いすや白杖の体験は、まちのバリアやバリアフリーに気づききっかけづくりとして有意義であり、障害当事者だけでなく多くの子どもや家族連れが訪れる文京総合福祉センター祭りの場を活用した心のバリアフリーワークショップの取組は、今後も継続的に実施することが期待されます。

第3章 中間評価のまとめ

3.1 社会情勢の変化

基本構想の策定以降、バリアフリー法の改正や関連法の制定、新型コロナウイルス感染症の拡大など、バリアフリーを取り巻く社会情勢が変化しています。これらの内容を十分に踏まえ、基本構想の推進を図る必要があります。

3.1.1 バリアフリー法の改正

平成30年にバリアフリー法が改正され、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」を明記した基本理念が示されるとともに、新たに「移動等円滑化促進方針（以下、マスタープラン）」の枠組みが設けられました。マスタープランでは、具体的なバリアフリー化事業の位置づけが困難な地区においても、多様な視点から方針を示すことのできる枠組みとなっています。

また、令和2年の改正では、心のバリアフリーのさらなる推進やバリアフリー情報の収集に関する事項が明記されました。さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、各種移動等円滑化基準やガイドラインの改正も進められ、これに合わせて東京都の条例等も改正されています。

国の定める移動等円滑化の促進に関する基本方針は令和2年度末を目標として整備目標等が定められていましたが、新たに令和7年度末までの目標が示されたほか、人的対応（役務の提供）や利用者への広報・啓発など、ソフト施策に関する記載の充実が図られています。

基本構想及び地区別計画では、区内全域を重点整備地区に設定しており、既にマスタープランの概念が反映された形となっています。また、心のバリアフリー、情報のバリアフリーの推進に向けた具体的な事業やソフト施策の推進について示しており、法改正等で示されている内容には既に対応している状況であり、直ちに法律に基づく改定や見直しが必要な状況ではないと考えます。各種基準やガイドライン等が充実した点などに留意した上で、引き続き、基本構想に基づく取組の推進が必要です。

3.1.2 関連法の制定

基本構想策定後、平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、平成30年には「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（ユニバーサル社会実現推進法）」が施行されるなど、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現の重要性はますます高まっています。

基本構想または地区別計画で示した心のバリアフリー、情報のバリアフリーの推進に向けた具体的な事業やソフト施策の推進についても、福祉施策の取組と連携してさらなる検討を進めていく必要があります。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要

※法改正の内容について、**橙字**は平成30年11月1日、平成31年4月1日施行
緑字は令和2年6月19日施行
青字は令和3年4月1日施行

1. 基本理念

バリアフリー法に基づく措置は、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資することを旨として行われなければならないことを基本理念として明記

2. 国が定める基本方針

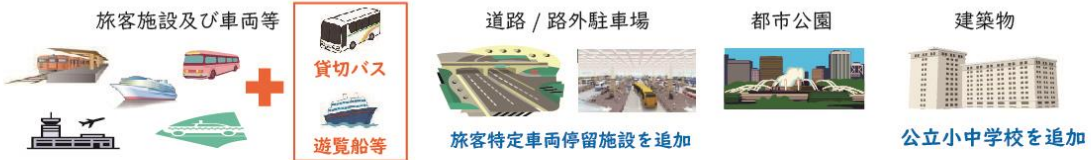
- 移動等円滑化の意義及び目標
- 国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項
- 施設設置管理者が講ずべき措置
- 情報提供に関する事項
- 移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の指針
- その他移動等の円滑化の促進に関する事項
- 基本構想の指針

3. 国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務

4. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

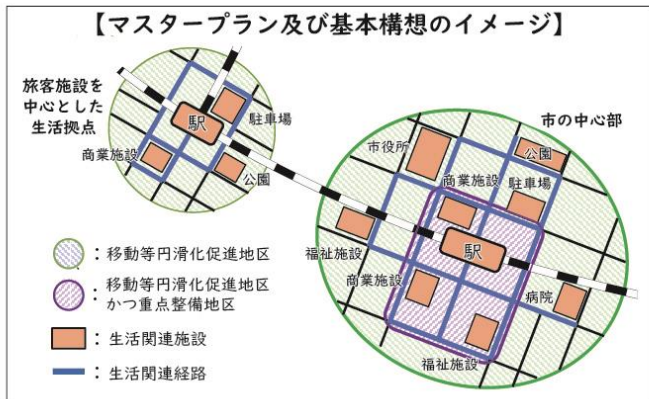
- ハード面の移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
- 新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進
- 各施設設置管理者に対し、**情報提供、優先席、車椅子用駐車施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務**
- 公共交通事業者等に対し、以下の事項を義務・努力義務化
 - ・旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関するソフト基準の遵守(新設等は義務、既存は努力義務)
 - ・他の公共交通事業者等からの協議への応諾義務
 - ・旅客支援、職員に対する教育訓練の努力義務
 - ・**ハード・ソフト取組計画の作成・取組状況の報告・公表義務(一定規模以上の公共交通事業者等)**

【バリアフリー化基準適合義務の対象施設】



5. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- ・市町村が作成する**マスタープラン**や基本構想に基づき、地域における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進
- ・基本構想には、ハード整備に関する各特定事業及び「心のバリアフリー」に関する**教育啓発特定事業**を位置づけることで、関係者による事業の実施を促進(マスタープランには具体の事業について位置づけることは不要)
- ・**定期的な評価・見直しの努力義務**



6. 当事者による評価

- ・**高齢者・障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握・評価(移動等円滑化評価会議)**

国土交通省資料から作成

図8 バリアフリー法の概要

表9 移動等円滑化に関する主な基準等

種別	項目	名称	所管など/作成年月
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 令和4年3月改正
	道路	移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準（道路移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 令和3年3月改正
		移動等円滑化のために必要な道路の占有に関する基準	国土交通省【省令】 令和3年1月改正
	公園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成24年3月改正
	建築物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準）	国土交通省【政令】 令和2年12月改正
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化誘導基準）	国土交通省【省令】 令和4年3月改正
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 令和2年12月改正
	駐車場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月
ガイドライン等	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン【旅客施設編】	国土交通省 令和4年3月改訂
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン【車両等編】	国土交通省 令和4年3月改訂
		公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン【役務編】	国土交通省 令和4年3月改訂
	道路	道路の移動等円滑化に関するガイドライン	国土交通省 令和4年6月改定
	公園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】	国土交通省 令和4年3月改訂
	建築物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 令和3年3月改正
条例等	公共交通・道路公園・建築物等	東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	東京都 平成31年3月改訂 (令和4年4月一部改訂)
	道路	都道における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 令和3年10月
	公園	東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 平成24年12月
	建築物	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）	東京都 令和3年3月改正
	交通安全	東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例	東京都 令和3年10月改正
	駐車場	東京都駐車場条例	東京都 令和4年3月改正
障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドライン		東京都 平成25年8月	

3. 1. 3 新型コロナウイルス感染症の影響（国土交通省による調査のまとめ）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、移動制限や施設利用の自粛などによる行動の変化、接触や飛沫の回避などの衛生意識の変化等があり、我々を取り巻く生活環境が大きく変化しています。

国土交通省が実施した障害当事者や公共交通事業者にアンケート調査やヒアリング調査では、新型コロナウイルス感染症の影響による新たな課題や高齢者・障害者等が安全に公共交通機関を利用するための接遇のポイントを以下のとおり整理しています。（出典：国土交通省「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン（追補版）（令和3年7月）」）

【課題1：声かけや見守りなどの支援が受けにくい】

表 10 「声かけや見守りなどの支援が受けにくい」に関する具体的課題

特性	具体的課題
高齢者、認知症の人 など	<ul style="list-style-type: none"> ・お互いの距離をとる、コミュニケーションを控えることが求められているため、係員や周囲の乗客に声をかけたり、支援を依頼することにためらいを感じている。 ・コミュニケーションを控えることが求められ、状況がわからず不安になったり落ち着かなくなったりする。
車椅子使用者・肢体不自由者・重症心身障害児者 など	<ul style="list-style-type: none"> ・お互いの距離をとる、コミュニケーションを控えることが求められているため、係員や周囲の乗客に声をかけたり、支援を依頼することにためらいを感じている。
視覚障害者など	<ul style="list-style-type: none"> ・お互いの距離をとる、コミュニケーションを控えることが求められているため、係員や周囲の乗客に声をかけたり、支援を依頼することにためらいを感じている。 ・まわりの乗客が視覚障害者に対し声をかけたり手引き誘導をすることについてためらいが生じており、公共交通機関を安全に利用しにくくなっている。 ・公共交通機関の利用者が少なくなったことで、乗客による見守りが減ったり、乗客に支援を求めることがしにくくなっている。
発達・知的・精神障害者など	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の利用者が少なくなったことで、乗客による見守りが減ったり、乗客に支援を求めることがしにくくなっている場合がある。

【課題2：これまでのコミュニケーションや接遇が受けにくい】

表 11 「これまでのコミュニケーションや接遇が受けにくい」に関する具体的課題

特性	具体的課題
高齢者 など	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクやアクリル板等があるために声が聞き取りにくい、また、話していることが伝わりにくい場合がある。 ・密になることや他の人が触れたものに触ることを避けたいため、座席への着席や手すりの使用を避けることで、転倒の危険性がある。 ・換気で窓を開けているために車内アナウンスが聞こえにくい場合がある。
認知症の人 など	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクやアクリル板越しにコミュニケーションをとる状況が理解できず混乱したり、状況を認識できなかったりする。 ・マスクで話しかけられても気づかなかったり、驚いて落ち着かなくなることがある。
車椅子使用者・ 肢体不自由者・ 重症心身障害児 者 など	<ul style="list-style-type: none"> ・触ることに消極的になっているため、車椅子や身体に接触するような介助をお願いしにくい場合がある。 ・エレベーターの利用人数を制限するため足形などが設置されているが、車椅子使用者を優先するような記載がなく、車椅子での利用がしにくくなっている場合がある。
視覚障害者 など	<ul style="list-style-type: none"> ・お互いの距離をとることが求められており近づくことがためられるため、自分に話しかけられているかどうかわからないなど、コミュニケーションがとりにくい場合がある。 ・マスクやアクリル板越しの会話は、声が聞き取りにくい場合がある。 ・触ることに消極的になっているため、手引き誘導をお願いしにくい場合がある。 ・触れることで情報を得ている視覚障害者にとって、設備等に触れる前後で消毒するなどの感染防止をしているにも関わらず、不審な眼で見られる場合がある。 ・駅の改札などの有人窓口で援助を求めても、声だけで誘導するなど、窓口から出たの対応等をしなくなっている場合がある。 ・換気で窓を開けているために車内アナウンスが聞こえにくい場合がある。
聴覚・言語障害 者 など	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクで口の動きがわからないため、話かけられているのか、なんと言っているのかがわからず、コミュニケーションがとれない場合がある。 ・係員とマスクをとってコミュニケーションをとりたいが、飛沫感染の恐れがあり依頼しにくい場合がある。 ・マスクやアクリル板等があるために声が聞き取りにくい、また、話していることが伝わりにくい場合がある。 ・筆談をお願いしたいが、筆談具などの用具を通しての感染の恐れがあり依頼しにくい。

特性	具体的課題
発達・知的・精神障害者など	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクやアクリル板等があるために声が聞き取りにくい、また、話していることが伝わりにくい場合があるため、相手の声がよく聞こえない場合でも、聞き返すことが難しい。

【課題3：感染症対策設備が利用しにくい】

表 12 「感染症対策設備が利用しにくい」に関する具体的課題

特性	具体的課題
高齢者、認知症の人 など	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒液や検温設備などの種類が多く、使用方法がわからない場合がある。 ・適切な距離がわからず、ソーシャルディスタンスを保つことが難しい場合がある。
車椅子使用者・肢体不自由者・重症心身障害児者 など	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒液や検温設備が、車椅子使用者が利用できない高さに設置されている場合がある。 ・足踏み式の消毒液など、車椅子使用者が利用できない使用方法で設置されている場合がある。
視覚障害者など	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒液や検温設備などがどこに設置されているか、また使用方法がわからない場合がある。足踏み式は、ペダルを見つけることが困難。 ・施設内に設置されている消毒液ボトルが目立たず見つけにくいいため、容易に探すことができない場合がある。 ・立ち位置表示が認識できず、また人との距離もわからないためにソーシャルディスタンスを保つことができない場合がある。 ・新たな情報の提供方法がポスターの掲示など視覚的な表示のみで、音声情報で提供されていない場合がある。
聴覚・言語障害者 など	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな情報の提供方法が音声案内のみで、ポスターの掲示など視覚的に表示されていない場合がある。
発達・知的・精神障害者など	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒液や検温設備などの種類が多く、使用方法がわからない場合がある。 ・適切な距離がわからず、ソーシャルディスタンスを保つことが難しい場合がある。

【課題4：感染症対策がしづらい、理解しにくい】

表 13 「感染症対策がしづらい、理解しにくい」に関する具体的課題

特性	具体的課題
認知症の人など	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用の必要性を忘れてしまい、外してしまっている場合があり、周囲の人に理解されずトラブルになる場合がある。 ・マスクの着用や会話を控えることの必要性など、生活様式が変わったことを理解できないこともある。
視覚障害者など	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページに掲載されている感染症対策情報等に画像情報があるため音声による読み上げができないことがある。

特性	具体的課題
聴覚障害者 など	・高齢の聴覚障害者の中には、感染症対策やソーシャルディスタンスなどの言葉の意味合いが理解しづらい場合がある。
発達・知的・ 精神障害者 など	・いつも座っていた座席が密を避けるために使用不可になってしまったり、マスクの着用や会話を控えることの必要性など、生活様式が変わったことを理解できないこともある。 ・感覚過敏によりマスクを着用できない場合がある。 ・大声で話すことが止められないなどの場合があり、感染症を拡大させていると周囲の人に誤解される場合がある。
重症心身障害児 者 など	・障害特性により本人がマスク装着の必要性を理解できず、外したり、よだれで濡れてしまい装着し続けることができないこともある。そのため、周囲の視線が気になる。
内部障害者 など	・呼吸器疾患などで、マスクの着用が難しい場合がある。

【課題5：新たな工夫が求められている】

予約や障害者割引の申請など時間のかかる手続きなどは、非接触や短時間での接遇支援として新たな工夫が求められています。

【接遇のポイント1：変わらず「まず声かけ、そして必要な支援」を行うことが重要】

<基本的な声かけのポイント>

- 感染症対策を講じていることを伝える
 - ・感染症対策をしていることを最初に伝えると安心してコミュニケーションをとることができる。
 - ・筆談具など設備や用具に触れる場合は、消毒済みであることを伝えると安心して使用することができる。
- なるべく相手の正面からの声かけを避ける
 - ・視覚障害者の場合は、声かけに気づかない場合があるため、斜め前または正面から声をかける。
- 支援の必要性の有無を確かめる
 - ・対策をしているので、直接触れての支援などに問題がないか？を確かめる。
 - ・マスクを着用していると表情がわかりにくいため、目線を合わせてコミュニケーションをとる。

【接遇のポイント2：コミュニケーションツールを準備する】

- コミュニケーションに役立つツールを活用する
 - ・聴覚障害のある人などには、口元が見えるマスク、フェイスシールドなど「話すことが見える」工夫が必要
 - ・話し言葉がわかりやすいよう、窓口等でのマイクの活用が必要
 - ・筆談具、コミュニケーションボードなど「話すことに代わる・補足するツール」の活用が必要（ツールを準備していることがわかるようマーク等を掲示することが望ましい）
- ICT の活用等の推進
 - ・オンライン対応など遠隔でのコミュニケーションに対応することも必要
 - ・手続きを効率化する ICT 技術の導入の推進
 - ・ICT の活用にあたっては、利用者が障害等の特性に応じて選択できるよう、多媒体での周知が必要
 - ・ICT 化にあたっては、操作体験などを実施して利用不安を払拭することも重要

【接遇のポイント3：感染症対策設備の設置方法や変更事項等の伝え方に配慮する】

- 消毒液や検温設備などの感染症対策設備は、複数台を異なる高さで設置する、使い方を表示する、個別に消毒や検温に対応するなどの工夫をすることが必要です。
- 対策で生じる運行の変更などの情報については、文字やイラストで掲示する、音声アナウンスを流すなど、複数の手段により情報提供を行うことが必要です。
- 換気で窓を開けていることや、アクリル板等の設置によりアナウンスや声が聞き取りにくい状況があるため、聞き取りやすいようはっきりと、繰り返し伝えることが重要です。

【接遇のポイント4：感染症対策についての情報提供を行う】

- 利用者に対して、必要な感染症対策への協力の呼びかけを、視覚的な掲示（デジタルサイネージの活用など）、音声、Web アクセシビリティを確保したホームページ等での情報提供など、さまざまな方法で続けていくことが必要です。
※マスク着用が難しい利用者に対しては、マスクができないことを周囲に理解してもらうための対策を呼び掛けていくことも一つの方法です。
- 高齢者・障害者等を含むすべての利用者に安心して利用してもらえるよう、事業者が実施している「感染症対策」への取組みについて、利用者への周知を続けていくことが必要です。
- すべての利用者に対して、「感染症対策がしづらい人がいて、工夫を行っていること」への理解を促していくことが重要です。
- 配置する人員を減らしている場合などについては、必要な支援要請などに適宜応じられるよう、職員呼び出しなどができるよう工夫が必要です。

【接遇のポイント5：感染症対策下における新たな工夫】

- チケットのオンライン購入や、アプリを使った割引手続きなど、ICT 等を活用することも重要です。

3.2 短期事業期間における特定事業等の評価

3.2.1 事業種ごとの評価

これまでの内容を踏まえ、中間評価として事業実施後の状況やさらなる改善のための提案を以下に示します。

【公共交通特定事業】

<事業実施後の状況>

- ・全ての鉄道駅で地上からホームまでの係員の対応が不要なバリアフリー経路が確保され、ホームドア又は可動式ホーム柵の整備が完了しました。さらにバリアフリー経路の増設（2ルート目の確保やホーム間移動のバリアフリー化等）が図られ、安全性・利便性が向上しています。
- ・一般トイレへの手すりや乳幼児用設備（ベビーチェアなど）の設置や、車いす利用者用トイレへの大型ベッドの設置など、車いす利用者用トイレの利用の集中を防ぐための機能分散や多様な利用者に配慮した設備の充実が進んでいます。
- ・案内表示についてもバリアフリー経路・ピクトグラムを表示や、触知案内図・デジタルサイネージの設置が進み、わかりやすさが向上しています。
- ・路線バスについては、基本構想策定時より区内の全ての路線バスがノンステップバスとなっていました。より利用しやすい車両への代替に向けた検討や、既存上屋の更新、広告付き上屋の新設、バス停留所の案内の充実などが進むとともに、車内ステッカーなどによる利用者への啓発も継続的に実施されています。

<さらなる改善のための提案>

- ・今後は引き続き、未完了の特定事業を着実に実施するとともに、バリアフリー法の改正に伴い、公共交通移動等円滑化基準に新たに追加された役務の提供に関する基準（ソフト基準）や、新型コロナウイルス感染症の影響による新たな困りごとに留意した人的対応・心のバリアフリーのさらなる推進が必要です。

【道路特定事業】

<事業実施後の状況>

- ・道路特定事業における短期事業着手率は96%となっており、概ね計画的に事業が進捗しています。
- ・沿道施設の整備に合わせて歩道の勾配の緩和が図られたり、視覚障害者誘導用ブロックの設置や改修などが進みました。案内表示に関しては、QRコードを用いて近隣の名所等の詳細を確認できるなど、さらなる内容の充実が図られました。
- ・区の特徴である坂道のバリアフリー化については、手すりの設置や助け合いの意識を喚起する標識の設置等が進んでいます。

<さらなる改善のための提案>

- ・今後は引き続き、沿道施設との連携も考慮した特定事業を実施するとともに、計画・設計者の知識・経験の習得と適切な整備を進めていくことが必要です。
- ・また、道路の移動等円滑化に関するガイドラインが改定され、歩道のない道路におけるバリアフリー化の工夫の例が多く示されています。生活関連経路のうち、歩道のない道路の多くは、生活関連施設へのアクセス経路となることから、これらの事例を参考にさらなる安全性の確保に向けた取組を進めることが求められます。

【建築物特定事業】

<事業実施後の状況>

- ・主に職員・従業員等の研修や意識啓発、筆談具や案内表示の設置などの比較的实施しやすいソフト事業が進んでいるほか、エレベーターやトイレの設備の充実も図られました。
- ・特にトイレについては多くの施設で和式トイレの洋式化が図られたほか、男女共用トイレを整備している例も見られました。

<さらなる改善のための提案>

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、特に民間施設に関しては事業の延期等をせざるを得ない状況が生じています。今後の新型コロナウイルス感染症の動向に留意しつつ、着実に特定事業を実施するとともに、整備の計画段階から当事者参加の場を設け、適切に整備を進めていくことが必要です。
- ・建築物のガイドラインである高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準では、平成27年度以降の改正で競技場の観覧席やホテル・旅館の客室、トイレに関する記載内容等が充実しました。特に車いす使用者用トイレについては、これまで以上に空間に余裕を持った整備が求められるとともに、原則として「多機能トイレ」（東京都福祉のまちづくり条例施行規則では「だれでもトイレ」という用語を用いないといった考え方も示されており、新たな考え方に沿った整備の推進が求められます。

【都市公園特定事業】

<事業実施後の状況>

- ・主要な園路の平坦化や視覚障害者誘導用ブロックが設置され、視覚障害者や車いす使用者などが円滑に移動できるような整備が進んでいます。
- ・バリアフリー経路や園路の勾配、幅員などのバリアフリー情報が掲載されたパンフレットやウェブサイト等も増え、トイレへの音声案内が設置されるなど、利用者への情報提供の充実が図られています。
- ・公園内のトイレについて、十分な広さを確保し、オストメイト対応設備やベビーベッド、着替え台などの機能が備わった車いす使用者用トイレが整備され、基本的なバリアフリー整備が進んでいます。また、一般便房へのベビーチェアや幼児用便座の整備が進み、機能分散が図られています。

<さらなる改善のための提案>

- ・今後は、視覚障害者誘導用ブロックに沿って濃い色の側帯を設けるなど、輝度比を確保して視認性を高める工夫が求められます。
- ・公園内のトイレについて、「移動等円滑化に向けた配慮事項」で追加した壁や手すり等のコントラストの確保による視認性の向上や開閉しやすい扉への改善、車いす使用者用トイレを2箇所以上設置する場合の左麻痺・右麻痺などの利用者に配慮した左右反転タイプの便座の用意など、整備にあたってはより多様な利用者への配慮が求められます。
- ・都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（令和4年3月改訂第2版）では、自然環境や人文資源等に関する検討の必要性が示されています。区内には保全が必要な自然環境や文化財を含む公園が多く、これらについて、移動等円滑化基準に即した整備が難しい場合は、代替となる施設整備や情報提供、利用支援の充実が求められます。

【交通安全特定事業】

<事業実施後の状況>

- ・事業全体着手率及び短期事業着手率ともに100%となっており、区内全域において、バリアフリー対応型信号機（音響式や経過時間表示式など）の整備を順次進めています。

<さらなる改善のための提案>

- ・引き続き、道路管理者との連携や当事者の要望に応じたバリアフリー整備（エスコートゾーンの整備）や、違法駐車車両の指導取締り等の推進が重要です。
- ・また、新たに移動等円滑化基準に加わった高度化 PICS 対応型信号機（スマートフォン等に歩行者信号の状態を送信することができる歩行者等支援情報通信シス

テム) についての区内の生活関連経路等での導入や活用に向けて、利用者等への適切な情報提供を図ることが求められます。

【その他の事業】

<事業実施後の状況>

- ・その他の事業は、後楽公園や御茶の水橋際公衆便所などの公園・公衆便所の事業が多くを占めており、上記の都市公園特定事業と同様に、園路のバリアフリー化や案内表示の改善等が図られています。

<さらなる改善のための提案>

- ・今後は、車いす利用者用トイレの弱視者でも内部の様子が分かりやすいようなコントラストの確保等が求められます。

3.2.2 区全体の評価

基本構想の「心のバリアフリーの推進」に挙げられている取組例や「区の特性に
応じたソフト施策等の推進」で挙げられている、配慮すべき事項や今後取り組むべき
事項について、推進委員会を通じて、庁内各所管に照会を行い、実施状況の整理
を行いました。

【心のバリアフリーの推進】

障害への理解を深めるための職員研修や人権研修などを毎年実施しています。

また、「心のバリアフリーハンドブック」の第3改訂版を令和元年度に作成し、障害
に対する理解の推進を図っています。

今後も、全庁的な連携による心のバリアフリーの推進・啓発を行っていく必要があ
ります。

【観光・情報のバリアフリー、公共サイン整備】

まちの移動、利用に関する観光・情報のバリアフリーについては、観光案内板の多
言語表記・掲示写真に対応する QR コードの設置や各避難所、緊急避難場所掲載の避
難所表示板の多言語表記、「文京観光ガイドマップ」や「文京グルメマップ」の多言語
版の作成などを実施しています。

また、区民と外国人留学生との「外国人おもてなし力 レベルアップ交流会」などを
通じ、外国人をはじめとした来訪者でも安心して移動できるまちづくりを推進してい
ます。

引き続き、これらの取組の推進と、特定事業等による案内表示の分かりやすさの向
上が求められます。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けては、東京都との
共催の「外国人おもてなし語学ボランティア講座」や大会関連事業をサポートする「文
の京 2020 ボランティア」の募集を実施しました。

【坂道のバリアフリー】

坂道や階段において、手すりや助け合い意識を喚起する標識、高齢者等が休憩でき
るようなお休み石の設置を実施しています。

今後も引き続き、区の特徴である坂道について、バリアフリーの視点からの移動の
困難を解消するような取組を行っていく必要があります。

【歩行空間の安全な利用】

条例で指定している自転車等の放置を禁止する区域において、放置自転車等の撤去活動や自転車利用者への「歩行者優先 自転車はゆっくり走行」、「自転車は原則 車道を通行」などの注意喚起を実施しています。

また、道路にはみ出した樹木や、区道上に許可なく置かれた看板、商品、植木鉢などについては、所有者等に法令に基づく適切な指導を行い、安全な歩行空間を確保しています。

それらの歩行空間の安全利用の促進に合わせ、よそ見や「ながら歩き」をしないなど、心のバリアフリーの周知啓発と連携した取組の実施も引き続き必要です。

【バリアフリーに関する情報発信】

基本構想に基づく特定事業等について、毎年度関係する事業者等へ進捗状況を照会しており、結果の概要をホームページに掲載しています。

また、バリアフリーマップについて、障害者等の意見を取り入れ、更新する予定です。

今後も引き続き、ホームページ等を活用して、誰もが分かりやすい・使いやすいバリアフリー情報の発信や、工事中や非常時の状況に応じたバリアフリー情報の提供が必要です。

3.3 今後の事業推進にあたっての留意点

基本構想では、高齢者や障害者等を含む全ての人が利用しやすい施設の整備に向けて、アンケートやワークショップ、地域懇談会を実施し、区民から現状の課題や意見等を収集し、その中から特に要望が多かった内容を施設ごとに「移動等円滑化に向けた配慮事項」として整理しています。

中間評価では、これまでの取組やガイドラインの改定等を踏まえ、「移動等円滑化に向けた配慮事項」を最新の内容に更新しました。

施設整備においては、構造上の制限や整備財源等、さまざまな課題がありますが、可能な限りこれらの配慮事項を踏まえた整備が望ましいと考えます。このため、更新内容を関係事業者に改めて周知することで、それぞれの事業推進の中で配慮した取組を実施していただけるよう働きかけていきます。

- ※1) 配慮事項は区民意見や現地確認結果を基に整理しており、関連ガイドラインに示された整備水準を考慮しておりません。
- ※2) **赤字**は基本構想の検討時点で、関連ガイドラインに同様の記載があるもののうち特に区民意見の多かったもの、**青字**は記載がないものです。
- ※3) **オレンジ色**で示した内容は、中間評価において更新したものです。

3.3.1 公共交通の移動等円滑化

① 旅客施設(鉄道駅)

項目	共通の配慮事項
①通路	<p>主要な出入口から各ホームまでのバリアフリー化された経路を確保する。また、利用客数が多い駅については、バリアフリー経路の増設に努めるとともに、他の経路と比べて極端に遠回りにならないようにする（乗換時も同様）。</p>
	<p>動線が錯綜する通路では、視覚障害者が安心して移動できる誘導経路を確保（輝度比が確保された視覚障害者誘導用ブロックの配置）する。</p>
②上下移動	<p>階段は、段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。</p>
	<p>エレベーターは、障害者が利用しやすい構造とする（十分な広さ、開延長ボタン、車いす使用者対応操作ボタン、足下まで見える鏡、浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置、ガラス窓など）。</p>
	<p>エスカレーターは、上り専用のもので下り専用のをそれぞれ設置する。</p>
③ホーム	<p>転落防止のため、ホームドアや可動式ホーム柵、又は内方線付点状ブロックを設置する。※全駅対応済み</p>
	<p>ホームの幅員が狭い箇所には、車いす使用者や視覚障害者に配慮した注意喚起や安全対策を実施する。</p>
	<p>ホームと車両の隙間や段差は、できる限り小さくする。</p>
	<p>乗降位置を表示するとともに、視覚障害者がわかりやすい位置に点字を貼付する。</p>
	<p>乗降や移動を妨げない位置に配慮し、ベンチを設置する。</p>
④券売機等	<p>視覚障害者や高齢者に配慮した適切な照度を確保する。</p>
	<p>車いす使用者でも近づきやすいよう蹴込みを設け、タッチパネルが見やすい（反射しない）券売機等を設置する。</p>
⑤トイレ	<p>インターホン等を活用できない聴覚障害者等への適切な対応方法を検討する。</p>
	<p>車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（十分な広さ、可動式手すり、オストメイト対応設備、大型ベッド、着替え台、開閉しやすい扉、わかりやすいボタン配置など）。</p>
	<p>車いす使用者用トイレを2箇所以上設置する場合は、左右反転タイプの便座を用意するなど、左麻痺・右麻痺などの利用者に配慮する。</p>
	<p>異性介助や性的マイノリティへの配慮の観点から、男女共用トイレを整備することが望ましい。</p>
	<p>車いす使用者用トイレの利用の集中を分散するため、一般トイレに広めの個室や乳幼児用設備を設置する（ベビーチェアや幼児用便座など）。</p>
	<p>車いす使用者用トイレや一般トイレの個室に設ける荷物台や荷物掛けは、車いす使用者や高齢者等の利用に配慮し、低い位置に設置する。</p>
<p>壁や手すり等の色にコントラストを設けることにより、弱視者等が空間把握しやすいように配慮する。</p>	
<p>非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。</p>	

項目	共通の配慮事項
⑥案内設備	バリアフリー化された経路や乗継経路、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどの活用・多言語化された大きくわかりやすい案内表示を設ける。
	エスカレーターによる経路が連続していない場合（途中から階段による上下移動が必要となる場合）は、あらかじめその旨がわかるように経路の端部に案内を掲示する。
	改札口やトイレ、エスカレーター等に音声案内を設置する。また、駅構内やトイレの配置がわかる触知案内図を設置する。
	サインの情報内容や表現方法、設置位置がわかりやすいように配慮するとともに、可変式情報表示装置を設置し、緊急時等の情報をタイムリーに伝達できるようにする。
	エレベーターや車いす使用者用トイレでは、障害者等が優先的に利用できるように配慮する（案内の表示など）。
⑦人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応を充実する。
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施する。
	筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示する。
	駅や車両利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。

● 参考：旅客施設のバリアフリー化



ホームドア



可動式ホーム柵



内方線付点状ブロック

② バス

項目	共通の配慮事項
①車両	ノンステップ化や車いす使用者やベビーカー利用者が利用しやすい広めの乗降口の確保など、バリアフリー化された車両への代替を促進する。
②バス乗降場・停留所	バス停へのベンチ・上屋の設置や十分な待合スペースを確保する。 (道路管理者との連携) バスが正着(停留所に寄せてまっすぐ停車)しやすく、車両との段差が生じない構造に改良する。(道路管理者との連携)
③案内設備	バス乗降場や停留所における案内を充実する(わかりやすい路線図・乗継案内、ノンステップバス運行の表示、多言語表記など)。 バス接近表示システムの導入(音声案内・電光表示)を促進する。
④人的対応・心のバリアフリー	バス停への正着やニーリング(車両を傾けて段差を緩和する)を徹底する。 多様な利用者への適切な対応について乗務員の教育を実施する。 筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示する。 バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。

● 参考：バスのバリアフリー化



ノンステップバス



バリアフリー化されたバス停留所

③ タクシー

項目	共通の配慮事項
①車両	車いす使用者等も利用できる福祉タクシーの導入を促進する。
②人的対応・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について乗務員の教育を実施する。 筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示する。

3.3.2 道路の移動等円滑化

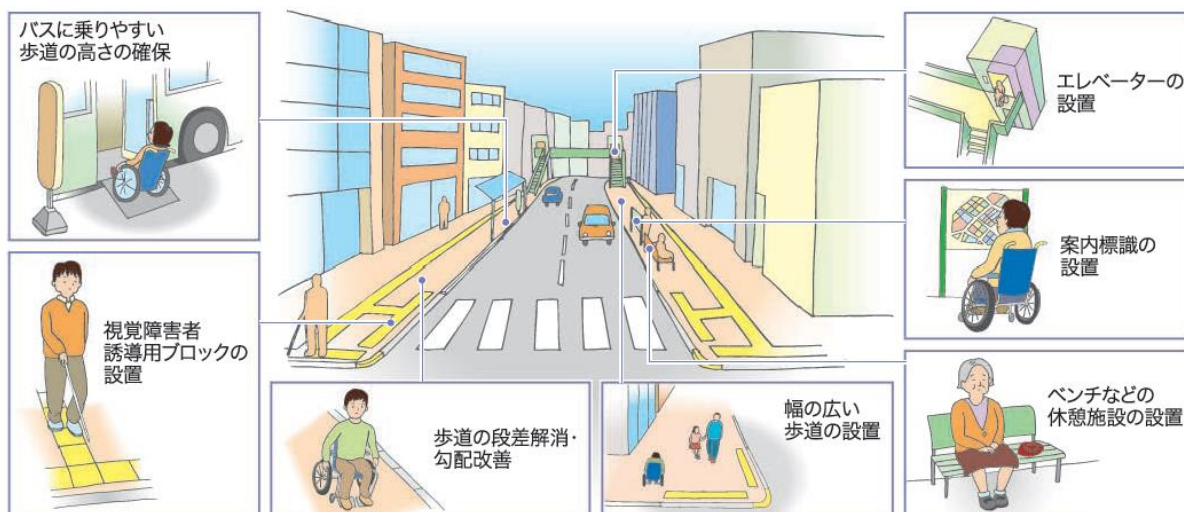
① 歩道のある道路

項目	共通の配慮事項
①整備	歩道の大規模改良・更新時に移動等円滑化基準に適合した道路整備を行うとともに、コミュニティ道路整備を進めるなど、歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境を整備する。
	車両乗入れ部や交差点部における 歩道内の勾配をゆるく する。
	バス停留所を設置する歩道は、 バスに円滑に乗降できる高さ とし、 輝度比が確保された 視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、十分な待合スペースを確保する。（バス事業者と連携）
	車いす使用者やベビーカー利用者が 移動しやすい舗装 を行う。
	歩車道境界ブロックは、 視覚障害者が認識でき、車いす使用者が円滑に通行できるもの にする。
	歩車道境界やバス停留所、生活関連施設を中心に、移動の連続性に配慮し、 輝度比が確保された 視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。（関係事業者と連携）
	歩行者の通行が想定される場所の側溝のフタ（グレーチング）などは、白杖や車いす使用者の移動の障害とならないよう、目の細かいものなどにする。
	歩行者等の通行の支障とならない範囲で、 日陰を確保したり、ベンチ等の休憩施設 の設置に努める。
②安全対策	電柱や街灯、案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。
	長く続く坂道では、 車いす使用者等が安心して滞留できるスペース（平坦な踊り場等） や 高齢者等が休憩できるベンチ の設置に努める。また、道路利用者に対して、 助け合いの意識を喚起する標識や勾配に関する案内の設置 に努める。
③案内設備	生活関連経路上の主要な箇所（駅周辺、主要交差点、生活関連施設付近の交差点など）に、多様な利用者に配慮した 見やすくわかりやすい案内表示の設置 に努める（必要に応じて点字表示・音声案内・多言語化など）。
	エレベーターやスロープなどの案内は、ピクトグラム等を活用し、大きくわかりやすいものを設置する。
④維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理に配慮する。
	工事中や仮復旧中も多様な利用者が困ることのないよう、安全に通行できる幅員の確保や凹凸の除去、安全な通行位置への誘導などに配慮する。
⑤人的対応・心のバリアフリー	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物への指導を行い、適切な機能を確保する。
	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進 する。（交通管理者と連携）

② 歩道のない道路

項目	共通の配慮事項
①整備	コミュニティ道路整備を進めるなど、歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境を整備する。
	歩行者の通行が想定される場所の側溝のフタ（グレーチング）などは、白杖や車いす使用者の移動の障害とならないよう、目の細かいものなどにする。
	バス停留所を設置する道路は、安全な待合空間を確保する。（バス事業者と連携）
	自転車ネットワーク路線の通行空間整備を推進する。
②安全対策	路側帯の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。（交通管理者と連携）
	電柱や街灯、案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。
③案内設備	長く続く坂道では、滑りにくい舗装に配慮するとともに、必要に応じて 2段手すりの設置 などを検討する。また、道路利用者に対して、 助け合いの意識を喚起する標識や勾配に関する案内の設置 に努める。
	生活関連経路上の主要な箇所（生活関連施設付近の交差点など）に、多様な利用者に配慮した 見やすくわかりやすい案内表示の設置 に努める（必要に応じて点字表示・音声案内・ 多言語化 など）。
④維持管理	舗装や案内設備などの適切な維持管理に配慮する。
	工事中や仮復旧中も多様な利用者が困ることのないよう、安全に通行できる幅員の確保や凹凸の除去、安全な通行位置への誘導などに配慮する。
⑤人的対応・心のバリアフリー	放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物及び植栽の枝などへの指導を行い、適切な機能を確保する。
	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進 する。（交通管理者と連携）

● 参考：道路のバリアフリー化（国土交通省資料、文京区ホームページなど）





バリアフリー化された歩道



コミュニティ道路（歩道あり）



コミュニティ道路（歩道なし：路面表示）



コミュニティ道路（歩道なし：狭さく）



助け合いの意識を喚起する標識（坂道）

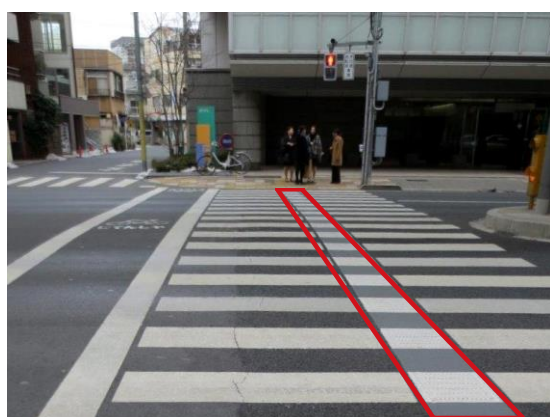


急な坂道への手すりの設置

3.3.3 信号機等の移動等円滑化

項目	共通の配慮事項
①信号機等	生活関連経路上の信号交差点には、 バリアフリー化された信号機（音響式や経過時間表示式、高度化 PICS 対応型信号機など） を設置するとともに、付帯機材の位置に配慮する。
	主要な交差点や複雑なかたちの交差点において、 エスコートゾーンの設置 を検討する。
	高齢者、障害者が 安全に横断できる よう、 適切な青時間を確保 する（歩行者用青信号の延長など）。
	標識、標示の高輝度化や信号機のLED化により見やすさを向上する。
②安全対策	【歩道のない生活道路】 路側帯の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策など、経路の実情に合った交通安全対策を検討 する。（道路管理者と連携）
③人的対応・心のバリアフリー	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進 する。（道路管理者と連携）

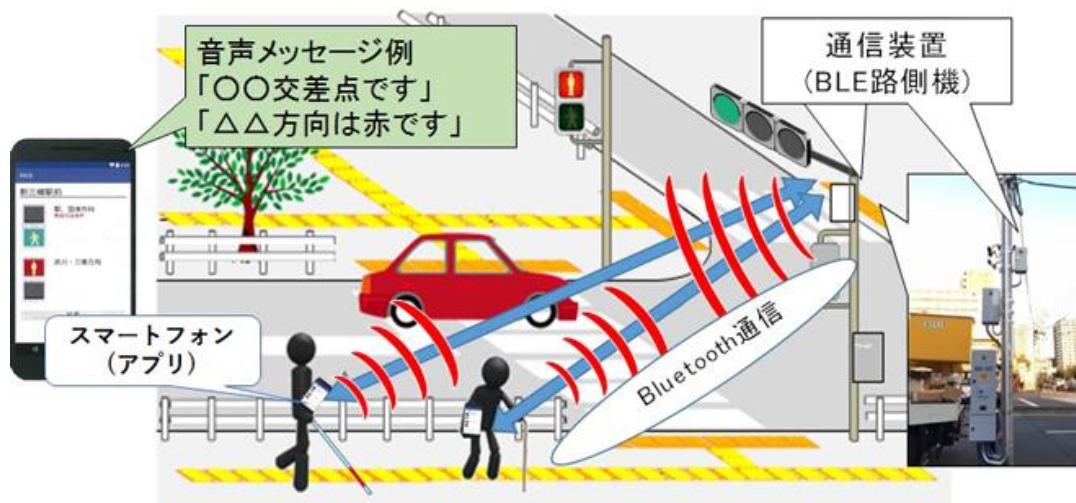
● 参考：信号機等のバリアフリー化（国土交通省資料、警察庁資料など）



エスコートゾーン



経過時間表示式信号機



高度化 PICS 対応型信号機

3.3.4 建築物の移動等円滑化（駐車場を含む）

項目	共通の配慮事項
①出入口・敷地内通路	<p>道路と建築物の連続性に配慮し、段差を解消するとともに、歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続し、輝度比が確保された視覚障害者誘導用ブロックを設置する。</p> <p>主要な出入口は自動ドアなど通行しやすい扉とし、車いす使用者やベビーカー利用者等に配慮した幅を確保する（80cm以上）。</p>
②建物内通路	<p>主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する（120cm以上）。</p> <p>主要な通路に段差がある場合はスロープを設置するなどして段差を解消する。</p>
③上下移動	<p>2階以上の建築物には、エレベーターを設置する。</p> <p>エレベーターは、障害者が利用しやすい構造とする（十分な広さ、開延長ボタン、車いす使用者対応操作ボタン、足下まで見える鏡、浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置、ガラス窓など）。</p> <p>階段は、段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。</p> <p>階段には両側に2段手すりを設け、行先を点字で表示するとともに、手すりの端部は巻き込むようにする。</p>
④トイレ	<p>車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（十分な広さ、可動式手すり、オストメイト対応設備、大型ベッド、着替え台、開閉しやすい扉、わかりやすいボタン配置など）。</p> <p>車いす使用者用トイレを2箇所以上設置する場合は、左右反転タイプの便座を用意するなど、左麻痺・右麻痺などの利用者に配慮する。</p> <p>異性介助や性的マイノリティへの配慮の観点から、男女共用トイレを整備することが望ましい。</p> <p>車いす使用者用トイレの利用の集中を分散するため、一般トイレに広めの個室や乳幼児用設備を設置する（ベビーチェアや幼児用便座など）。</p> <p>車いす使用者用トイレや一般トイレの個室に設ける荷物台や荷物掛けは、車いす使用者や高齢者等の利用に配慮し、低い位置に設置する。</p> <p>壁や手すり等の色にコントラストを設けることにより、弱視者等が空間把握しやすいように配慮する。</p> <p>非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。</p>
⑤駐輪場・駐車場	<p>利用者などの駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。</p> <p>出入口に近い場所に十分な広さの障害者用駐車施設（幅350cm以上）を設置し、わかりやすく標示するとともに、適切な利用を促すように利用者への啓発を行う。</p>
⑥案内設備	<p>バリアフリー化された経路や非常口、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどの活用・多言語化された大きくわかりやすい案内表示を設ける。</p> <p>建築物出入口やトイレ、エレベーター等に音声案内を設置する。また、トイレの配置がわかる触知案内図を設置する。</p>

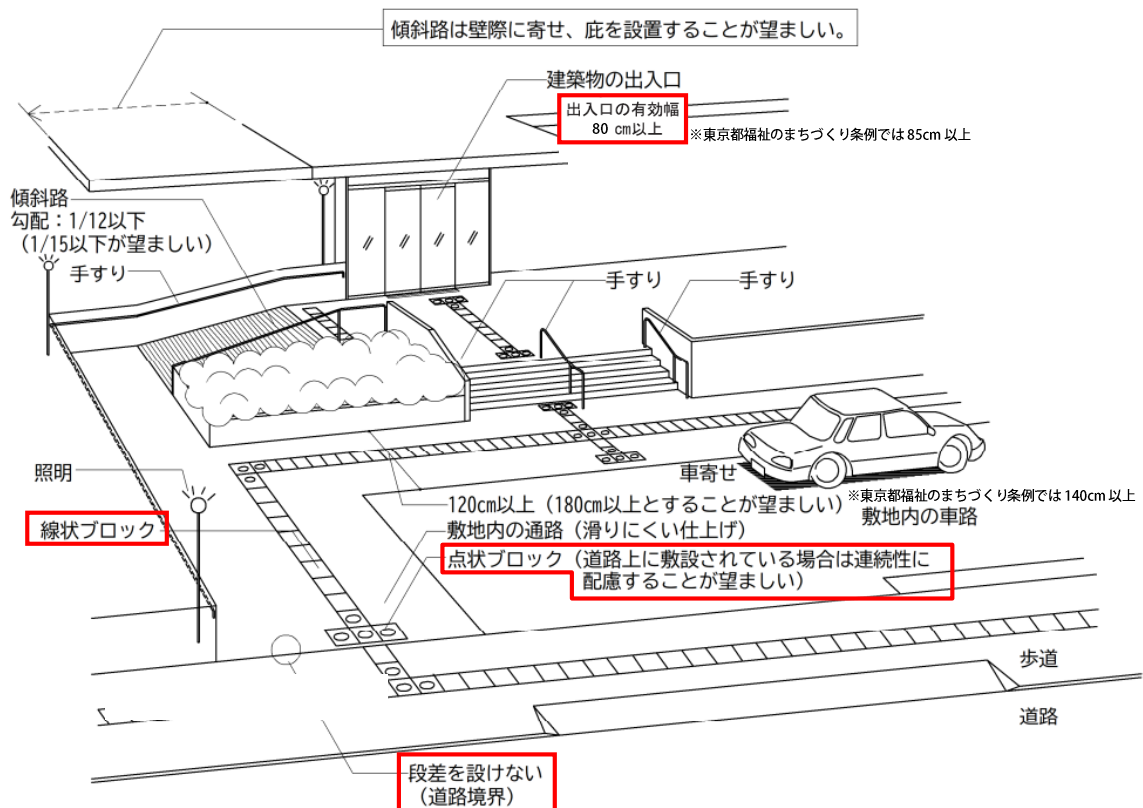
項目	共通の配慮事項
⑥案内設備	エレベーターや車いす使用者用トイレでは、障害者等が優先的に利用できるように配慮する（案内の表示など）。 病院など順番待ちのある施設では、呼出受信機を導入し、音声と文字情報で案内するなど、聴覚障害者や視覚障害者に対応した呼び出し方法に配慮する。
⑦その他設備	受付や記入台は、車いす使用者が接近しやすい構造とする。 貸出し用の車いすやベビーカー等を設置し、案内を表示する。 授乳室やおむつ交換台、ベンチを設置する。 講演を行うホール等では磁気ループを導入し、設備が使える旨を主催者や参加者に周知する。
⑧人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応を充実する。 建築物出入口から受付・窓口までの経路に視覚障害者誘導用ブロックを配置し、受付・窓口からは職員が対応するなど、連続的な誘導に配慮する。 多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施する。 コミュニケーション支援ボードや筆談用具を設け、設置を示す案内を表示する。 道路に面した敷地内には歩行者が休憩できるベンチの設置を検討する。

● 参考：建築物のバリアフリー化

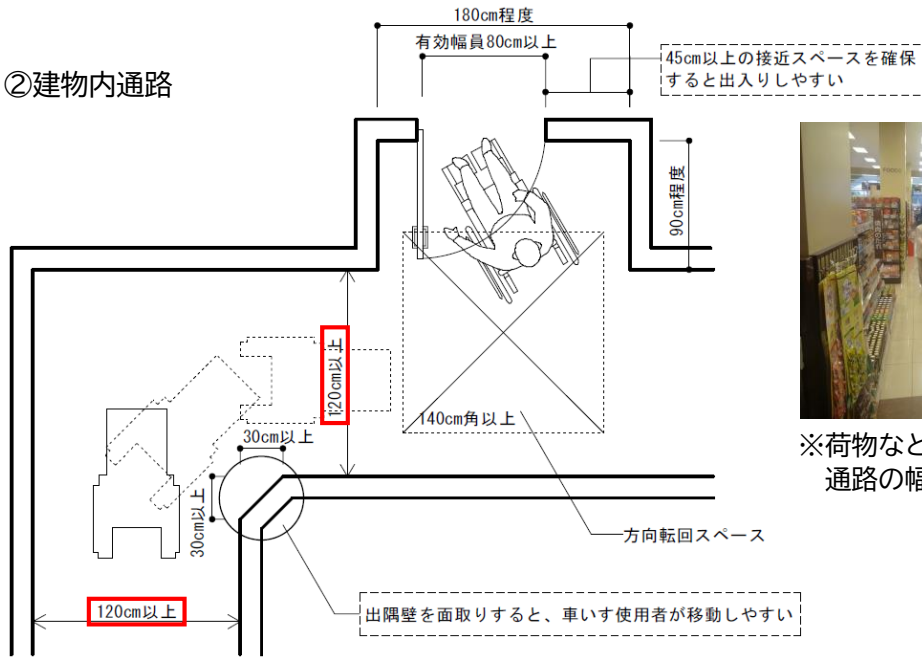
（高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準より抜粋・作成ほか）

① 出入口・敷地内通路

赤枠で囲んだものは、『共通の配慮事項』に設定した基準です。

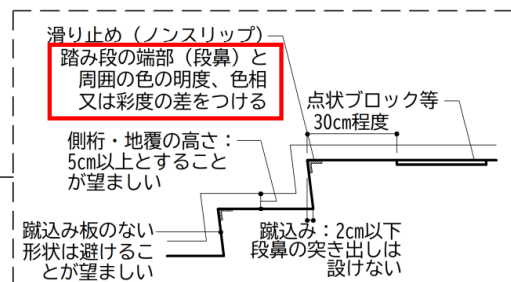
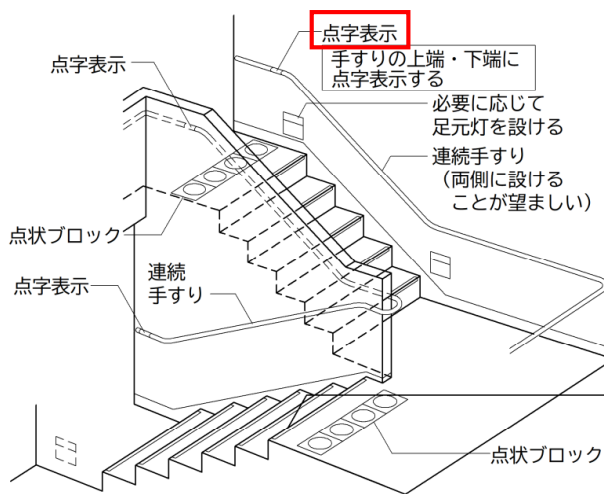
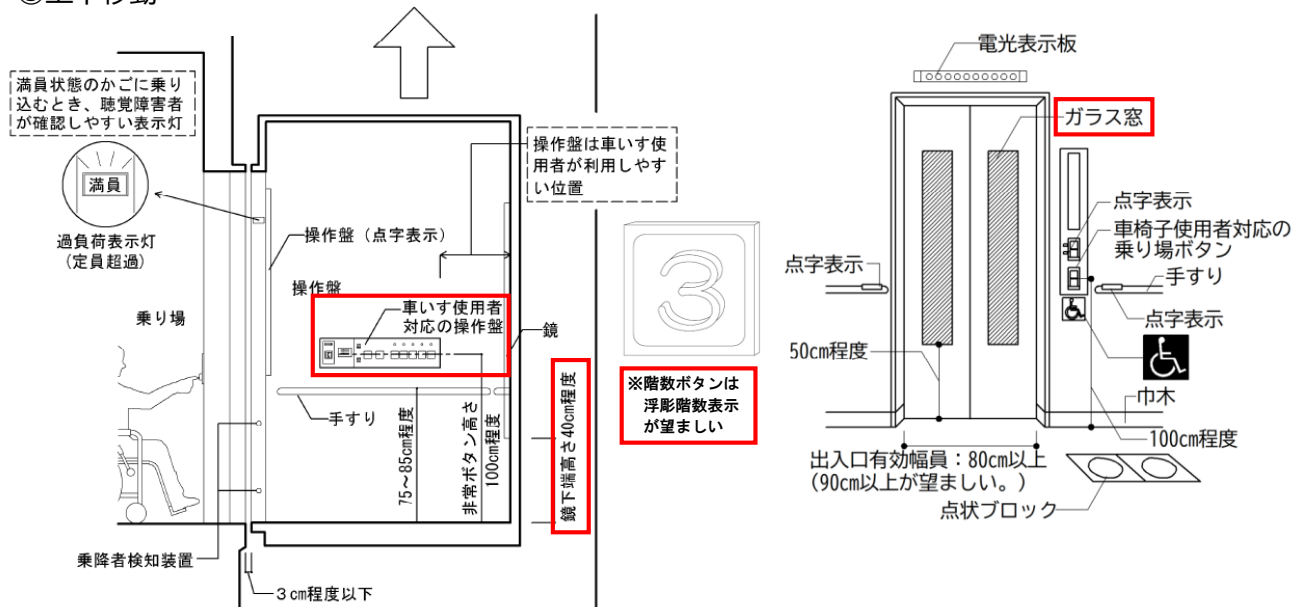


②建物内通路



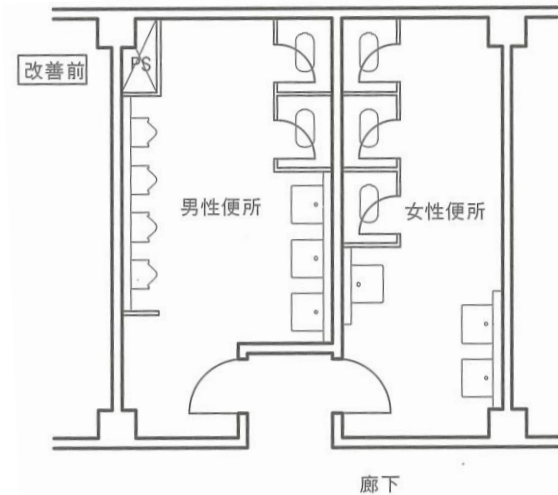
※荷物などを置かず、可能な限り通路の幅を広くする

③上下移動

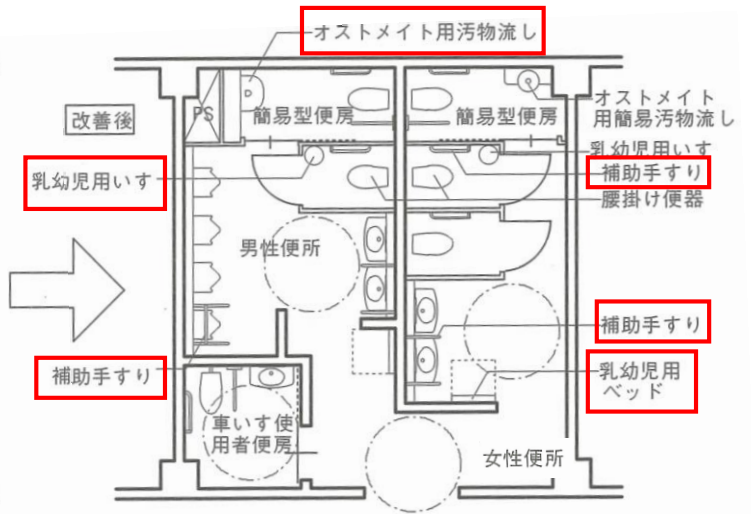


④トイレ

トイレの改善例（車いす対応・機能分散）

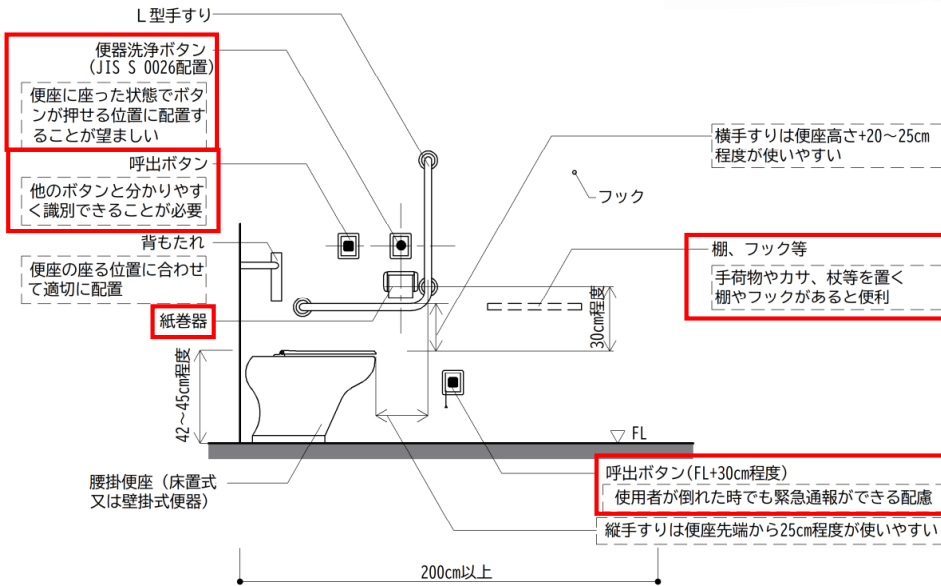


・高齢者・障害者等に対応する便房がない場合

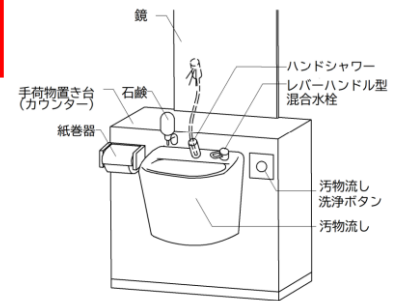


- ・車いす使用者用便房を設置する
- ・簡易型機能を備えた専用便房を設置する
- ・和風便器を腰掛便器に改善する
- ・小便器を床置き式ストール又は低受け口の壁掛け式に改善する
- ・オストメイト用設備を設置する
- ・補助手すりや乳幼児設備を設置する

○ボタン等の配置

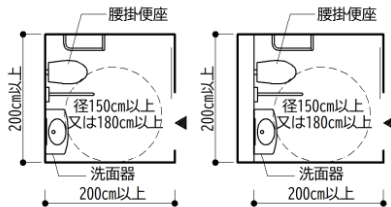


○汚物流し（オストメイトに配慮した設備）

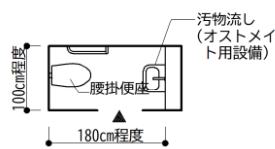


<分散配置を考慮した個別機能を備えた便房>

○車椅子使用者用便房

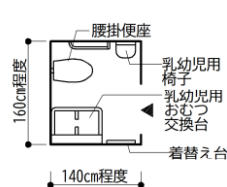


○オストメイト用設備を有する便房

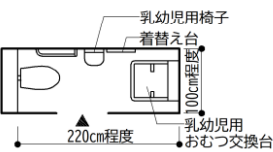
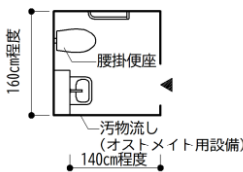
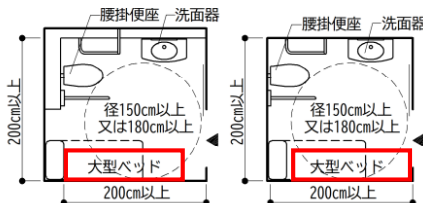


○乳幼児用設備を有する便房

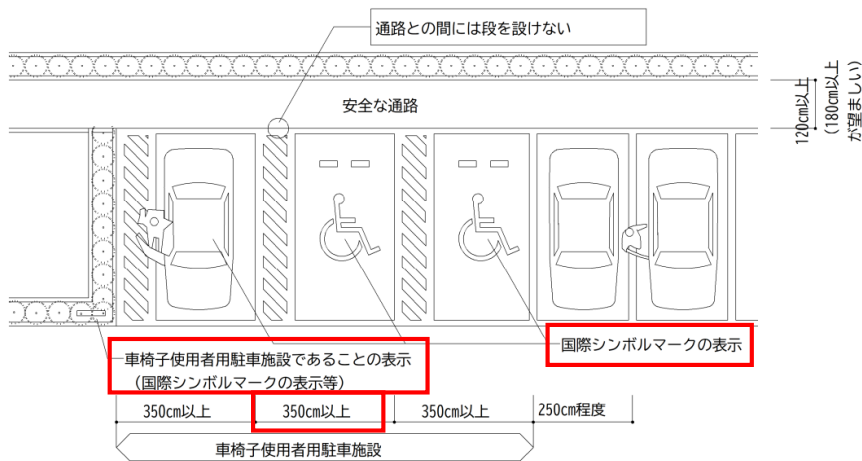
(ベビーカーと共に入ることができる寸法)



○車椅子使用者用便房 (大型ベッド付)



⑤ 駐輪場・駐車場

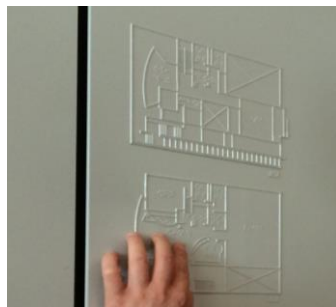


マナーアップポスター
(東京都資料より)

⑥ 案内設備



ピクトグラムによる案内



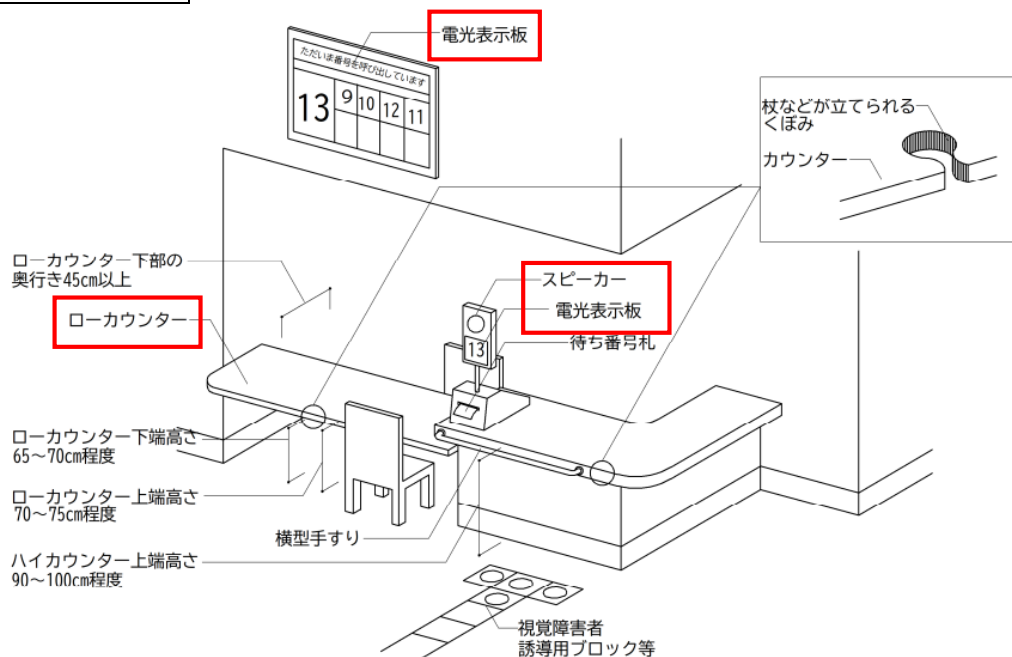
触知図や音声による案内



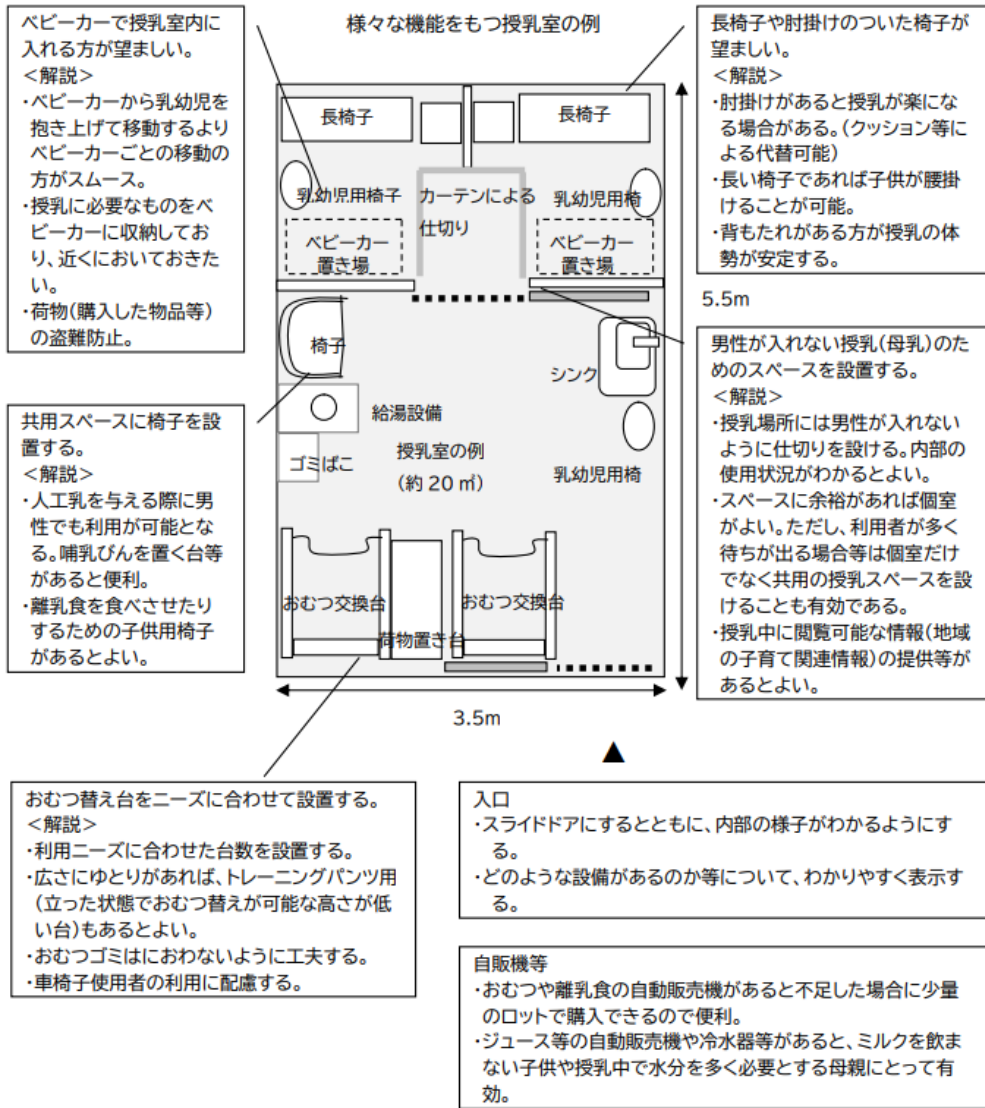
総合案内 (人による対応)

⑦ その他設備

窓口・カウンターの例



授乳室の配置例



⑧人的対応・心のバリアフリー



耳マーク・筆談用具

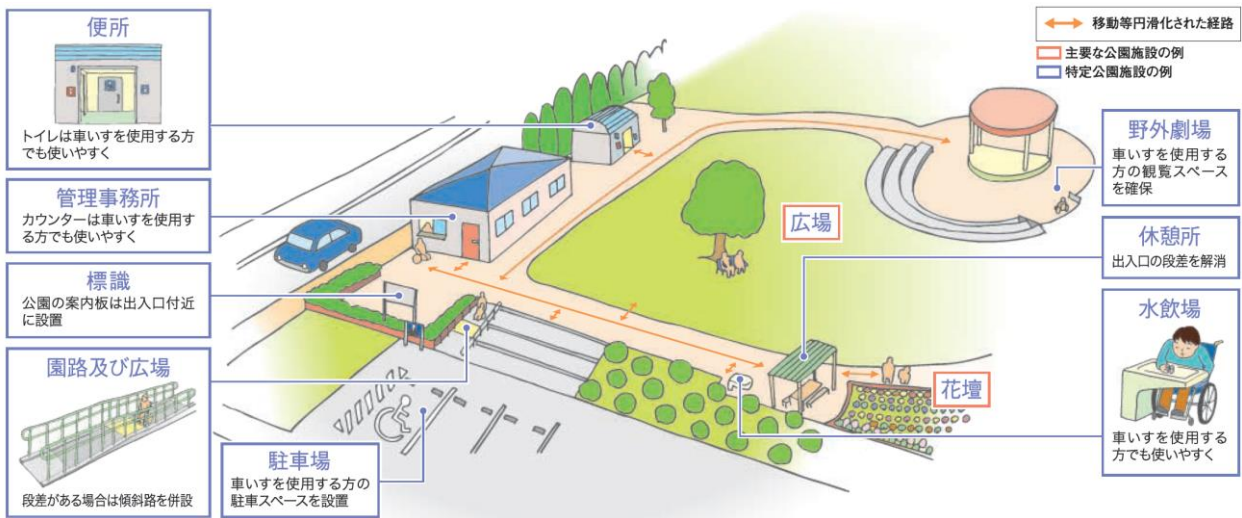


コミュニケーション支援ボード
 (公益財団法人明治安田こころの健康財団より)

3.3.5 都市公園の移動等円滑化

項目	共通の配慮事項
①出入口	敷地境界（道路等と公園敷地）に通行の支障となる段差や勾配を設けない。
	車いす使用者や ベビーカー利用者等 が通るのに十分な出入口幅を確保する（90cm以上）。
	歩道上から出入口、主要な施設まで連続し、 輝度比が確保された 視覚障害者誘導用ブロックを設置する。
②園路	主要な園路は 平坦で固くしまっていて滑りにくい路面 とする。
	主要な園路には段差を設けない。
	主要な園路は車いす使用者等が通るのに十分な通路幅を確保する（120cm以上）。
③トイレ	車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（十分な広さ、可動式手すり、オストメイト対応設備、 大型ベッド、着替え台、開閉しやすい扉、 わかりやすいボタン配置など）。
	車いす使用者用トイレを2箇所以上設置する場合は、左右反転タイプの便座を用意するなど、 左麻痺・右麻痺 などの利用者に配慮する。
	異性介助や性的マイノリティへの配慮の観点から、男女共用トイレを整備することが望ましい。
	車いす使用者用トイレの利用の集中を分散するため、一般トイレに広めの個室や乳幼児用設備を設置する（ ベビーチェア や幼児用便座など）。
	車いす使用者用トイレや一般トイレの個室に設ける荷物台や荷物掛けは、 車いす使用者や高齢者等 の利用に配慮し、低い位置に設置する。
壁や手すり等の色に コントラスト を設けることにより、 弱視者等 が空間把握しやすいように配慮する。	
④休憩施設	日陰を確保したり、ベンチ等の休憩施設を設置する。
	車いす使用者等が利用しやすい構造の水飲み場を設置する。
⑤案内設備	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した 大きくわかりやすい案内表示 を設ける（必要に応じて点字表示・音声案内・ 多言語化 など）。
⑥維持管理	園路やトイレ、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理に配慮する。
	利用者の駐輪が、出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。
⑦その他設備	庭園など文化的景観を有する公園では、可能な範囲で園路等のバリアフリー化に努めるとともに、整備が難しい場合には案内などによる情報提供を充実 する。
	避難場所に指定されている場合は、音声放送設備だけでなく電光掲示等による文字情報の提供設備の設置にも配慮 する。
⑧人的対応・心のバリアフリー 〔管理事務所がある場合〕	職員による案内やサポート、 悪路に対応した車いすの貸出 などの対応を充実する。
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施する。
	コミュニケーション支援ボード や 筆談用具 を設け、設置を示す案内を表示する。

● 参考：都市公園のバリアフリー化（国土交通省資料）



第4章 地区別計画の変更

中間評価に際し、各施設設置管理者等と調整の上、地区別計画の変更が必要と判断したものについて以下（表14）に整理します。計画変更の主な理由は以下（①～③）のとおりです。

- ①地区別計画にて実施時期を【短期】とした特定事業等のうち、令和2年度末時点で未完了である事業について、実施時期を再設定したもの
- ②継続、順次・随時など、同様の事業でありながら位置づけ方法が異なっていた特定事業等について、内容の整合を図ったもの
- ③特定事業等を位置づけたが、検討の結果、構造的に実現が困難であったり、優先順位を変更したもの、別の方法で解決が図られたもの、ハード整備を想定していたが人的対応で対応することとしたものなど、状況の変化等を踏まえて事業を追加したり、削除したり内容を変更するもの

表14 地区別計画を変更する事業（96事業）

事業種別	凡例	事業箇所	項目	事業内容	変更内容・変更理由
公共交通特定事業	②	東京メトロ有楽町線 江戸川橋駅	ホーム	幅員の狭い箇所での注意喚起や安全対策の実施	実施時期変更： 長期→継続 変更理由：②
			ホーム	ホームドアへの車いす乗車場所の表示	事業削除 変更理由：③
			案内設備	トイレ清掃時の音声案内装置の調整又は改修	実施時期変更： 短期→継続 変更理由：②
	③	東京メトロ丸ノ内線 御茶ノ水駅	券売機等	点字運賃表への視覚障害者誘導用ブロックの敷設	実施時期変更： 短期→短期・中期・長期 変更理由：①
	⑧	東京メトロ丸ノ内線 新大塚駅	出入口	エレベーターの地上出入口での事故防止対策用の掲示物やミラーの設置	事業削除 変更理由：③

事業種別	凡例	事業箇所	項目	事業内容	変更内容・変更理由
公共交通特定事業	9	都営地下鉄三田線 水道橋駅	トイレ	出入口の段差解消（スロープ化）、トイレの洋式化、簡易型多機能便房の設置、ベビーチェアの増設など	実施時期変更： 短期→中期 変更理由：①
	10	都営地下鉄三田線 千石駅	通路	出入口の段差の解消	実施時期変更： 短期→長期 変更理由：③
	12	東京メトロ南北線 東大前駅	人的対応心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	事業追加 変更理由：③
	15	東京メトロ南北線 本駒込駅	人的対応心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	事業追加 変更理由：③
	17	東京メトロ丸ノ内線 本郷三丁目駅	人的対応心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	事業追加 変更理由：③
	—	都営バス（都心・下町地域）	人的対応心のバリアフリー	春日駅前（文京シビックセンター前）停留所利用者に対し、通行者への配慮啓発	実施時期変更： 順次・随時→継続 変更理由：②
	—	都営バス（山の手地域）	車両	より利用しやすい車両への代替	実施時期変更： 継続→順次・随時 変更理由：②
道路特定事業	—	国道17号（本郷通り）	整備	横断歩道接続部等での歩道の勾配改善	事業削除 変更理由：③
	整備		中央分離帯への視覚障害者誘導用ブロックの敷設	実施時期変更： 短期→中期 変更理由：③	
	—	国道254号（春日通り）	整備	中央分離帯への視覚障害者誘導用ブロックの敷設	実施時期変更： 短期→中期 変更理由：③
	—	都道8号（目白通り）（都心・下町地域）	整備	連続的な視覚障害者誘導用ブロックの設置	実施時期変更： 中期→順次・随時 変更理由：③
	—	都道8号（目白通り）（山の手地域）	維持管理	舗装のがたつきの補修	実施時期変更： 中期→順次・随時 変更理由：③

事業種別	凡例	事業箇所	項目	事業内容	変更内容・変更理由
道路特定事業	—	都道 301 号 (白山通り)	整備/ 安全対策	自転車走行空間の 整備	実施時期変更： 短期→短期・中期 変更理由：①
	—	都道 319 号 (言問通り)	整備	連続的な視覚障害 者誘導用ブロック の設置	実施時期変更： 長期→順次・随時 変更理由：③
			整備	歩車道の段差解消	実施時期変更： 短期→順次・随時 変更理由：①
	—	都道 405 号 (外堀通り)	整備	連続的な視覚障害 者誘導用ブロック の設置	実施時期変更： 短期→順次・随時 変更理由：①
	—	都道 436 号 (千川通り)	整備	連続的な視覚障害 者誘導用ブロック の設置	実施時期変更： 中・長期→順次・随時 変更理由：③
	—	都道 437 号(不忍 通り)(都心・下 町地域)	整備	拡幅にあわせたバ リアフリー整備	実施時期変更： 継続→短期・中期・長 期 変更理由：②
	—	都道 437 号(不忍 通り)(山の手地 域)	整備	歩車道段差の改善 (千石図書館付 近)	実施時期変更： 短期→長期 変更理由：①
			整備	適切な視覚障害 者誘導用ブロック の設置	実施時期変更： 長期→順次・随時 変更理由：③
			整備	がたつきのない舗 装への改善	実施時期変更： 長期→順次・随時 変更理由：③
	—	都道 452 号(大観 音通り・昌平橋 通り) (都心・下町地 域)	整備	連続的な視覚障害 者誘導用ブロック の設置	実施時期変更： 中・長期→順次・随時 変更理由：③
	—	都道 452 号(大観 音通り)(山の手 地域)	整備	ガードレール又は ガード柵の設置の 検討	事業削除 変更理由：③
			維持 管理	工事中の安全対策・ バリアフリー環境 確保への指導	実施時期変更： 短期→継続 変更理由：②
	—	都道 453 号 (春日通り)	整備	連続的な視覚障害 者誘導用ブロック の設置	実施時期変更： 中・長期→順次・随時 変更理由：③

事業種別	凡例	事業箇所	項目	事業内容	変更内容・変更理由
道路特定事業	-	都道 455 号 (本郷通り) (都心・下町地域)	整備	連続的な視覚障害者誘導用ブロックの設置	実施時期変更： 中期→順次・随時 変更理由：③
	-	都道 455 号 (本郷通り) (山の手地域)	整備	車両乗り入れ部や交差点部の勾配の緩和	実施時期変更： 長期→順次・随時 変更理由：③
			整備	視覚障害者誘導用ブロックの設置	実施時期変更： 長期→順次・随時 変更理由：③
	-	都道 301 号 (白山通り、旧白山通り)	維持管理	歩車道境界ブロックの補修	実施時期変更： 継続→順次・随時 変更理由：②
	-	区道 870 号	整備	道路整備事業等にあわせた歩道のバリアフリー化(段差や勾配の改善、幅員構成の見直し、視覚障害者誘導用ブロックの設置)の推進	実施時期変更： 短期・中期→短期・中期・長期 変更理由：③
			案内設備	多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内表示の設置	規模変更： 2箇所→1箇所 変更理由：③
	-	区道 889 号 (都心・下町地域)	整備	道路整備事業等にあわせた歩道のバリアフリー化(段差や勾配の改善、幅員構成の見直し、視覚障害者誘導用ブロックの設置)の推進	実施時期変更： 短期・中期→短期・中期・長期 変更理由：③
			案内設備	多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内表示の設置	規模変更： 3箇所→2箇所 変更理由：③
	-	区道 889 号 (山の手地域)	案内設備	多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内表示の設置	規模変更： 3箇所→2箇所 変更理由：③
	-	区道 892 号 (都心・下町地域)	整備	連続的な視覚障害者誘導用ブロックの設置	実施時期変更： 短期・中期→中期 変更理由：③

事業種別	凡例	事業箇所	項目	事業内容	変更内容・変更理由
道路特定事業	—	区道 892 号 (山の手地域)	整備	連続的な視覚障害者誘導用ブロックの設置	実施時期変更： 短期・中期→中期 変更理由：③
	—	区道千文 3 号 (御茶ノ水橋)	整備	お茶の水橋の補修補強工事とあわせた駅側の歩道幅員の拡幅	実施時期変更： 短期→短期・中期 変更理由：③
			—	—	今後の方針 「現在、補修補強工事に向けて実施設計中で、平成 29 年度～平成 31 年度に工事予定である。」 →「補修補強工事を平成 29 年度～令和 6 年度で予定している。」に変更
	—	区道 843 号	整備	道路整備事業等に合わせた歩道のバリアフリー化（段差や勾配の改善、幅員構成の見直し）の推進	実施時期変更： 長期→短期・中期 変更理由：③
			案内設備	多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内標示の設置	事業削除 変更理由：③
	—	区道 844 号	整備	道路整備事業等に合わせた歩道のバリアフリー化（段差や勾配の改善、幅員構成の見直し）の推進	事業追加 変更理由：③
	—	区道 841 号	整備	道路整備事業に合わせた歩道のバリアフリー化（段差や勾配の改善、幅員構成の見直し）の推進	実施時期変更： 長期→中期 変更理由：③

事業種別	凡例	事業箇所	項目	事業内容	変更内容・変更理由
建築物特定事業	⑥	湯島地域活動センター・総合体育館	トイレ	多機能トイレへの荷物置場の設置	事業削除 変更理由：③
	⑮	白山東会館・白山東児童館	建物内通路	(白山東会館)1階部屋の段差への注意喚起	実施時期変更： 短期→継続 変更理由：②
	⑰	湯島総合センター（湯島第二会館・文京福祉センター湯島・湯島児童館・湯島図書館）	建物内通路	連続的な視覚障害者誘導用ブロックの設置及び職員による案内の実施	事業内容変更： 連続的な視覚障害者誘導用ブロックの設置を削除 変更理由：③
	⑳	大塚公園集会所・大塚公園みどりの図書室	案内設備	多様な利用者に対応した案内表示、案内図の設置	実施時期変更： 短期→短期・中期 変更理由：①
	㉓	小石川郵便局	建物内通路	施設内の主要な窓口まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置	実施時期変更： 短期→中期・長期 変更理由：①
			建物内通路	主要な通路の十分な幅員の確保（120cm）	実施時期変更： 短期→継続 変更理由：②
			その他設備	ATM前への整列案内の表示	実施時期変更： 短期→中期・長期 変更理由：①
			その他設備	高齢者に配慮した高さのいすの設置	実施時期変更： 短期→中期 変更理由：①
	①	文京総合福祉センター（障害者支援施設・障害者基幹相談支援センター・文京福祉センター江戸川橋・子育てひろば江戸川橋など）	建物内通路	主要な施設・設備への誘導方法の検討	実施時期変更： 長期→継続 変更理由：②
	③	東京健生病院	出入口・敷地内通路	出入口の勾配の改善	実施時期変更： 短期→中期 変更理由：③
出入口・敷地内通路			出入口の階段・スロープへの手すりの設置	実施時期変更： 短期→中期 変更理由：③	

事業種別	凡例	事業箇所	項目	事業内容	変更内容・変更理由
建築物特定事業	5	日本医科大学付属病院	駐輪場・駐車場	基準適合した障害者用駐車施設の設置	実施時期変更： 短期→短期・中期 変更理由：①
	8	東京医科歯科大学医学部附属病院	出入口・敷地内通路	手すりの改良（階段部の「クネット」）	事業削除 変更理由：③
	9	順天堂大学医学部附属順天堂医院	案内設備	歩道からのアプローチであるスロープや歩道橋エレベーターなど、バリアフリー経路の屋外案内サインの設置	事業削除 変更理由：③
	4	拓殖大学（文京キャンパス）	トイレ	多機能トイレへの荷物台・荷物掛けの設置	実施時期変更： 短期→中期 変更理由：①
	8	東洋学園大学（本郷キャンパス）	出入口・敷地内通路	出入口のスロープの改修（4号館）	事業追加 変更理由：③
	10	文京学院大学（本郷キャンパス）	出入口・敷地内通路	生涯学習センター出入口の段差への注意喚起の表示	実施時期変更： 短期→中期 変更理由：①
			案内設備	エレベーターへの音声案内の設置	事業削除 変更理由：③
	14	貞静学園短期大学	出入口・敷地内通路	視覚障害者誘導用ブロックの連続設置の検討	事業削除 変更理由：③
			トイレ	車いすトイレへのL字型手すりの設置の検討	事業削除 変更理由：③
			駐輪場・駐車場	車いす使用者用駐車場の路面標示の補修	事業削除 変更理由：③
	19	アカデミー千石・千石図書館	建物内通路	手すり端部の安全対策（2階通路）	実施時期変更： 短期→中期 変更理由：①
			トイレ	多機能トイレへの荷物台・荷物掛けの設置	実施時期変更： 短期→中期 変更理由：①
			トイレ	多機能トイレのL字型手すりの設置位置の改善	実施時期変更： 短期→中期 変更理由：①

事業種別	凡例	事業箇所	項目	事業内容	変更内容・変更理由
建築物特定事業	25	目白台図書館	トイレ	多機能トイレの手すりの改善	実施時期変更： 短期→中期 変更理由：①
	36	森鷗外記念館	出入口 ・敷地内 通路	視覚障害者への出入口案内方法の検討	実施時期変更： 中期→継続 変更理由：②
	▲3	ラクーア	建物内 通路	目の細かいグレーチングへの更新 (後楽園駅側バリアフリーエレベーター誘導路)	実施時期変更： 短期→中期・長期 変更理由：③
	▲4	東京グリーンホテル後楽園	トイレ	多機能トイレの設置	閉業のため事業中止
			トイレ	オストメイト対応設備の設置	閉業のため事業中止
			その他 設備	貸出用車いす等の設置及び案内の表示	閉業のため事業中止
	▲6	ホテル椿山荘東京	出入口 ・敷地内 通路	舗装のがたつきの改善	実施時期変更： 短期→順次・随時 変更理由：①
			客室	ユニバーサルルームの適切な照度の確保	実施時期変更： 短期→順次・随時 変更理由：①
	▲9	ホテル機山館	上下 移動	エレベーターのバリアフリー化(点字表示、音声案内、操作パネル、鏡の設置)	事業内容変更： 音声案内、操作パネル、鏡を削除 変更理由：③
	▲13	お茶の水セントヒルズホテル	出入口 ・敷地内 通路	外階段への手すりの設置	閉業のため事業中止
上下 移動			エレベーターのバリアフリー化(点字表示・音声案内・開延長ボタン・足元まで見える鏡の設置)	閉業のため事業中止	
トイレ			障害者用トイレの自動点灯と非常呼び出しボタン設置	閉業のため事業中止	

事業種別	凡例	事業箇所	項目	事業内容	変更内容・変更理由
建築物特定事業	△13	お茶の水セントヒルズホテル	トイレ	障害者用トイレの扉の改良（片引き戸での対応の検討）	閉業のため事業中止
			その他設備	バリアフリールームの非常呼び出しボタン設置	閉業のため事業中止
			その他	専門家や当事者意見を踏まえたバリアフリールーム等の改善	閉業のため事業中止
都市公園特定事業	①	六義園	案内設備	トイレの音声案内の内容の見直しの検討	実施時期変更： 短期→中期 変更理由：①
	④	目白台運動公園	出入口	歩道上から出入口まで視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携）	実施時期変更： 短期→中期 変更理由：①
			園路	排水溝部への車いすで通れる平坦部の確保	実施時期変更： 短期→中期 変更理由：①
	⑥	小石川後楽園	休憩施設	状況に応じたベンチの配置	実施時期変更： 継続→順次・随時 変更理由：②
交通安全特定事業	—	都心・下町地域共通	信号機等	エスコートゾーンの整備	実施時期変更： 短期・中期・長期（必要に応じ実施）→順次・随時 変更理由：②
	—	山の手地域共通	信号機等	エスコートゾーンの整備	実施時期変更： 短期・中期・長期（必要に応じ実施）→順次・随時 変更理由：②
その他事業	—	後楽公園	出入口	歩道から出入口、主要な施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの敷設	実施時期変更： 短期→中期 変更理由：①

事業種別	凡例	事業箇所	項目	事業内容	変更内容・変更理由
その他の事業	—	後楽公園	トイレ	多機能トイレ内のボタンの表示方法の改善及びボタン位置の変更	実施時期変更： 長期→短期・中期・長期 変更理由：③
	—	礪川公園	園路	視覚障害者の動線を踏まえた連続的な視覚障害者誘導用ブロックの設置	実施時期変更： 短期→長期 変更理由：③
			案内設備	大きくわかりやすい案内表示の設置	実施時期変更： 短期→長期 変更理由：①

第5章 基本構想・地区別計画の推進に向けて

5.1 目標年次に向けた事業推進・留意点の周知

基本構想では、「点から面へ、みんなの心へ、バリアフリーの輪を広げよう」の目標のもと、おおむね10年後の令和7年度を目標年次として取組を推進することとしています。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により予定通り進まない事業があることも考えられることから、随時各事業者からの相談に応じ、代替案の検討を行うなど、さらなる事業推進を働きかけていきます。

また、中間評価において整理した社会情勢の変化や課題を踏まえて更新した「移動等円滑化に向けた配慮事項」について、関係事業者に周知・共有し、それぞれの事業推進の中で配慮した取組を実施していただけるよう、協力を依頼していきます。

5.2 バリアフリー基本構想のさらなる推進とスパイラルアップ

基本構想におけるPDCAサイクルに基づき、基本構想の段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を推進します。

具体的には、引き続き地区別計画に基づく事業の進捗状況について関係する事業者毎に毎年度照会を行うとともに、目標年次の令和7年度以降は、バリアフリー基本構想の評価や改定の必要性について検討します。

また、ソフト施策等の推進の一環として心のバリアフリーワークショップの機会などを活用し、区内で実施された取組の成果を周知するなど、より多くの区民の方に参加いただく機会を設けながら、心のバリアフリー等の普及・啓発を推進していきます。

なお、地区別計画で設定した特定事業等を推進するにあたり、必要に応じて計画・設計・施工段階への区民参加などの支援を行い、より充実した事業内容となるよう働きかけを行っていきます。

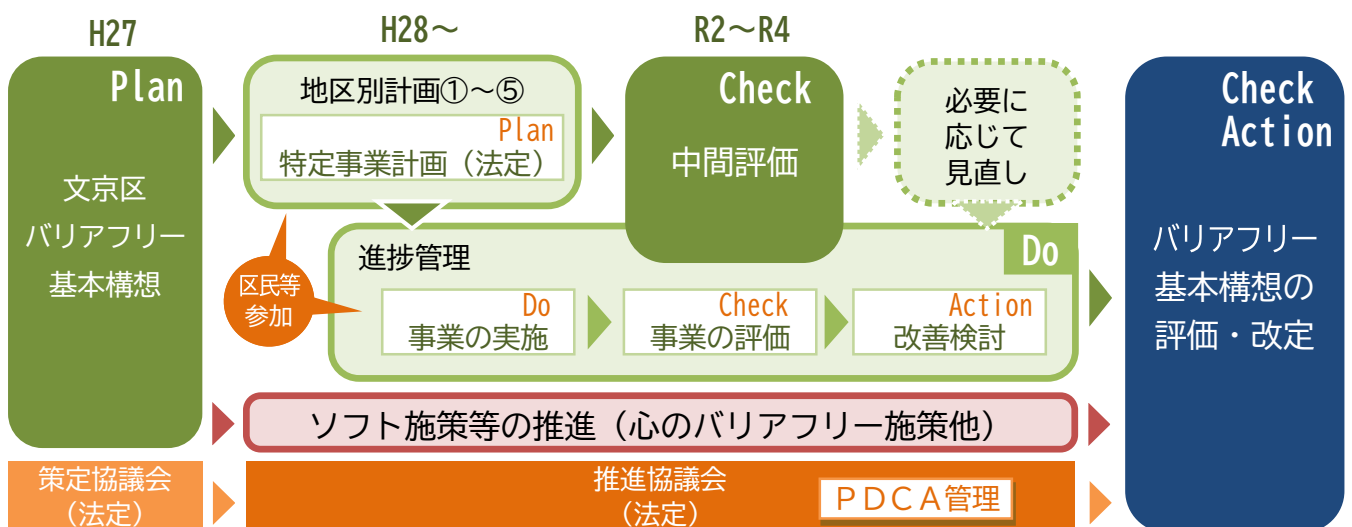


図9 基本構想におけるPDCAサイクルのイメージ

文京区バリアフリー基本構想

中間評価

【参考資料】

(案)



令和5年1月
文京区



目 次

参考1	文京区バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱.....	1
参考2	文京区バリアフリー基本構想推進協議会 委員名簿.....	2
参考3	文京区バリアフリー基本構想推進協議会 幹事名簿.....	4
参考4	検討経緯	5
参考5	ソフト施策の取組事例(事業者).....	6
参考6	完了事業確認のまとめ	10

参考1 文京区バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱

	26文都都第572号	平成27年3月26日	区長決定
一部改正	27文都都第97号	平成27年5月29日	部長決定
一部改正	27文都都第203号	平成27年7月16日	部長決定
一部改正	28文都都第27号	平成28年4月1日	区長決定
最終改正	2022文都都第239号	令和4年10月7日	部長決定

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第26条第1項の規定に基づき、文京区バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）の実施に係る連絡調整を行うため、文京区バリアフリー基本構想推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想の進行管理に関すること。
- (2) 基本構想に基づく重点整備地区別計画の策定に関すること。
- (3) その他区長が必要があると認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する委員40人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体、高齢者団体等を代表する者
- (3) 公募区民
- (4) 関係行政機関
- (5) 施設管理者
- (6) 交通管理者
- (7) 関係事業者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要があると認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、特別な事情がある場合は任期を延長することができる。

- 2 委員の再任は妨げないものとする。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、第3条第1号に規定する学識経験者のうちから、委員が選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事)

第6条 協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、企画政策部長、福祉部長、都市計画部長、土木部長、企画政策部企画課長、アカデミー推進部スポーツ振興課長、福祉部福祉政策課長、福祉部障害福祉課長、都市計画部都市計画課長及び土木部管理課長の職にある者とする。

(意見聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市計画部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則 この要綱は、平成27年3月26日から施行する。

付 則 この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

付 則 この要綱は、平成27年7月16日から施行する。

付 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、令和4年10月7日から施行する。

参考2 文京区バリアフリー基本構想推進協議会 委員名簿

No.	区 分	所 属	氏 名		
1	学識経験者	岩手県立大学 名誉教授	元田 良孝		
2		東京大学 名誉教授	西出 和彦		
		東京大学大学院 工学系研究科 建築学専攻 准教授 (令和4年10月21日から)	松田 雄二		
3	区 民	障害者団体	文京区視覚しょうがい者協会	吉田美奈子	
4			文京区肢体障害者福祉協会	小西 慶一	
5			文京区聴覚障害者協会	未定	
6			文京区肢体不自由児者父母の会	住友 孝子	
7			文京区家族会	穂積 千代	
8			文京区知的障害者(児)の明日を創る会	田口 隆一	
9			高齢者団体	文京区高齢者クラブ連合会	三宅 絢子
10			商店街	文京区商店街連合会	川又 靖則
11	町会	文京区町会連合会	諸留 和夫		
12	地域員	文京区民生委員・児童委員協議会	木谷富士子		
		文京区民生委員・児童委員協議会 (令和4年12月1日から)	齋藤 みさ		
13	公募		茂原 久司		
14			土岐 悦康		
15			飯田 義重		
16			井本佐保里		
17	関 係 行 政 機 関	国	国土交通省 関東運輸局 交通政策部 消費 者行政・情報課長	遠藤 幸	
			国土交通省 関東運輸局 交通政策部 バリアフリー推進課長 (令和4年10月21日から)	宮澤 豊	
18	東京都	東京都	東京都 都市整備局 都市基盤部 交通政策 担当課長	木内 盛雅	
			東京都 都市整備局 都市基盤部 交通政策担当課長 (令和4年10月21日から)	飯箸 俊一	
19	施 設 管 理 者	国道	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務 所 交通対策課長	五味 康真	
			国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務 所 交通対策課 建設専門官 (令和4年10月21日から)	池田 勝彦	
20	都道	東京都 建設局 第六建設事務所 管理課長	中西 宏		

No.	区 分		所 属	氏 名
21	施設管理者	区道	文京区 土木部 道路課長	橋本万多良
			文京区 土木部 道路課長 (令和4年4月1日から)	村岡 健市
22	施設管理者	都立公園	東京都 建設局 東部公園緑地事務所 管理課長	川上 武志
			東京都 建設局 東部公園緑地事務所 管理課長 (令和4年10月21日から)	岩澤 一嘉
23		区立公園	文京区 土木部 みどり公園課長	吉本 眞二
24	交通管理者	警視庁	富坂警察署 交通課長	藤木 泰彦
25			大塚警察署 交通課長	林 秀樹
			大塚警察署 交通課長 (令和4年10月21日から)	永吉 申二
26			本富士警察署 交通課長	深谷 美香
			本富士警察署 交通課長 (令和4年10月21日から)	渡邊順一郎
27	駒込警察署 交通課長	佐藤 英樹		
	駒込警察署 交通課長 (令和3年2月22日から)	山下 宏		
28	交通事業者	地下鉄	東京地下鉄株式会社 鉄道統括部 移動円滑化設備整備促進担当課長	村里 誠
			東京地下鉄株式会社 鉄道統括部 移動円滑化設備整備促進担当課長 (令和4年10月21日から)	篠原 睦
29	交通事業者		東京都 交通局 総務部 技術調整担当課長	新谷 壮明
			東京都 交通局 総務部 技術調整担当課長 (令和4年10月21日から)	山本 康裕
30		都営バス	東京都 交通局 自動車部 事業改善担当課長	與田 伸子
31		区コミュニティバス	日立自動車交通株式会社 バス事業部	手塚 善信
			日立自動車交通株式会社 安全運行部 (令和4年10月21日から)	坂口 央
32	関係事業者		社会福祉法人 福音会	望月 修
			社会福祉法人 桜栄会 高齢者あんしん相談センター駒込 センター長 (令和4年10月21日から)	新堀 季之

参考3 文京区バリアフリー基本構想推進協議会 幹事名簿

No.	所 属	氏 名
1	文京区企画政策部長	松井 良泰
	文京区企画政策部長 (令和3年4月1日から)	大川 秀樹
2	文京区福祉部長	木幡 光伸
	文京区福祉部長 (令和3年4月1日から)	竹越 淳
3	文京区都市計画部長	高橋 征博
	文京区都市計画部長 (令和3年4月1日から)	澤井 英樹
4	文京区土木部長	吉田 雄大
5	文京区企画政策部企画課長 事務取扱 企画政策部参事	新名 幸男
	文京区企画政策部企画課長 (令和4年6月25日から)	横山 尚人
6	文京区アカデミー推進部オリンピック・パラリンピック推進 担当課長	川崎慎一郎
	文京区アカデミー推進部スポーツ振興課長 (令和4年6月25日から)	野苺家貴之
7	文京区福祉部福祉政策課長	矢島 孝幸
	文京区福祉部福祉政策課長 (令和4年4月1日から)	福澤 正人
8	文京区福祉部障害福祉課長	畑中 貴史
	文京区福祉部障害福祉課長 (令和4年4月1日から)	橋本 淳一
9	文京区都市計画部都市計画課長	澤井 英樹
	文京区都市計画部都市計画課長 (令和3年4月1日から)	下笠 博敏
10	文京区土木部管理課長	佐久間康一

参考4 検討経緯

回	会議名等	主な検討内容
1	第1回 文京区バリアフリー 基本構想推進協議会 令和2年12月18日(金) ※書面開催	(1) 文京区バリアフリー基本構想の概要 (2) 中間評価の進め方 (3) まち歩きワークショップの進め方 (4) 完了事業確認の進め方 (5) その他
2	完了事業の確認 令和3年12月～令和4年6月	完了した主な特定事業等実施箇所の確認 (現地確認・写真・動画)
3	第2回 文京区バリアフリー 基本構想推進協議会 令和4年12月9日(金)	(1) 中間評価(案)の検討 (2) その他

※各協議会前に庁内検討会を実施(検討内容は協議会と同様)

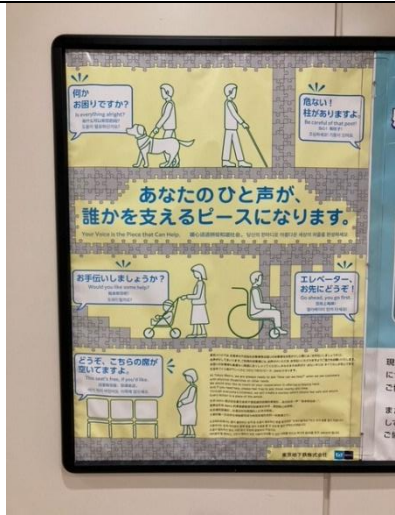
参考5 ソフト施策の取組事例（事業者）

中間評価を作成するにあたり、各事業者の「人的対応・心のバリアフリー」等のソフト施策について、具体的な取組内容を把握するため、特定事業にソフト施策（主に事業期間を「継続」としている事業）を位置づけている事業者に対して照会を行いました。

【ソフト施策の取組事例一覧】

事業種別	施設名	事業主体	取組タイトル
公共交通 （鉄道）	－	東京地下鉄株式会社	①社員研修の充実とお客様啓蒙 PR ②サービス介助士資格取得の推進
建築物	日本女子大学 （目白キャンパス）	学校法人 日本女子大学	①通学時のルール・マナー等について学生への啓発の実施
	東京ドーム	・株式会社東京ドーム ラクサーア部 商業グループ ・株式会社東京ドーム 業務部	①バリアフリーへの取り組みのテナント周知 ②東京ドーム野球開催時、貸出車いす持ち込み許可に関するフロー策定
	東京ドームホテル	株式会社東京ドームホテル	①サービス介助士資格取得講座
	フォーレスト本郷	フォーレスト本郷	①緊急時における対応






【東京地下鉄株式会社】

実施主体	東京地下鉄株式会社
取組タイトル	①社員研修の充実とお客様啓蒙 PR ②サービス介助士資格取得の推進
実施時期・頻度	①バリアフリー研修、サービスマインド研修、ポスター掲出による PR ②随時
取組の目的	①知識・技能の向上を図り、多様なお客様への接遇を充実させる。ポスター掲出によるお客様への啓蒙活動 ②全てのお客様に安心してご利用いただけるよう、バリアフリーに関する知識と、安全な介助技術を身につける。
具体的な内容	①座学、ロールプレイング（実技）、DVD 視聴等 ②公益財団法人ケアフィット 共育機構が指定する研修の受講を推進し、資格取得を促進する。
感じている取組成果・課題・利用者からの意見など	
写真・ポスターなど	 <p>東京メトロの全駅にポスターを掲出し啓蒙している。</p>

【日本女子大学（目白キャンパス）】

実施主体	学校法人 日本女子大学
取組タイトル	通学時のルール・マナー等について学生への啓発の実施
実施時期・頻度	例年4月
取組の目的	通学時のルール・マナー等について学生への啓発
具体的な内容	通学時間帯に通学路において職員が立哨する。
感じている取組成果・課題・利用者からの意見など	4月に新入生へ直接啓発できる。

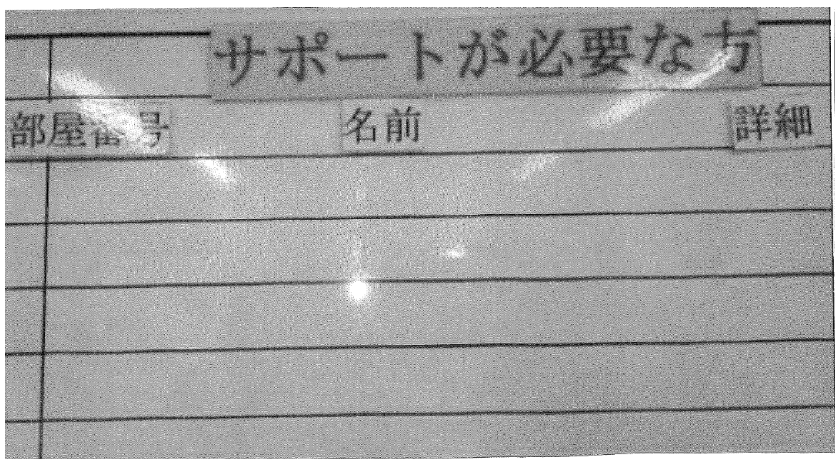
【東京ドーム】

<p>実施主体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社東京ドーム ラクア部 商業グループ ・株式会社東京ドーム 業務部
<p>取組タイトル</p>	<p>①バリアフリーへの取り組みのテナント周知 ②東京ドーム野球開催時、貸出車いす持ち込み許可に関するフロー策定</p>
<p>実施時期・頻度</p>	<p>①常時 ②お客様のご要望を受け次第</p>
<p>取組の目的</p>	<p>①テナントスタッフのバリアフリー意識・知識の向上 ②突発的なケガや体調不良により、急遽車いす席での観覧を希望されるお客様に寄り添った対応を行うため。</p>
<p>具体的な内容</p>	<p>①盲導犬・補助犬への対応について記載した資料（店長会資料）をテナントとのコミュニケーションツール上で常時閲覧可能にしている。 ②通常、車いす席および車いす貸出サービスには以下の前提やルールがある。 ・車いす席：事前に予約いただく必要があり、ご自身の車いすをお持ちであるお客様を対象としている。 ・車いす貸出サービス：東京ドーム場内への持ち込みは不可。しかし、年間数件ではあるものの、ご自身の車いすの破損や観戦日間近でのケガや体調不良で、貸出車いすによる車いす席での観戦を希望されるお客様がいらっしゃるため、そうしたご要望にお応えするべく、対応フローを策定した。</p>
<p>感じている取組成果・課題・利用者からの意見など</p>	<p>②成果：コロナ禍で需要減、対応実績はないものの、これまでお断りしかできなかった場面で対応が可能となり、よりお客様の気持ちに添った対応ができる備えができたと感じる。 課題：貸出車いすが長時間貸出状態となるため、その他のお客様の需要に応えられなくなるケースも想定され、対応方法や保有台数増等、必要に応じて検討したい。</p>
<p>写真・ポスターなど</p>	<div style="text-align: center;">  </div> <p>その他連絡事項 その他①</p> <p>●貸出車いすの貸出について</p> <p>公共施設などでは貸出車いすの貸出が困難</p> <p>「貸出車いす貸出サービス」は、公共施設や公共交通機関、また、スーパーやレストラン、ホテルなど、不特定多数の人が出入りする長期間滞在など、貸出車いすの貸出を希望されています。ほかにお客様の配慮などを理由に、貸出車いすの貸出を断ることは、不適切な対応です。本会や貸出車いすの貸出について「理解」し、貸出車いすの貸出を断ることはできません。</p> <p>障害のある人をサポートする補助犬</p> <p>補助犬は目や耳、手などを使って導かれる犬で、「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」の総称です。それぞれ一定の訓練基準により訓練され、盲導犬は視覚を補助し、介助犬は障害のある人と一緒に歩き、安全点や障害を止まったり、障害物や車の接近を知らせて、安全に歩くようサポートします。目や耳は黄色のハーネス及び胴輪をつけています。</p> <p>聴導犬</p> <p>目や耳の障害のある人の手となり、音のしたる物や、ドアの開閉などを知らせるなど、日常生活をサポートします。貸出時には聴導犬を貸出する場合があります。</p> <p>耳の障害のある人に、プザー音や電話の呼び出し音など、生活上必要な音を知らせて行動をサポートします。貸出時には、聴導犬を貸出する場合があります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">    </div> <p>補助犬は特別な訓練を受け、衛生面に配慮した犬種で、身体は健康で、かつ、特別な訓練を受け、適切な行動ができるように訓練されています。また、補助犬を使う人には、補助犬の適切な行動や管理が義務付けられているので、補助犬の身体管理は厳格に求められ、狂犬病の予防接種も定期的に行われています。そのため、公共施設などでは、多くの人が集まるイベントやホテル、病院、レストランで補助犬を飼育することに理解が求められます。</p> <div style="text-align: right;">  <p>②貸出用車いす</p> </div> <p>①盲導犬・補助犬への対応について記載した資料</p>

【東京ドームホテル】

実施主体	株式会社東京ドームホテル
取組タイトル	サービス介助士資格取得講座
実施時期・頻度	年間で4回実施、各回とも5名受講
取組の目的	障がい者、高齢者接遇における対応力強化
具体的な内容	前段階として社内で定期的に行っている「ユニバーサルマナー講習（ユニバーサルマナー検定3級）」を受講済みの従業員より、年間で4回「宿泊部門」・「料飲部門」・「その他部門」よりそれぞれ人選を行い、サービス介助士資格取得の支援を実施。（事前学習の通信教育及び実技講習とも、会社の教育費用にて対応）
感じている取組成果・課題・利用者からの意見など	取得者からは、実際にゲストとの接遇時に、正しい知識の元で対応できるという意見が挙がっている。

【フォーレスト本郷】

実施主体	フォーレスト本郷
取組タイトル	緊急時における対応
取組の目的	緊急時（火災等）にお客様の避難誘導をするため
具体的な内容	お客様が到着後、ホワイトボードに部屋番号、お名前、詳細を記入
写真・ポスターなど	

参考6 完了事業確認のまとめ

【完了事業確認の目的】

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止した令和3年度のまち歩きワークショップの代替として、完了した主な特定事業等（一部完了を含む）を事務局にて確認しました。

調査対象施設名

地区別計画（都心・下町隣接地域：平成28年度、山の手地域：平成29年度）に掲載している施設の概要及び今後の方針を転記しています。

令和2年度までに完了している事業（一部完了を含む）の内容を記載し、現地調査写真及び事務局の所見を示しています。
スマートフォンでQRコードを読み取るか、記載のアドレスにアクセスすると、現地状況の動画を確認できます。（一部のみ）

37. 六義公園・六義公園運動場

【事業計画】

1. 施設の概要

施設名：六義公園・六義公園運動場

事業主体：文京区

所在地：本駒込6-16

開設年：昭和52年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）



（六義公園）平成17年に、バリアフリー化を含むトイレの改修工事を行っている。平成30～31年度に行う公園再整備工事に向けて、バリアフリー対応等を含めて実施設計を進めている。

（六義公園運動場）抜本的な改修は大規模改修の時期となるため、当面はソフト対策を充実させていく。

【確認内容（令和2年度までの完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
出入口/ 園路	（六義公園） 視覚障害者誘導用 ブロックの設置 出入口～トイレ  https://youtu.be/Dkb1_BQP9A		<ul style="list-style-type: none"> 東側出入口～案内図～トイレ間に視覚障害者誘導用ブロックが設置されていた。

完了事業確認 対象施設・経路図

-  完了事業確認対象施設
-  完了事業確認対象経路

<凡例>





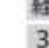
重点整備地区区分

-  都心地域
-  下町隣接地域
-  山の手地域東部
-  山の手地域中央
-  山の手地域西部

生活関連施設

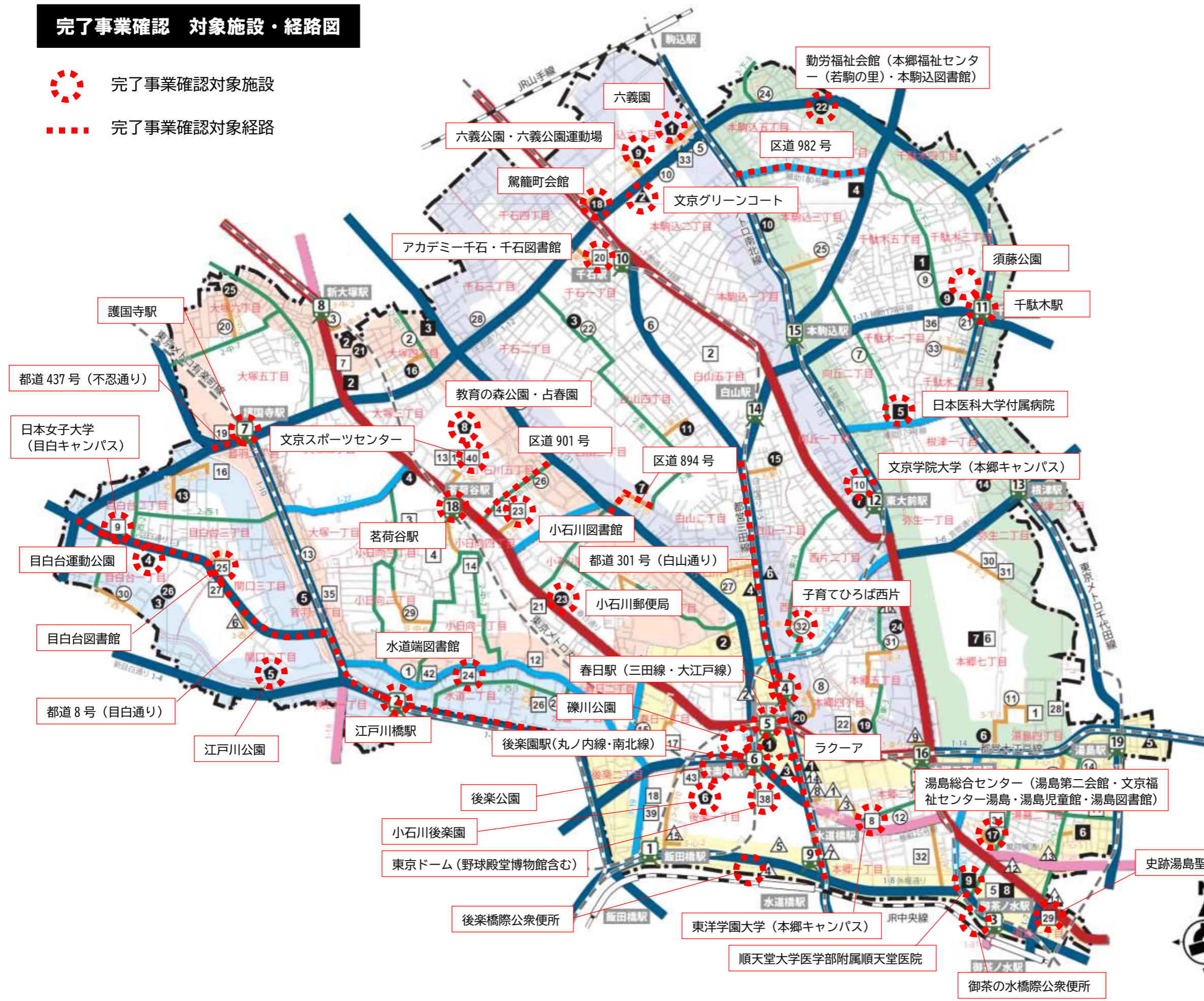
-  公共施設(窓口)・集会施設
-  福祉施設
-  保健施設・病院
-  文化・教養・教育施設
-  商業施設
-  宿泊施設
-  公園・運動場
-  鉄道駅

生活関連経路

-  国道
-  都道
-  主要幹線道路(区道)
-  生活幹線道路(区道)
-  主要生活道路(区道)
-  その他の道路(区道)

鉄道

-  鉄道



公共施設(窓口)・集会施設

- 1 文京シビックセンター
- 2 碓川地域活動センター
・高齢者あんしん相談センター富坂分室
- 3 大塚地域活動センター
- 4 大塚地域活動センター
- 5 音羽地域活動センター
・介護老人保健施設音羽えびすの郷
- 6 湯島地域活動センター・総合体育館
- 7 向丘地域活動センター・アカデミー向丘
- 8 不忍通りふれあい館
(根津地域活動センター・根津図書館)
- 9 汐見地域センター
(汐見地域活動センター・本郷図書館)
- 10 駒込地域活動センター
- 11 白山交流館
- 12 千駄木交流館
- 13 目白台総合センター
(目白台交流館・目白台第二児童館)
- 14 根津総合センター(根津交流館・根津児童館)
- 15 白山東会館・白山東児童館
- 16 かるた記念大塚会館
- 17 湯島総合センター
(湯島第二会館・文京福祉センター湯島
・湯島児童館・湯島図書館)
- 18 鷺籠町会館
- 19 男女平等センター
- 20 区民センター
- 21 大塚公園集会所・大塚公園みどりの図書室
- 22 勤労福祉会館
(本郷福祉センター(若駒の里)・本駒込図書館)
- 23 小石川郵便局
- 24 本郷郵便局
- 25 大塚北会館
- 26 肥後細川庭園松登閣

福祉施設

- 1 文京総合福祉センター(障害者支援施設・
障害者基幹相談支援センター・文京福祉
センター江戸川橋・子育てひろば江戸川橋など)
- 2 文京くすのき高齢者在宅サービスセンター
・文京くすのきの郷
- 3 文京大塚高齢者在宅サービスセンター
・高齢者あんしん相談センター大塚・文京大塚みどりの郷
- 4 文京湯島高齢者在宅サービスセンター
・アカデミー湯島
- 5 文京昭和高齢者在宅サービスセンター

- 6 文京白山高齢者在宅サービスセンター
・高齢者あんしん相談センター富坂・文京白山の郷
- 7 文京向丘高齢者在宅サービスセンター
- 8 文京本郷高齢者在宅サービスセンター
- 9 文京千駄木高齢者在宅サービスセンター・
高齢者あんしん相談センター駒込・文京千駄木の郷
- 10 高齢者あんしん相談センター駒込分室
- 11 高齢者あんしん相談センター本富士
・龍岡介護老人保健施設
- 12 高齢者あんしん相談センター本富士分室
- 13 高齢者あんしん相談センター大塚分室
- 14 ゆしまの郷
- 15 洛和ヴィラ文京春日
- 16 介護老人保健施設ひかわした
- 20 大塚児童館
- 21 しおみ児童館
- 22 千石児童館・子育てひろば千石
- 23 水道児童館・子育てひろば水道
- 24 本駒込児童館
- 25 本駒込南児童館
- 26 久堅児童館
- 27 柳町児童館
- 28 千石西児童館
- 29 小日向台町児童館
- 30 目白台児童館
- 31 本郷児童館
- 32 子育てひろば西片
- 33 子育てひろば汐見

保健施設・病院

- 1 保健サービスセンター 本郷支所
- 2 小石川東京病院
- 3 東京健生病院
- 4 駒込病院
- 5 日本医科大学付属病院
- 6 東都文京病院
- 7 東京大学医学部附属病院
- 8 東京医科歯科大学医学部附属病院
- 9 順天堂大学医学部附属順天堂医院

文化・教養・教育施設

- 1 文京区教育センター
- 2 東洋大学(白山キャンパス)
- 3 跡見学園女子大学(文京キャンパス)
- 4 拓殖大学(文京キャンパス)
- 5 東京医科歯科大学(湯島キャンパス)
- 6 東京大学(本郷キャンパス)
- 7 東邦音楽大学・短期大学(文京キャンパス)
- 8 東洋学園大学(本郷キャンパス)
- 9 日本女子大学(目白キャンパス)
- 10 文京学院大学(本郷キャンパス)
- 11 日本薬科大学(お茶の水キャンパス)
- 12 国際仏教学大学院大学
- 13 筑波大学(東京キャンパス文京校舎)
- 14 貞静学園短期大学
- 15 放送大学東京文京学習センター
- 16 筑波大学附属視覚特別支援学校
- 17 筑波大学附属大塚特別支援学校
- 18 都立文京盲学校
- 19 アカデミー音羽
- 20 アカデミー千石・千石図書館
- 21 アカデミー茗台
- 22 真砂中央図書館
- 23 小石川図書館
- 24 水道端図書館
- 25 目白台図書館
- 26 印刷博物館
- 27 講談社 野間記念館
- 28 国立近現代建築資料館
- 29 史跡湯島聖堂
- 30 竹久夢二美術館
- 31 弥生美術館
- 32 東京都水道歴史館
- 33 東洋文庫ミュージアム
- 34 日本サッカーミュージアム
- 35 鳩山会館
- 36 森鷗外記念館
- 37 文京ふるさと歴史館
- 38 東京ドーム(野球殿堂博物館含む)
- 39 小石川運動場
- 40 文京スポーツセンター
- 41 竹早テニスコート
- 42 江戸川橋体育館
- 43 後楽公園少年野球場

商業施設

- 1 ドン・キホーテ後楽園店
- 2 文京グリーンコート
- 3 ラクーア
- 4 クイーンズ伊勢丹小石川店
- 5 ドン・キホーテ上野店
- 6 オリビック白山店

宿泊施設

- 1 ホテルウィングインターナショナル後楽園
- 2 東横イン後楽園文京区役所前
- 3 ザ・ビー水道橋
- 4 東京グリーンホテル後楽園
- 5 東京ドームホテル
- 6 ホテル椿山荘東京
- 7 ホテルサトー東京
- 8 水道橋グランドホテル
- 9 ホテル機山館
- 10 フォーレスト本郷
- 11 ホテルお茶の水イン
- 12 東京ガーデンパレス
- 13 お茶の水セントヒルズホテル
- 14 リッチモンドホテル東京水道橋
- 15 後楽ガーデンホテル
- 16 ホテルリブマックス後楽園

公園・運動場

- 1 六義園
- 2 大塚公園
- 3 肥後細川庭園
- 4 目白台運動公園
- 5 江戸川公園
- 6 小石川後楽園
- 7 小石川植物園
- 8 教育の森公園・占春園
- 9 六義公園・六義公園運動場

鉄道駅

- 1 都営地下鉄大江戸線 飯田橋駅
- 2 東京メトロ有楽町線 江戸川橋駅
- 3 東京メトロ丸ノ内線 御茶ノ水駅
- 4 都営地下鉄三田線 春日駅
- 5 都営地下鉄大江戸線 春日駅
- 6 東京メトロ丸ノ内線・南北線 後楽園駅
- 7 東京メトロ有楽町線 護国寺駅
- 8 東京メトロ丸ノ内線 新大塚駅
- 9 都営地下鉄三田線 水道橋駅
- 10 都営地下鉄三田線 千石駅
- 11 東京メトロ千代田線 千駄木駅
- 12 東京メトロ南北線 東大前駅
- 13 東京メトロ千代田線 根津駅
- 14 都営地下鉄三田線 白山駅
- 15 東京メトロ南北線 本駒込駅
- 16 都営地下鉄大江戸線 本郷三丁目駅
- 17 東京メトロ丸ノ内線 本郷三丁目駅
- 18 東京メトロ丸ノ内線 茗荷谷駅
- 19 東京メトロ千代田線 湯島駅

完了事業確認対象施設

完了事業確認 調査結果 目次

1.	東京メトロ有楽町線 江戸川橋駅	14
2.	都営地下鉄三田線・大江戸線 春日駅	15
3.	東京メトロ丸ノ内線・南北線 後楽園駅	17
4.	東京メトロ有楽町線 護国寺駅	19
5.	東京メトロ千代田線 千駄木駅	21
6.	東京メトロ丸ノ内線 茗荷谷駅	22
7.	都道8号 (目白通り)	24
8.	都道437号 (不忍通り)	25
9.	都道301号 (白山通り)	26
10.	区道982号	27
11.	区道901号	28
12.	区道894号	29
13.	湯島総合センター (湯島第二会館・文京福祉センター湯島・湯島児童館・湯島図書館)	30
14.	駕籠町会館	31
15.	勤労福祉会館 (本郷福祉センター (若駒の里)・本駒込図書館)	32
16.	小石川郵便局	33
17.	子育てひろば西片	35
18.	日本医科大学付属病院	36
19.	順天堂大学医学部附属順天堂医院	37
20.	東洋学園大学 (本郷キャンパス)	38
21.	日本女子大学 (目白キャンパス)	40
22.	文京学院大学 (本郷キャンパス)	42
23.	アカデミー千石・千石図書館	44
24.	小石川図書館	46
25.	水道端図書館	47
26.	目白台図書館	48
27.	史跡湯島聖堂	50
28.	東京ドーム	51
29.	文京スポーツセンター	53
30.	文京グリーンコート	55
31.	ラクーア	56
32.	六義園	57
33.	目白台運動公園	58
34.	江戸川公園	60
35.	小石川後楽園	62
36.	教育の森公園・占春園	65
37.	六義公園・六義公園運動場	66
38.	後楽公園	68
39.	礪川公園	69
40.	須藤公園	70
41.	御茶の水橋際公衆便所	72
42.	後楽橋際公衆便所	73

1. 東京メトロ有楽町線 江戸川橋駅



<山の手地域西部>

【事業計画】

1. 施設の概要

施設名：東京メトロ有楽町線 江戸川橋駅

事業主体：東京地下鉄株式会社

所在地：関口1-19-6

建築年：昭和49年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

現在はエレベーターによるバリアフリールート1ルート確保、ホームドア、多機能トイレの整備が完了している。エレベーター及びエスカレーターの増設等にあたっては用地買収や構造上の検討等を行う必要があるため、引き続き整備に向け検討を実施する。

【確認内容（令和2年度までの完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
案内設備	出入口への音声案内又は触知案内板の設置		・各出入口階段の手すりに触知案内が設置されていた。
案内設備	地上へのエレベーターのわかりやすい案内表示の設置		・駅構内では、地上へのエレベーターの案内表示が充実していた。

2. 都営地下鉄三田線・大江戸線 春日駅



<都心地域>

【事業計画】

1. 施設の概要

施設名：都営地下鉄三田線・大江戸線 春日駅

事業主体：東京都 交通局

所在地：春日 1-16-17


建築年：昭和 47 年・平成 12 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

三田線は、平成 12 年にだれでもトイレとホームドアを整備し、同 26 年にバリアフリールート（1 ルート）を整備した。大江戸線は、開業時からバリアフリールート（1 ルート）やだれでもトイレを整備し、平成 25 年にホームドアを整備するなど、2 線とも基本的なバリアフリー化が完了している。今後も引き続き、バリアフリー設備の適切な維持・更新に努めるとともに案内の更なる充実を図るなど、誰もが利用しやすい公共交通機関を目指していく。

【確認内容（令和 2 年度までの完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
トイレ (三田線)	出入口の段差解消（スロープ化）、トイレの洋式化、簡易型多機能便房の設置、ベビーチェアの新設など	出入口の段差解消 	<ul style="list-style-type: none"> 一般トイレの段差が解消され、男女トイレそれぞれに車いす使用者やオストメイトが利用可能な簡易型多機能便房が設置されていた。 車いす使用者用トイレには大型ベッドが設置されており、わかりやすい表示がされていた。
		簡易型多機能便房 	
		個室便房 	

項目	事業内容	写真	所見
トイレ (大江戸線)	トイレの洋式化、ベビーチェア增设		<ul style="list-style-type: none"> すべて洋式便房となっており、各個室にベビーチェアが設置されていた。
案内設備	バリアフリールートや乗換経路のわかりやすい案内表示	<p>触知案内図</p>  <p>バリアフリールートの案内図</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 大江戸線、三田線とも各改札口付近に駅構内の情報を示す触知案内図が設置されているほか、エレベーターで移動できるバリアフリールートを示した図が掲示されていた。

3. 東京メトロ丸ノ内線・南北線 後楽園駅



<都心地域>

【事業計画】

1. 施設の概要

施設名：東京メトロ丸ノ内線・南北線 後楽園駅

事業主体：東京地下鉄株式会社

所在地：春日1-2-3

建築年：昭和29年（丸ノ内線）、平成8年（南北線）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

丸ノ内線に関しては平成6年に駅改装工事が完了し、エレベーター1ルート確保、ホームドア、多機能トイレについても整備が完了している。

南北線に関しては、エレベーター1ルート確保、ホームドア、多機能トイレについては整備が完了している。

【確認内容（令和2年度までの完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
案内設備	わかりやすい案内表示への改善（バリアフリー経路・設備・トイレ等）	<p>バリアフリールートの案内図</p>  <p>触知案内図</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 随所にバリアフリールートを示す案内表示や触知案内図が掲示されており、案内が充実していた。
案内設備	乗換のバリアフリー経路に関する案内表示の設置	 	<ul style="list-style-type: none"> 南北線・丸ノ内線間の乗換のバリアフリールートが改札外となることについて、動線上に分かりやすい表示が複数掲示されていた。

項目	事業内容	写真	所見
人的対応	無人改札口の間合せ対応強化 (触知案内図整備等)	<p>係員呼び出しインターホン</p>  <p>触知案内図</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 以前から存在した係員呼び出しインターホンに加え、無人改札口券売機横に触知案内図が設置されていた。
車両	十分な広さの車いすスペースを確保した車両への代替 (※一部完了)		<ul style="list-style-type: none"> 丸ノ内線の新型車両では全車両にフリースペースが設置されている。

4. 東京メトロ有楽町線 護国寺駅



<山の手地域中央>

【事業計画】

1. 施設の概要

施設名：東京メトロ有楽町線 護国寺駅
 事業主体：東京地下鉄株式会社
 所在地：大塚 5-40-8
 建築年：昭和 49 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

現在はエレベーターによるバリアフリールート 1 ルート確保、ホームドア、多機能トイレの整備が完了している。今後は 2 ルート目としてエレベーターの施工を進めていく。

【確認内容（令和 2 年度までの完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
上下移動	エレベーターの増設  https://youtu.be/wnYZ0czEGLI		・ 1 番出入口にエレベーターが新設され、2 ルート目のバリアフリールートが確保された。
上下移動	エスカレーターの設置（1 番出入口～改札階）		・ 改札階から 1 番出入口までのエスカレーター（上り）が整備されていた。
トイレ	多機能トイレの案内表示の改善	  実施前	・ オストメイト対応のピクトグラムが追加されていた。 ・ 内部の和式便器がすべて洋式便器に替わっていた。

項目	事業内容	写真	所見
案内設備	触知案内図の更新		<ul style="list-style-type: none"> ・護国寺方面出口にはエレベーター整備に合わせた新しい触知案内図が設置されていた。
案内設備	1番出口外にしているエレベーター出入口案内の内容の改善		<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター整備に合わせて案内表示が更新され、現在地情報が適切に表示されていた。 <div style="text-align: right;">  <p>実施前</p> </div>

5. 東京メトロ千代田線 千駄木駅

<下町隣接地域>

【事業計画】

1. 施設の概要

施設名：東京メトロ千代田線 千駄木駅

事業主体：東京地下鉄株式会社

所在地：千駄木 3-36-7

建築年：昭和 44 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

平成 27 年に駅改装工事が完了し、エレベーター 1 ルート整備及び多機能トイレについても整備が完了している。

今後は、平成 30 年度～平成 32 年度にかけてホームドアを設置していく。なお、エレベーターの増設等、複数ルート確保にあたっては、用地買収を含めた長期的な検討が必要である。

【確認内容（令和 2 年度までの完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
ホーム	ホームドアの設置		・すべてのホームに可動式ホーム柵が設置されていた。

6. 東京メトロ丸ノ内線 茗荷谷駅



<山の手地域中央>

【事業計画】

1. 施設の概要

施設名：東京メトロ丸ノ内線 茗荷谷駅
 事業主体：東京地下鉄株式会社
 所在地：小日向4-6-15
 建築年：昭和29年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

現在はエレベーターによるバリアフリールート1ルート確保、ホームドア、多機能トイレの整備が完了している。エレベーター及びエスカレーターの増設等にあたっては用地買収や構造上の検討等を行う必要があるため、引き続き整備に向け検討を実施する。

【確認内容（令和2年度までの完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
上下移動	階段への通行区分サインの設置		・階段の通行区分に関する啓発表示が設置されていた。
ホーム	緊急停止ボタンの増設の検討		・ホームの随所に非常停止ボタンが設置されていた。
トイレ	トイレの洋式化		・一般トイレの各個室が洋式化されていた。

項目	事業内容	写真	所見
案内設備	自動旅客案内装置の増設		<ul style="list-style-type: none"> 改札内外での各方面の発車時刻案内の他、遅延情報等を示すことのできるデジタルサイネージが改札横に設置されていた。
案内設備	内容がよりわかりやすい電光掲示板への改修		<ul style="list-style-type: none"> 改札内外での各方面の発車時刻案内の他、遅延情報等を示すことのできるデジタルサイネージが改札横に設置されていた。
案内設備	エレベーターへのわかりやすい案内表示の設置		<ul style="list-style-type: none"> ピクトグラムを用いてエレベーターを分かりやすく案内していた。 階段やエレベーターまでの距離表示もされていた。

7. 都道8号（目白通り）

<山の手中央・西地域共通> <道路-1-3>

【事業計画】

1. 経路の概要

経路名：都道8号（目白通り）

事業主体：東京都 建設局 第六建設事務所

事業区間：関口1-17～目白台2-10

道路延長：3,432m（区内）

2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

各種工事にあわせ適時、適切な維持管理、整備をして行くとともに、「東京都道路バリアフリー推進計画」に基づく整備を推進する。各占用企業者等に調整指導していく。

【確認内容（令和2年度までの完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
整備	視覚障害者誘導用ブロックの設置		・視覚障害者誘導用ブロックが設置されていた。
整備	歩道の勾配の緩和・歩車道境界部における適切な段差への改善		・歩道の勾配が改善され、歩車道境界ブロックも再整備されていた。 （目白台運動公園付近）

8. 都道437号（不忍通り）

<山の手地域共通> <道路-1-12>

【事業計画】



1. 経路の概要

経路名：都道437号（不忍通り）
 事業主体：東京都 建設局 第六建設事務所
 事業区間：湯島3-9～目白台1-13
 道路延長：5,898m（区内）

2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

各種工事にあわせ適時、適切な維持管理、整備をして行くとともに、「東京都道路バリアフリー推進計画」に基づく整備を推進する。各占用企業者等に調整指導していく。

【確認内容（令和2年度までの完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
整備	第三護国寺前歩道橋への両側手すりの設置の検討		・階段両側に手すりが設置されていた。
整備	適切な視覚障害者誘導用ブロックの設置（※一部完了）		・視覚障害者誘導用ブロックが再整備され、1列の連続設置になっていた。  実施前

9. 都道301号（白山通り）

<都心地域> <道路-1-5>

【事業計画】

1. 経路の概要

経路名：都道301号（白山通り）
 事業主体：東京都 建設局 第六建設事務所
 事業区間：白山5-17・白山1-37～後楽1-1
 道路延長：3,262m（区内）

2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

「東京都道路バリアフリー推進計画」に基づき整備を推進する。

【確認内容（令和2年度までの一部完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
整備	移動等円滑化基準に適合した道路の整備（交差点部の勾配の緩和、視覚障害者誘導用ブロックの敷設等）（※一部完了）		・沿道の開発に合わせ、交差点部の勾配緩和（車道側の高さの調整）が行われ、平坦に通行できるように整備されていた。視覚障害者誘導用ブロックも設置されていた。
整備/ 安全対策	自転車走行空間の整備（※一部完了）		・自転車専用通行帯が整備されていた。

10. 区道982号

<下町隣接地域> <道路-1-29>

【事業計画】

1. 経路の概要

経路名：区道 982 号
 事業主体：文京区
 事業区間：本駒込 3-18～本駒込 5-1
 道路延長：580m

2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

平成 3～5 年度に整備をした路線であり、交差点部等は視覚障害者誘導用ブロックの敷設を行っているが、交差点部など一部で勾配の改善が必要な箇所がある。今後、大規模改修にあわせ、自転車走行空間も踏まえた、歩行者の移動円滑化に向けた幅員構成の再検討や段差及び勾配の解消といったバリアフリー化を進めていく。

事業の実施に際しては、都道と接道しているため、協議が必要となる。

【確認内容（令和2年度までの完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
整備	道路整備事業等にあわせた歩道のバリアフリー化（段差や勾配の改善、幅員構成の見直し、視覚障害者誘導用ブロックの設置）の推進  https://youtu.be/ccng3JhEnVk		<ul style="list-style-type: none"> ・セミフラット構造で視覚障害者誘導用ブロックが連続設置された歩道が整備されていた。 ・自転車走行空間が車道部に明示されていた。
案内設備	多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内表示の設置		<ul style="list-style-type: none"> ・動坂上交差点付近に 4 か国語表示のエリアマップが設置されていた。 ・地図や鉄道駅への案内表示の他、近隣の名所等の案内について、QR コードで詳細が確認できるようになっていた。

11. 区道901号

<山の手地域中央> <道路-2-中-10>

【事業計画】

1. 経路の概要

経路名：区道 901 号
 事業主体：文京区
 事業区間：小石川 5-37～小石川 5-4
 道路延長：380m

2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

平成 29 年度より、再整備を行っている路線である。
 自転車走行空間も踏まえた幅員構成の再検討や段差及び勾配の解消といったバリアフリー化を進めていく。

【確認内容（令和2年度までの完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
整備	道路整備事業にあわせた歩道のバリアフリー化（段差や勾配の改善、幅員構成の見直し、視覚障害者誘導用ブロックの設置）の推進	 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道がバリアフリー化され、視覚障害者誘導用ブロックが連続設置されていた。 ・自転車通行位置の明示がされていた。 ・小石川植物園側は急な坂道となり、歩車道境界に2段手すりが設置されていた。 ・「勾配 10% 助け合いましょう」といった看板が設置されていた。

12. 区道894号

<山の手地域東部> <道路-3-東-10>

【事業計画】



1. 経路の概要

経路名：区道 894 号
 事業主体：文京区
 事業区間：白山 3-1～小石川植物園
 道路延長：220m

2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

歩道のない路線であるが、歩行者の通行には支障はない。
 コミュニティ道路整備を行い、路線の南側では路側帯のカラー舗装化、東側では歩道の設置を行う。
 事業の実施に際しては、都道と接道しているため、協議が必要となる。

【確認内容（令和2年度までの完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
整備	道路整備事業等に合わせたコミュニティ道路の整備（歩道の設置等）	南側路線 	<ul style="list-style-type: none"> 南側路線では路側帯がカラー化された。 東側路線（小石川植物園沿い）では、植物園側に道路を拡幅し、歩道が設置された。
		東側路線（小石川植物園沿い） 	

13. 湯島総合センター(湯島第二会館・文京福祉センター湯島・湯島児童館・湯島図書館) 17

<都心地域>

【事業計画】

1. 施設の概要

施設名：湯島総合センター（湯島図書館・湯島児童館・文京福祉センター湯島・湯島第二会館）

事業主体：文京区

所在地：本郷 3-10-18

建築年：昭和 55 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

バリアフリーの整備が不十分であり、施設内の段差解消、和式トイレ（男性）の洋式化、手すり・スロープの設置等が課題となっている。抜本的な改善は大規模改修時となるが、当面の間、バリアフリーの整備が必要な箇所に対し、実施可能な対応を通じて利便性の向上を図る。

トイレについてはセンターの各階で和式トイレが残存しており、全館共通の課題となっている。

別途、案内の点字表示や3階出入口付近への手すりの設置を短期的に実施予定。

【確認内容（令和2年度までの完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
建物内 通路	職員による案内 の実施		・ 出入口横に管理人室があり、人的対応・案内に依っている。
トイレ	多機能トイレ・ 一般トイレ設備 のバリアフリー 化		・ 男女一般トイレに手すり付き洋式便房が整備されていた。

14. 駕籠町会館 18

<山の手地域東部>

【事業計画】

1. 施設の概要

施設名：駕籠町会館
 事業主体：文京区
 所在地：本駒込 6-2-5
 建築年：昭和 58 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

古い基準により整備された施設のため、老朽化とともに使い勝手が悪い箇所が出てきている。

平成 29 年 10 月から平成 30 年 5 月にバリアフリー化を含めた大規模改修工事を実施する。

【確認内容（令和 2 年度までの完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
全体	大規模改修工事におけるバリアフリー化	触知案内図 	<ul style="list-style-type: none"> 全体として、移動等円滑化基準に準じたバリアフリー整備が行われていた。 1 階出入口横に触知案内図が設置されていた。
	出入口～エレベーター	バリアフリー化された階段 	<ul style="list-style-type: none"> 階段は 2 段手すり、手すりへの点字の設置、手すり端部の安全対策、段鼻の強調、視覚障害者誘導用ブロックの設置等適切にバリアフリー化されていた。
	トイレ	車いす使用者用トイレ 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の構造を活かした奥行き長い車いす使用者用トイレ（オストメイト対応）が設置されていた。（男女共用マークあり）
		車いす対応のエレベーター 	<ul style="list-style-type: none"> 車いす対応（モニター・音声案内付き）のエレベーターが設置されていた。



15. 勤労福祉会館(本郷福祉センター(若駒の里)・本駒込図書館)

22

<下町隣接地域>

【事業計画】

1. 施設の概要

施設名：勤労福祉会館（本郷福祉センター（若駒の里）・本駒込図書館）

事業主体：文京区


所在地：本駒込 4-35-15

建築年：昭和46年（勤労福祉会館）、平成16年（若駒の里）、昭和49年（本駒込図書館）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

本郷福祉センター（若駒の里）については、多機能トイレやエレベーター等が設置され、基本的なバリアフリー化は実施されている。なお、勤労福祉会館・本駒込図書館の施設全体のバリアフリーに対する抜本的な改善は大規模改修の時期となるが、職員による実施可能な対応を通じて利便性の改善を図る。

【確認内容（令和2年度までの完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
案内設備	バリアフリー設備や非常時の経路等情報がわかる案内図などの設置 出入口スロープ  https://youtu.be/MKqf8ibWrdU		<ul style="list-style-type: none"> 出入口のスロープに関する案内設備が設置されていた。

16. 小石川郵便局 23

<山の手地域中央>

【事業計画】

1. 施設の概要

施設名：小石川郵便局
 事業主体：日本郵便株式会社 小石川郵便局
 所在地：小石川 4-4-2
 建築年：昭和 51 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

現状古い基準であるが基本的なバリアフリー設備は整備されている。局舎の老朽化とともに、使い勝手の悪い部分が出てきている状況である。今後は予算の都合もあり、大幅な改修工事は難しいが、当面は実施可能な点は改善し対応をしていきたい。

【確認内容（令和2年度までの完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
建物内 通路	チラシ置き場の 転倒防止及び移 設等による通路 の安全性の確保		・ 出入口付近の通路幅員が確保されていた。
建物内 通路	消火器の設置方 法への配慮 （継続事業）		・ 消火器に子ども向けの注意喚起が貼付されていた。
案内設備	各窓口の対応業 務などがわかる 案内板の設置		・ 案内板や床面表示を活用して窓口や設備の案内がされていた。（コロナ対応の並び列の表示等もあわせて対応）

項目	事業内容	写真	所見
案内設備	駐輪場へ誘導する案内表示の設置		<ul style="list-style-type: none"> ・建物壁面に駐輪場を案内する表示が複数設置されていた。
人的対応・心のバリアフリー	筆談用具及び耳マークの設置	 	<ul style="list-style-type: none"> ・筆談ボードがあることの表示がされていた。 ・郵便局での要件に対応したコミュニケーションボードと一体となった筆談ボードが設置されていた。

17. 子育てひろば西片 32

<山の手地域東部>

【事業計画】

1. 施設の概要

施設名：子育てひろば西片

事業主体：文京区

所在地：西片1-8-15

建築年：昭和49年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

区立幼稚園として整備された施設で、基本的なバリアフリー設備は整備されている。当面は実施可能な対応を通じて利便性の改善を図る。

【確認内容（令和2年度までの完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
出入口・敷地内通路	施設玄関の電子錠化による施設利用時間内の門扉の解放（門扉開閉の負担軽減）		・インターホンで連絡を受け、遠隔で電子錠を開錠できるようになっていた。

18. 日本医科大学付属病院 5

<下町隣接地域>

【事業計画】

1. 施設の概要

施設名：日本医科大学付属病院
 事業主体：日本医科大学付属病院
 所在地：千駄木 1-1-5
 建築年：昭和 43 年、平成 26 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

古い建物と新しい建物があり、バリアフリー設備が整っている箇所と使い勝手が悪い箇所が混在している。新病院建築中であり、完成後はバリアフリー設備の大幅な改善が図られる。

【確認内容（令和2年度までの完了事業）】（屋外から確認できる内容のみ）

項目	事業内容	写真	所見
出入口・敷地内通路	歩道上から案内施設までのスロープの設置、及び視覚障害者誘導用ブロックの設置		・新病院が建築され、出入口がバリアフリー化されていた。
案内設備	建物入口にバリアフリー施設の位置がわかる視覚障害者用案内板の設置		・建物入口横の柱に、呼出用インターホンと合わせて、触知案内図が設置されていた。

【事業計画】

1. 施設の概要

施設名：順天堂大学医学部附属順天堂医院

事業主体：順天堂大学医学部附属順天堂医院

所在地：本郷 3-1-1

建築年：1号館（平成7年）、4号館（昭和63年）、B棟（平成26年）、
C棟（平成28年）、D棟（平成26年）、歩道橋（平成28年）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

病院の主要建物の建て替えが完了し、各建物が上空通路及び地下通路でつながったことにより院内の動線はバリアフリー化が大きく進展した。公道からのアクセスについてもスロープの設置、歩道橋エレベーターの整備により改善されている。

【確認内容（令和2年度までの完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
出入口・敷地内通路	歩道状空地（一部は公開空地）による敷地周辺歩道の拡幅		・歩道状空地が確保され、歩行者空間が広がっている。
出入口・敷地内通路	外堀通り沿いに緑地帯を整備（B棟から大学10号館までの敷地周辺歩道）		・歩道状空地及び緑地帯が整備され、歩行者空間が広がっている。

20. 東洋学園大学（本郷キャンパス）

8

<都心地域>

【事業計画】

1. 施設の概要

施設名：東洋学園大学（本郷キャンパス）

事業主体：学校法人 東洋学園

所在地：本郷 1-26-3


建築年：平成 19 年（1 号館）、昭和 60 年（4 号館）、平成 13 年（5 号館）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

1 号館：公開空地もあり、基本的なバリアフリー設備は整備されている。文京区より「妊産婦用避難所」に指定されている。当面は実施可能な改善を図る。

4・5 号館：基本的なバリアフリー設備は整備されているが、古い基準による整備であり、老朽化とともに使い勝手の悪い箇所もある。当面は実施可能な改善を図る。

【確認内容（令和 2 年度までの完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
上下移動	エレベーターの車いす対応への改修（4号館）		・足元まで見える鏡や車いす対応の操作盤が整備されていた。
上下移動	エレベーターに障害者が優先的に利用できるよう案内を表示（4号館）		・エレベーター内外に車いす利用者等への配慮や優先に関する掲示がされていた。
トイレ	一般トイレの改修（和式→洋式）（4号館）		・一般トイレが洋式に改修されていた。 ・男女共用マークのあるトイレが確保されていた。

項目	事業内容	写真	所見
出入口・敷地内通路	出入口の Sloop の改修（4号館）		<ul style="list-style-type: none"> 整備前は公開空地部分を歩道にすりつけることにより斜め方向の勾配が生まれていたが、直線でアクセスできる基準適合の Sloop が設置され、アクセス性が向上していた。

21. 日本女子大学（目白キャンパス） 9

<山の手地域西部>

【事業計画】

1. 施設の概要

施設名：日本女子大学（目白キャンパス）

事業主体：学校法人 日本女子大学

所在地：目白台 2-8-1

建築年：昭和 40 年（香雪館）、昭和 49 年（七十年館）、平成 15 年（百年館）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

建物によって基本的なバリアフリー設備が整備されているところと整備されていないところが混在している。抜本的な改善は大規模修繕の時期となるが、当面は実施可能な対応を通じて利便性の改善を図る。

【確認内容（令和2年度までの完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
建物内 通路	基準適合した スロープへの改 修（香雪館）		・既存のスロープが改修され、勾配が緩やかになっていた。
建物内 通路	既存スロープの 勾配の改善 （七十年館）		・既存のスロープが改修され、勾配が緩やかになっていた。
上下移動	エレベーターの 設置（香雪館）		・車いす対応のエレベーターが設置されていた。

項目	事業内容	写真	所見
トイレ	車いす対応トイレの増設（百年館）		<ul style="list-style-type: none"> ・オストメイト対応設備、着替え台が設置された車いす対応トイレが増設されていた。

22. 文京学院大学（本郷キャンパス） 10

<山の手地域東部>

【事業計画】

1. 施設の概要

施設名：文京学院大学（本郷キャンパス）

事業主体：学校法人 文京学園



所在地：向丘1-19-1

建築年：平成元年（C館・体育館）、平成3年（D館・ラウンジ棟）、
平成8年（記念館）、平成16年（B館）、平成26年（S館）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

基本的なバリアフリー設備は整備されているが、古い基準による整備の部分もある。今後、抜本的な改善は大規模改修の時期となるが、当面は実施可能な対応を通じて利便性の改善を図る。

【確認内容（令和2年度までの完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
上下移動	階段への連続した手すりの設置・更新		<ul style="list-style-type: none"> 階段への連続した手すりが設置されていた。
案内設備	バリアフリールートのお知らせのわかりやすい案内表示の設置		<ul style="list-style-type: none"> 受付横に、バリアフリールートを示した大型の触知案内図が設置されていた。

項目	事業内容	写真	所見
案内設備	キャンパスガイドへのバリアフリー情報の表記		<ul style="list-style-type: none"> ・学生等に配布する手帳型ダイアリーのキャンパスガイドに、バリアフリールートに掲載していた。
案内設備	利用者にわかりやすい案内表示の総合的な検討	<p>キャンパスマップ</p>  <p>フロア案内図</p>  <p>ピクトグラムを活用した案内表示</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内各所にキャンパスマップやフロア案内が掲示されており、わかりやすく案内されていた。 ・ピクトグラムを活用した表示も多くあり、車いす使用者用トイレにはオールジェンダー対応のマークが採用されていた。

23. アカデミー千石・千石図書館 20

<山の手地域東部>

【事業計画】

1. 施設の概要

施設名：アカデミー千石・千石図書館

事業主体：文京区

所在地：千石 1-25-3

建築年：平成 5 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

現在、1階に車いすでの使用可能なトイレの設置、視覚障害者誘導用ブロックの設置、階段の2段手すりの設置が完了している。

今後はトイレの洋式化等のバリアフリー整備を進める。

【確認内容（令和2年度までの完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
出入口・敷地内通路	視覚障害者誘導用ブロックの連続設置（歩道から門まで）		<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界から建物出入口まで連続した視覚障害者誘導用ブロックが設置されていた。（道路から門までの追加、建物付近の JIS 規格対応）
出入口・敷地内通路	敷地内通路の舗装の改善		<ul style="list-style-type: none"> 敷地内通路全体がゴム系の舗装で整備され、平坦で歩きやすくなっていた。 舗装色は茶色系から赤系に変更され、視覚障害者誘導用ブロックの視認性が高まっていた。



項目	事業内容	写真	所見
上下移動	階段の上下端への視覚障害者誘導用ブロックの設置		<ul style="list-style-type: none"> 階段の上下端に視覚障害者誘導用ブロックが設置されていた。
人的対応・心のバリアフリー	筆談用具、拡大鏡、杖ホルダーの設置	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> <div style="text-align: center;">  <p>↑耳マーク (千石図書館)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>←耳マーク(アカデミー千石)</p> </div> </div> <div style="margin: 5px 0;">杖ホルダー</div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="margin: 5px 0;">拡大読書器</div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> アカデミー千石、千石図書館それぞれにわかりやすく耳マークが表示されていた。 拡大読書器や杖ホルダーも設置されていた。

24. 小石川図書館 23

<山の手地域中央>

【事業計画】

1. 施設の概要

施設名：小石川図書館

事業主体：文京区

所在地：小石川 5-9-20




建築年：昭和 40 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

現在、建物の構造上バリアフリーが進んでいるとはいええない状況である。

今後は建物に関わる以外の部分で改善ができるか検討を進める。また、文京区基本構想実施計画で、改築に関する検討を行う中でバリアフリーに対して検討する。

【確認内容（令和2年度までの完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
トイレ	トイレの洋式化		・洋式トイレが設置され、手すりが設置されている個室もあった。
案内設備	全体案内図の改修		・館内各所にフロア案内図が掲示されていたほか、配付用のプリントが用意されていた。
人的対応・心のバリアフリー	筆談用具、拡大鏡、杖ホルダーの設置		・コミュニケーション支援ボードと一体化した筆談具が設置され、利用案内も掲示されていた。

25. 水道端図書館 24

<山の手地域西部>

【事業計画】

1. 施設の概要

施設名：水道端図書館

事業主体：文京区

所在地：水道 2-16-14

建築年：昭和 52 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

現在、1階に車いすでの使用可能なトイレの設置は完了している。今後はトイレの洋式化等のバリアフリー整備を進めていく。

【確認内容（令和2年度までの完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
トイレ	トイレの洋式化		・手すり付きの洋式トイレが設置されていた。

26. 目白台図書館 25

<山の手地域西部>

【事業計画】

1. 施設の概要

施設名：目白台図書館
 事業主体：文京区
 所在地：関口3-17-9
 建築年：昭和58年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

現在、1階に車いすでの使用可能なトイレの設置、視覚障害者誘導用ブロックの設置、対面朗読室の設置は完了している。

今後はトイレの洋式化等のバリアフリー整備を進めていく。

【確認内容（令和2年度までの完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
建物内 通路	JIS規格に適合した視覚障害者誘導用ブロックの設置	対面朗読室 	・階段の踊り場や、2階のエレベーターから視覚障害者が利用する対面朗読室までの経路について、JIS規格に適合した視覚障害者誘導用ブロックが設置されていた。
上下移動	視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法の改善 視覚障害者誘導用ブロック  https://youtu.be/wnw15YRRyI8	階段の踊り場 	
		2階エレベーター前 	
			 実施前

項目	事業内容	写真	所見
案内設備	書架サインの改修		<ul style="list-style-type: none"> ・書架案内図が掲示されていた。
その他設備	カウンターの改修		<ul style="list-style-type: none"> ・角部分の面取りが行われたカウンターに改修された。 

27. 史跡湯島聖堂 29

<都心地域>

【事業計画】

1. 施設の概要

施設名：史跡湯島聖堂
 事業主体：公益財団法人 斯文会
 所在地：湯島 1-4-25
 建築年：昭和 10 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

築 80 年を経過して施設でバリアフリー対応はされていないので、当面は接遇のソフト面に注力する。ハード面は国有地なので関係当局と協議していく。

【確認内容（令和 2 年度までの完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
出入口	西門から大成殿前の段差解消（文化財のため改修は行わず仮設スロープの設置で対応）		・文化財の景観を損なわないよう配慮し、可搬式の木製スロープが用意されていた。
敷地内通路	会館内通路上の物品の除去による十分な幅員の確保（120cm）		・会館内通路は広い幅員が確保されていた。
案内設備	コミュニケーションボードや筆談具の設置		・筆談対応が可能なように、メモ用紙と筆記用具が用意されていた。

28. 東京ドーム

38

<都心地域>

【事業計画】

1. 施設の概要

施設名：東京ドーム（野球殿堂博物館含む）

事業主体：株式会社東京ドーム

所在地：後楽1-3-61

建築年：昭和63年（東京ドーム）、平成2年（第一プラザ）、平成4年（第二プラザ）

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

基本的なバリアフリー化を図っているが、従前の基準等にもとづくもので、現在の視点からみれば十分とはいえない点も見受けられる。大規模改修の時期に可能な対応を図っていくが、段階的に小規模改修を重ねており、その中で実施可能なものは、検討のうえ利便性改善に努める。

- ・平成28年7月16日 東京ドーム前人工地盤とアトラクションズバイキングゾーン間に、バリアフリーエレベーターを設置。
- ・平成28年6月28日 東京ドーム25ゲート横に多機能トイレを新設。

【確認内容（令和2年度までの完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
上下移動	階段の段鼻の強調（屋外部）		<ul style="list-style-type: none"> ・階段の段鼻が黄色で強調されていた。
案内設備	屋外案内サインの整備（外国語対応・ピクトグラム）		<ul style="list-style-type: none"> ・主要な箇所に敷地全体が把握できる案内サインが設置されていた（英語表記・ピクトグラムあり）。

項目	事業内容	写真	所見
その他 設備	車いす用観客席 からの観覧しや すさの向上		<ul style="list-style-type: none"> 各観客席のスペースを拡張し、同伴者も一緒に観覧できるようになっていた。(別途可搬式のいすを提供) 視界を遮らないように、車いす用観客席の前の座席はできる限り販売しないよう配慮しているとのことであった。
その他 設備	車いす用観客席 の増設		<ul style="list-style-type: none"> 車いす用観客席は 20 席（10 席が 2 箇所）設けられており、今後 30 席まで増設予定とのことであった。  <p style="text-align: right;">実施前</p>

29. 文京スポーツセンター 40

<山の手地域中央>

【事業計画】

1. 施設の概要

施設名：文京スポーツセンター

事業主体：文京区


所在地：大塚 3-29-2


建築年：昭和 61 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

現在、平成 28 年度末よりバリアフリー化を含めた大規模改修工事を実施している。今後は引き続きサポートの充実などソフト事業の推進を図る。

【確認内容（令和 2 年度までの完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
全体	大規模改修工事におけるバリアフリー化	受付 	<ul style="list-style-type: none"> 施設全体がリニューアルし、バリアフリー化された施設となっている。 ローカウンターのある受付が設置されていた。
		車いす使用者用トイレ 	<ul style="list-style-type: none"> 大型ベッドやオストメイト対応設備が備わった車いす使用者用トイレが設置されていた。
		だれでも更衣室 	<ul style="list-style-type: none"> 車いすで使用可能なだれでも更衣室が設置されていた。

項目	事業内容	写真	所見
		<p>車いす対応の水飲み場</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすで使用可能な水飲み場が設置されていた。
		<p>エレベーター</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターが整備されていた。
		<p>車いす使用者用観覧席</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすで使用可能な観覧席が整備されていた。
		<p>案内サイン</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ピクトグラムを用いたわかりやすい案内サインが設置されていた。

30. 文京グリーンコート



<山の手地域東部>

【事業計画】

1. 施設の概要

施設名：文京グリーンコート

事業主体：文京グリーンコート

所在地：本駒込 2-28-10

建築年：平成 10 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

建築当時の基準により基本的なバリアフリー設備は整備されている。

今後は大規模改修時に全体的なバリアフリー対策について検討することとし、当面は実施可能な事項より対応していく。

【確認内容（令和2年度までの完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
敷地内 通路	舗装の補修		・舗装補修の結果、石畳のがたつきやタイルのはがれは解消されていた。

31. ラクーア



<都心地域>

【事業計画】

1. 施設の概要

施設名：ラクア
 事業主体：株式会社東京ドーム
 所在地：後楽1-3-61
 建築年：平成15年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

基本的なバリアフリー化を図っているが、当時の基準等にもとづくもので、現在の視点からみれば十分とはいえない点も見受けられる。今後は、大規模改修の時期に可能な対応を図るが、個別対応可能なものは、検討の上順次利便性改善に努める。

【確認内容（令和2年度までの完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
敷地内 通路	敷地入口からバリアフリーエレベーターまでの視覚障害者誘導用ブロックの設置		<ul style="list-style-type: none"> 以前は敷地入口から1階出入口までの誘導のみだったが、エレベーターへの視覚障害者誘導用ブロックが追加された。
上下移動	エレベーターへの点字表示（後楽園側バリアフリーエレベーターカゴ内）		<ul style="list-style-type: none"> エレベーター内の各ボタンに点字表示がされていた。
案内設備	案内サインの整備（外国語対応、ピクトグラム等）		<ul style="list-style-type: none"> 案内サインでは、日本語・英語の2カ国語の表記が基本となり、部分的に中国語・韓国語の表記もされていた。

32. 六義園



<山の手地域東部>

【事業計画】

1. 施設の概要

施設名：六義園
 事業主体：東京都 建設局 東部公園緑地事務所
 所在地：本駒込 6-16
 開設年：昭和 13 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

都市公園に係る条例やマニュアル等に基づき、文化財としての価値を損なわないように、施設改修にあわせバリアフリー化を進める。

【確認内容（令和2年度までの完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
案内設備	案内パンフレットの表示方法の見直し		<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットに車いす通行可ルートを示している ・ウェブページで園路の勾配や幅員を示した詳細なバリアフリールートを公表しており、事前に車いす使用者から連絡があれば、プリントアウトして渡している。 https://www.tokyo-park.or.jp/map/rikugi_bf.pdf
案内設備	悪路対応車いすの貸出に関する案内表示の設置		<ul style="list-style-type: none"> ・貸出用の簡易電動車いすを用意している。

33. 目白台運動公園



<山の手地域西部>

【事業計画】

1. 施設の概要

施設名：目白台運動公園

事業主体：文京区

所在地：目白台 1-19・20

開設年：平成 21 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

中央出入口からパークセンターまでバリアフリー対応済みである。今後は、段差等小規模なバリアに対するの対応を随時行っていく。

【確認内容（令和2年度までの完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
管理棟	階段の手すりの取替		<ul style="list-style-type: none"> 手すりの取替の代替措置として、ジョイントカバーを設けることにより手すり間の隙間をなくしていた。
管理棟	階段蹴上げ部分の安全対策（つまずき防止）の実施		<ul style="list-style-type: none"> 蹴上の裏側にクッション材を貼ることにより、つまずきにくくなっていた。

項目	事業内容	写真	所見
管理棟	案内板の改修 (凡例の明記、 点字シールの貼付)		<ul style="list-style-type: none"> 館内案内図の内容を示す点字シールが貼付された。 丸いシールの内容について、「消火器」凡例が追加された。 
トイレ	多機能トイレの 扉の改修 ごみ入れの移動	 	<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者等が利用する際、扉から手を離すと勝手に閉まることがないように改修されていた。 利用の阻害にならない位置にごみ入れが移動されていた。

34. 江戸川公園



<山の手地域西部>

【事業計画】

1. 施設の概要

施設名：江戸川公園

事業主体：文京区

所在地：関口2-1

開設年：大正8年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

直近であれば、平成12年に公園東部エリアの改修を行っている。

平成29年度に、公園内にある2箇所のトイレ（江戸川公園便所と江戸川公園内公衆便所）の建替に伴い、付帯工事として園内一部の整備も行う。

【確認内容（令和2年度までの完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
出入口	車止めの再配置 (西側出入口)		・出入口は車いすで通行可能な車止めの配置となっている。
園路	主要な園路の傾きや段差の解消 (東側出入口付近、西側出入口～トイレは短期的に対応)  東側 https://youtu.be/k1t6F5Klj1Y	東側  西側 	・出入口からトイレまでの園路が整備され、視覚障害者誘導用ブロックが連続設置されていた。

項目	事業内容	写真	所見
トイレ	<p>だれでもトイレの設置</p> <p></p> <p>東側</p> <p>https://youtu.be/J9GC_wu58BE</p> <p></p> <p>西側</p> <p>https://youtu.be/PGJuV3l8JBM</p>	 	<ul style="list-style-type: none"> ・オストメイト対応設備、乳幼児用設備、着替え台などがあり、十分な広さが確保されていた。 ・一般トイレ各個室にベビーカーや幼児用便座、手すりがあり、機能分散に配慮されていた。

35. 小石川後楽園



<都心地域>

【事業計画】

1. 施設の概要

施設名：小石川後楽園
 事業主体：東京都 建設局 東部公園緑地事務所
 所在地：後楽 1-6-6
 開設年：昭和 13 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

小石川後楽園は文化財保護法により、文化財としての管理が求められている施設であるため、基本的には現状を維持管理し、施設の大幅な改修は認められていない。一方で、社会的な要請としてバリアフリーの推進も求められているため、ソフト事業を中心としながら関係各所に働きかけ、可能な範囲でハード面についてもバリアフリー化を推進していく。

【確認内容（令和2年度までの完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
トイレ	涵徳亭内トイレ の改修 車いす使用者用 トイレ  https://youtu.be/xKmqoNem9VE		・一般トイレはベビーチェア、手すり付きの便房が整備されていた。
	一般トイレ  https://youtu.be/a6_8Wi4yaHI		

項目	事業内容	写真	所見
案内設備	<p>トイレへの音声案内設置</p> <p>出入口</p>  <p>https://youtu.be/LHazcELSxqE</p> <p>内部</p>  <p>https://youtu.be/JDjPQhgLhyE</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・団体休憩所前の車いす使用者用トイレの出入口と内部に音声案内が設置されていた。 ・出入口では、男性トイレ・女性トイレ・車いす使用者用トイレの位置を案内している。 ・内部では、車いす使用者用トイレの各設備の位置について案内している。
案内設備	耳マークの表示		<ul style="list-style-type: none"> ・受付に耳マークが表示されており、筆談具も用意されていた。
人的対応・心のバリアフリー	高齢者・障害者等に配慮した案内（ソフト対策）の充実（パンフレットやWEBページ等）		<ul style="list-style-type: none"> ・園内の案内板やパンフレットに、車いす通行可ルートやトイレ設備等のバリアフリー情報が記載されていた。 ・WEB ページにバリアフリーマップが掲載されていた。 <p>https://www.tokyo-park.or.jp/map/koishikawa_bf.pdf</p>

項目	事業内容	写真	所見
<p>その他 設備</p>	<p>涵徳亭入口スロープへの柵の設置（建物内部）</p>		<p>・建物外部の手すりと連続的に、内部にも手すりが設けられた。</p>  <p>実施前</p>

36. 教育の森公園・占春園

8

<山の手地域中央>

【事業計画】

1. 施設の概要

施設名：教育の森公園・占春園

事業主体：（教育の森公園）文京区

（占春園）国立大学法人 筑波大学

所在地：大塚3-29

開設年：昭和61年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

現在、バリアフリー化も含めた改修工事を実施しており、平成30年度に完了予定である。

【確認内容（令和2年度までの完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
園路	（教育の森公園）主要な園路のバリアフリー化		・主要な園路は平坦で、視覚障害者誘導用ブロックが連続設置されていた。
トイレ	（教育の森公園）だれでもトイレの設置	 	・管理棟に、オストメイト対応設備、幼児用小便器、ベビーベッド、ベビーチェア、着替え台が設置されたトイレが設置されていた。

37. 六義公園・六義公園運動場



<山の手地域東部>

【事業計画】

1. 施設の概要

施設名：六義公園・六義公園運動場

事業主体：文京区

所在地：本駒込 6-16

開設年：昭和 52 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

（六義公園）平成 17 年に、バリアフリー化を含むトイレの改修工事を行っている。平成 30～31 年度に行う公園再整備工事に向けて、バリアフリー対応等を含めて実施設計を進めている。

（六義公園運動場）抜本的な改善は大規模改修の時期となるため、当面はソフト対策を充実させていく。

【確認内容（令和 2 年度までの完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
出入口/ 園路	<p>（六義公園） 視覚障害者誘導 用ブロックの設 置</p> <p>出入口～トイレ</p>  <p>https://youtu.be/Dkb1_BQP9A</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・東側出入口～案内図～トイレ間に視覚障害者誘導用ブロックが設置されていた。
トイレ	<p>（六義公園） トイレの建替に あわせてだれで もトイレの整備</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・オストメイト対応設備、乳幼児用設備、着替え台などがあり、十分な広さが確保されていた。 ・一般トイレ各個室にベビチェアや幼児用便座、手すりがあり、機能分散に配慮されていた。

項目	事業内容	写真	所見
案内設備	(六義公園) よりわかりやすい 案内表示の設置		<ul style="list-style-type: none"> ・ 東側出入口付近に園内の配置を示す触知案内図が設置されていた。

38. 後楽公園

<都心地域>

【事業計画】

1. 施設の概要

施設名：後楽公園

事業主体：文京区

所在地：後楽1-6

開設年：昭和53年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

平成18年にはバリアフリー工事を行っており、スロープやだれでもトイレも整備している。今後は区民意見を踏まえたさらなる利便性の向上を検討していく。

【確認内容（令和2年度までの完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
園路	小石川後楽園方面への車いす使用者に配慮した園路の舗装や案内表示 出入口付近に小石川後楽園への案内の設置	 	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装が締め固められ、車いすでも通りやすいように配慮されたほか、小石川後楽園への動線について、う回路も含めた説明書きの看板が設置されていた。
トイレ	多機能トイレへの子ども用便座の設置	 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児用便座が設置されていた。また、押ボタンの案内表示が一部追加されていた。

実施前

39. 礪川公園

<都心地域>

【事業計画】

1. 施設の概要

施設名：礪川公園
 事業主体：文京区
 所在地：春日1-15
 開設年：昭和39年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

平成17年にはバリアフリー工事を行い、階段にスロープを設置した。また、平成20年にはトイレ改修工事を行い、だれでもトイレを設置している。今後は区民意見を踏まえたさらなる利便性の向上を検討していく。

【確認内容（令和2年度までの完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
上下移動	階段の始末端部への視覚障害者誘導用ブロックの設置		・階段の始末端部に視覚障害者用誘導用ブロック（点状ブロック）が設置されていた。
園路	トイレ前の勾配の改善		・すりつけ部の補修を行い、車いす使用者等がアクセスしやすいよう、傾斜のないフラットな状態となっていた。  実施前

40. 須藤公園

<下町隣接地域>

【事業計画】

1. 施設の概要

施設名：須藤公園

事業主体：文京区

所在地：千駄木3-4

開設年：昭和9年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

高低差のある地形が特徴的な公園となっており、古木も多く、住宅街の中に位置している。平成29年度の工事で、視覚障害者誘導用ブロックの設置や園路の整備、トイレの改修等、より多くの人々が快適に利用できる公園再整備を行う。

【確認内容（令和2年度までの完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
出入口	出入口の改修（段差や勾配の解消、幅員の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置）		<ul style="list-style-type: none"> 出入口は通行の支障となる柵を撤去してバリアフリー化され、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていた。
園路	十分な幅員の確保		<ul style="list-style-type: none"> 主要な園路は平坦で移動しやすい舗装となっており、十分な幅員が確保されていた。
トイレ	トイレの洋式化及びだれでもトイレの設置		<ul style="list-style-type: none"> オストメイト対応設備、乳幼児用設備などがあり、十分な広さが確保されていた。 扉に横手すりがあり、開けやすさに配慮されていた。 一般トイレ各個室にベビーチェアや幼児用便座、手すりがあり、機能分散に配慮されていた。

項目	事業内容	写真	所見
休憩施設	ベンチ等の設置		<ul style="list-style-type: none"> ・園内の各所にベンチが設置されていた。
案内設備	<p>大きくわかりやすい案内表示の設置</p> <p>出入口～案内図～トイレ</p>  <p>https://youtu.be/2FL_ujjKkv8</p>	 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の全体案内図が各出入口に掲示されており、園内の池や滝、段差などの状況もわかるような触知案内図も設けられていた。

41. 御茶の水橋際公衆便所

<都心地域>

【事業計画】

1. 施設の概要

施設名：御茶の水橋際公衆便所

事業主体：文京区

所在地：湯島 1-5-14

建築年：昭和 12 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

平成 16 年に改築し、だれでもトイレを設置した。オストメイト等も設置しており、バリアフリー化が完了している。

【確認内容（令和 2 年度までの完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
トイレ	開閉しやすい扉への改善		・扉は開閉しやすく、開いた状態でしっかりと止まるものになっていた。

42. 後楽橋際公衆便所

<都心地域>

【事業計画】

1. 施設の概要

施設名：後楽橋際公衆便所

事業主体：文京区

所在地：後楽1-2-12

建築年：昭和14年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針（地区別計画策定時）

昭和55年に改築工事を行っている。現在は男子トイレと女子トイレが併設された形態となっているが、平成29年度の工事で男子トイレ、女子トイレ、だれでもトイレをそれぞれ設置するとともに便器の洋式化も行い、トイレ環境の整備を行う予定である。

【確認内容（令和2年度までの完了事業）】

項目	事業内容	写真	所見
トイレ	<p>トイレの洋式化及びだれでもトイレの設置</p>  <p>https://youtu.be/2sX-9R0QqBg</p>	  	<ul style="list-style-type: none"> ・オストメイト対応設備、乳幼児用設備、着替え台などがあり、十分な広さが確保されていた。 ・一般トイレ各個室は洋式であり、ベビーチェアや幼児用便座、手すりがあり、機能分散に配慮されていた。